
松阪市環境基本計画

— 中間見直し版 —



Matsusaka City ecological plan

 松 阪 市

MY•ECO(マイ•エコ)とは

1人でも多くの方々に本計画の趣旨を知っていただき、環境にやさしい行動ができる人の環を市域全体へと広げたいという願いを込めて、本計画の英語表記「Matsusaka City ecological plan」を略した「MY•ECO(マイ•エコ)」を本計画のロゴ(ロゴタイプ)として使用しました。

「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」をめざして

伊勢平野の中央部に位置し、美しい山なみと清らかで美しい川に恵まれた本市は、多くの自然の恵みを受けており、先人が築いてきた歴史や文化と共に、私達の日常生活にやすらぎやうるおいを与えています。

本市では、この素晴らしい環境を守り、次世代に引き継いでいくために、平成17年に松阪市環境基本条例を制定しました。これは、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を目的としたものであり、「うるおいある豊かな環境」をめざすべき環境像と位置づけています。



松阪市環境基本計画は、この「うるおいある豊かな環境」を守り創造するための行動指針として、平成18年度に策定されたものであります。市民・市民団体・事業者・市がそれぞれの立場で役割を果たしながら連携・協力し、環境に対する様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし、策定から5年が経過し、近年の環境や社会情勢は大きく変化しています。このような変化に対応し、めざすべき環境像である「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」をより実現できるよう、今回の見直しを行いました。

松阪市環境基本計画は、松阪市総合計画の「市民みんなで」の基本理念のもと、市民の皆さまをはじめ市民団体、事業者など多様な主体の方々とともに推進してまいります。そして、ひとりでも多くの方々に松阪市環境基本計画の趣旨を知っていただき、環境にやさしい行動ができる人の輪が広がっていくことを期待します。

最後に、この計画の見直しにあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました市民、事業者、松阪市環境基本計画策定委員会委員、松阪市環境審議会委員の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成24年3月

松阪市長 山中光茂

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の対象地域	5
5. 対象とする環境の範囲	5
第2章 松阪市の環境の現況と課題	7
1. 市の概要	8
2. 〈自然環境〉に関する現況と課題	10
3. 〈生活環境〉に関する現況と課題	14
4. 〈快適環境〉に関する現況と課題	19
5. 〈地球環境〉に関する現況と課題	23
6. 〈環境教育・環境学習と仕組みづくり〉に関する現況と課題 ..	27
第3章 めざすべき環境像と環境ビジョン	29
1. めざすべき環境像	30
2. 環境像実現に向けての基本的考え方	32
3. 地域別における基本的方向	34
4. 環境ビジョン	36
第4章 環境目標	39
1. 目標の設定	40
2. 目標の性格と位置づけ	54



第5章 施策の展開	55
施策の展開の体系	56
1. 健全な水循環の回復と維持	58
1) 森林の保全と林業の活性化	58
2) 良好な水辺空間の形成	60
2. 多様な生態系と自然環境の保全及び回復と動植物の保護	62
1) 生物多様性と貴重な動植物の生息・生育環境の保全	62
2) 自然環境に配慮した農業・漁業の促進	64
3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防	66
1) 大気汚染の防止	66
2) 水質汚濁の防止	68
3) 有害化学物質への対応	70
4) 騒音・振動及び悪臭の防止	72
5) 近隣公害への対応	74
4. 歴史文化の薫る魅力ある景観の形成と やすらぎある空間づくり	76
1) 歴史文化遺産の保全と活用	76
2) 個性豊かな美しい景観づくりの推進	78
3) 公園・緑地の整備	80
4) 誰にでもやさしい空間づくりの推進	82
5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全	84
1) ごみの減量化と再利用の促進	84
2) 環境産業の育成	86
3) ごみの適正処理	88
4) 省エネルギー・新エネルギーの推進	90
5) 地球温暖化の防止	92
6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり	94
1) パートナーシップの仕組みづくり	94
2) 環境教育・環境学習の推進	96

第6章 計画の推進	99
1. 計画の推進における基本的な考え方	100
2. 「選択と集中」に重点を置いた評価体制	101
3. 「わかりやすさ」に重点を置いた取り組み結果の公開	103
4. 「市民参加」に重点を置いたパートナーシップの構築	104
第7章 環境にやさしい行動指針	107
1. 指針策定の背景	108
2. 指針の位置づけ	108
3. 指針の構成	109
4. 指針の推進	110
5. 市民、市民団体、事業者の行動指針	111
6. 市の行動指針	114
資料編	115
1. 松阪市環境基本条例	116
2. 松阪市環境基本条例と松阪市環境基本計画関連図	124
3. 松阪市環境審議会	126
4. 松阪市環境基本計画策定委員会	129
5. 松阪市環境基本計画庁内策定検討会	131
6. 松阪市環境基本計画中間見直し策定チャート	132
7. 松阪市環境基本計画中間見直し策定経過	133
8. 松阪市環境基本計画中間見直し（中間案）に関する 意見（パブリックコメント）	134
9. 用語解説（解説のある用語には*が記されています。）	138

第 1 章

計画の基本的事項

この章では、計画の背景と趣旨、計画の位置づけや期間、対象とする環境の範囲など、松阪市環境基本計画の全体に関わる基本的な事項を示しました。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

1. 計画の背景と趣旨

合併前の旧松阪市において、平成 14 年 6 月に「松阪市環境懇話会」が設置されました。懇話会では、近い将来合併による市域の拡大による環境問題への対応も視野に入れて議論を重ね、平成 15 年 3 月に「松阪市環境懇話会提言書」として旧松阪市に提出されました。

同提言書における「環境を守り育てていくためのきまりと仕組みをつくる～環境基本条例と環境基本計画の必要性～」と題した提言で、次のように環境基本条例そして環境基本計画の必要性を述べています。

— 提 言 —

環境を守り育てていくためのきまりと仕組みをつくる

～環境基本条例と環境基本計画の必要性～

今日の環境問題を解決していくには、従来からの排出規制などの規制措置だけではなく、行政、市民・市民団体、事業者が協働して取り組むべき問題であるといえます。それぞれのパートナーシップのもと、松阪市の環境はどうあるべきなのか、どのような目的・理念のもとにそれぞれが行動していくべきなのかを示すきまりをつくり、お互いが一つの方向に向かって環境保全を推進していくことが必要です。そのためにも、「環境基本条例」を制定し、松阪市のめざすべき環境像を掲げ、それぞれが果たすべき役割を明確にしたうえで、環境保全や都市景観、ごみ減量などの個別の施策を展開していくべきであると考えます。

また、今日の環境保全に関する施策手段は、従来の規制措置に加え経済的措置、施設整備、環境教育、環境保全活動の支援など広範囲にわたっています。また、具体的な施策の実施においては、生活環境、自然環境といったこれまでの枠組みを超え、環境そのものを総合的にとらえて施策を講ずることが必要となっており、これらを円滑に推進するためには、こうした多種多様な施策に対し有機的連携を保ちながら進めていくことが求められます。

それとともに、環境ホルモンに代表されるように、今日の環境問題は将来世代にもわたる時間的な広がりを持つものとなっており、長期的な視点で対策を考える必要性が生じてきています。そして、先に述べた行政、市民・市民団体、事業者の各主体の取り組みを総合的な視点で促進することが必要となってきました。

このことにより、「新松阪市総合計画」の基本構想を基にして、環境保全施策の総合的、計画的な推進のための中心的な仕組みである「松阪市環境基本計画」の策定が必要であると考えます。また、本計画の推進にあたっては、すでに運用している環境マネジメントシステムと連携して、効率的に進めるよう求めます。

これを受け、旧松阪市において平成16年8月に「松阪市環境基本条例」が制定されました。また、平成17年1月に松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の1市4町が合併し、新「松阪市」が誕生したことに伴い、本条例は、それぞれにおける町の環境条例の趣旨を踏まえ、一部修正を加え新市の環境基本条例として制定されました。

松阪市環境基本条例は、「うるおいある豊かな環境」を保全し創造することをめざして5つの基本理念を掲げ、市はもとより市民、市民団体、事業者それぞれの役割を明らかにしています。

また、第8条では基本理念にのっとり、施策の策定等に係る基本方針を示すとともに、第9条ではうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容や、環境への配慮の指針などを定めた「環境基本計画」を策定することとしています。

以上のような環境基本条例の趣旨を踏まえて平成18年度に「松阪市環境基本計画」を策定しました。

本計画中間見直し版は、近年の環境や社会情勢の急激な変化に対応するとともに、平成22年度に策定された松阪市総合計画^{*}と整合性を図り、また、環境目標の現在の達成状況等を踏まえて数値目標を再検討するため、平成23年度に見直しを行ったものです。

松阪市環境基本条例における基本理念

- 1 市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を構築すること。
- 2 すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、人も生きものもおいしく感じる水を取り戻し、守っていくため健全な水循環の回復と維持に努めること。
- 3 多様な生物が生息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然そして生物を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- 4 先人が築きそして引き継いできた歴史文化遺産を発掘、保全及び活用し、これらの所産が、私たちの生活の中に密着したものとして活かされるとともに、歴史文化環境の大切さを引き継ぎ伝えていくこと。
- 5 地球環境保全に関して、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に松阪市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って環境にやさしい行動を実践すること。

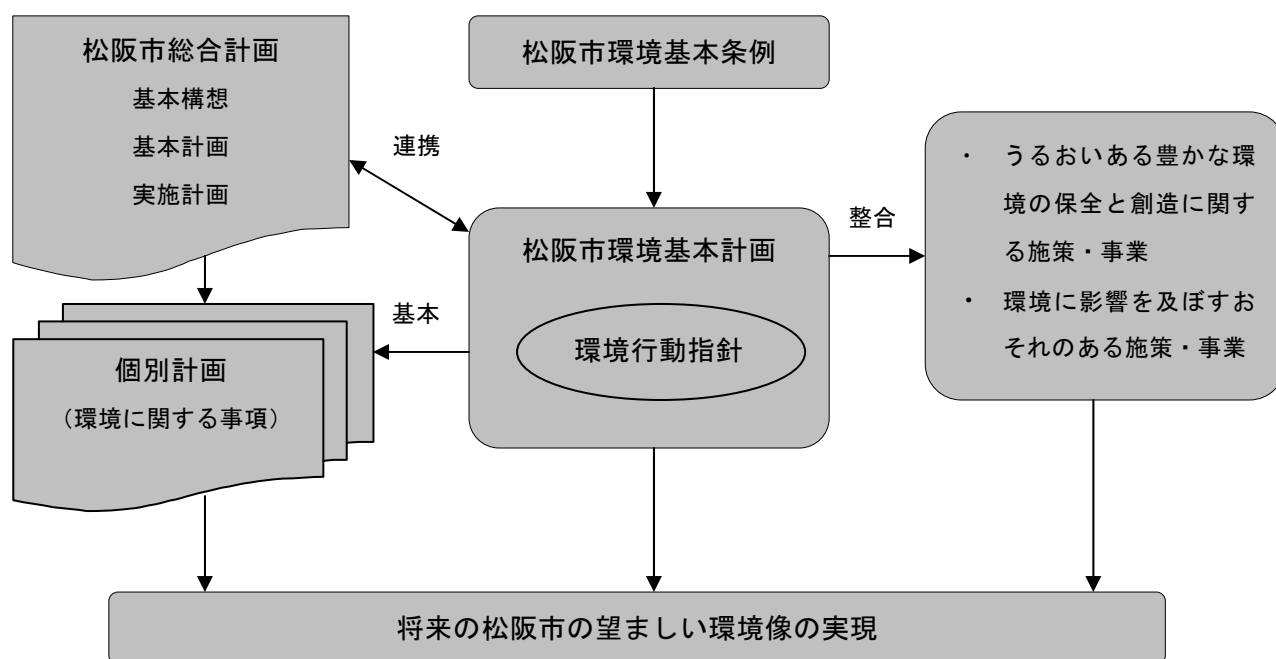
(松阪市環境基本条例 第3条より)

2. 計画の位置づけ

松阪市環境基本計画は、松阪市環境基本条例に基づいて策定されるものであり、松阪市総合計画*と連携して、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本市の望ましい環境像の実現をめざすものです。

市が策定する個別計画で環境に関する事項については、この計画を基本とするとともに、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策・事業や環境に影響を及ぼすおそれのある施策・事業は、この計画と整合を図る必要があります。

また、市民、市民団体、事業者が、よりよい環境づくりに向けて取り組むべき行動の指針（環境行動指針）についてもこの計画に含めるものとします。



3. 計画の期間

本計画は、計画の実効性を確保するため総合計画との連携を考慮し、平成 19（2007）年度を初年度とし、平成 29（2017）年度を目標年度とします。ただし、環境分野には次世代の市民のことも考慮に入れなければならない長期的な視点を必要とする事項もあることから、21 世紀の半ばを展望できるような方向性を示すものとします。

なお、平成 23 年度に中間見直しを行いました。今後も必要に応じて、本市を取り巻く環境や社会の状況を踏まえるとともに、総合計画をはじめ他の計画との整合性にも配慮し、適宜見直しを図っていきます。

計画の期間：平成19（2007）年度～平成29（2017）年度

4. 計画の対象地域

松阪市全域（623.77km²）を対象地域とし、それぞれの地域特性を踏まえた上で計画を策定します。

また、市域外におよぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水をはじめ地球環境に関わる問題など、広域的な取り組みを必要とする施策については、国、三重県及び他の地方公共団体などと連携して取り組みます。

5. 対象とする環境の範囲

「環境」という言葉は、自然環境だけでなく生活環境、快適環境、職場環境などのように社会環境も含めて、さまざまな意味合いで使われています。

本計画を実効性あるものとするためには、対象となる「環境施策の範囲」をあらかじめ整理しておく必要があります。計画の対象範囲は、大まかに以下のように区分します。

自然環境

健全な水循環や生物の生息・生育環境の保全と回復を目的に、主に以下の環境要素を対象とします。

（環境の要素）

水循環（森林・川・海）、身近な動植物

生活環境

都市生活型公害及び産業公害の防止と予防を目的に、主に以下の環境要素を対象とします。

(環境の要素)

典型7公害(大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下)、
都市生活型公害(近隣騒音、野焼き、飼養動物のふんなど)

快適環境

快適環境の創造を目的に、歴史文化遺産の発掘、保存と活用、景観に配慮したまちづくり、公園・緑地の整備、駅、道路や歩道、公共施設におけるバリアフリー*化などに関する環境要素を対象とします。

(環境の要素)

歴史文化遺産、景観、公園・緑地、公共空間のバリアフリー

地球環境

地球環境問題における地域での取り組みを実践していくことを目的に、資源エネルギーやリサイクルなどに関する環境要素を対象とします。

(環境の要素)

省エネルギー・新エネルギー*、ごみ・リサイクル、地球温暖化*

環境教育・環境学習と仕組みづくり

環境に関する教育・学習を推進し、市、市民、市民団体、事業者が協働して環境にやさしい行動を実践することのできる仕組みをつくることを目的に、環境教育・環境学習と仕組みづくりに関する環境要素を対象とします。

(環境の要素)

環境教育及び環境学習の充実、協働のための仕組みづくり

第2章

松阪市の環境の現況と課題

この章では、松阪市における環境の現況を「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」、「環境教育・環境学習と仕組みづくり」の分野別にまとめ、今後取り組むべき課題を整理しました。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

1. 市の概要

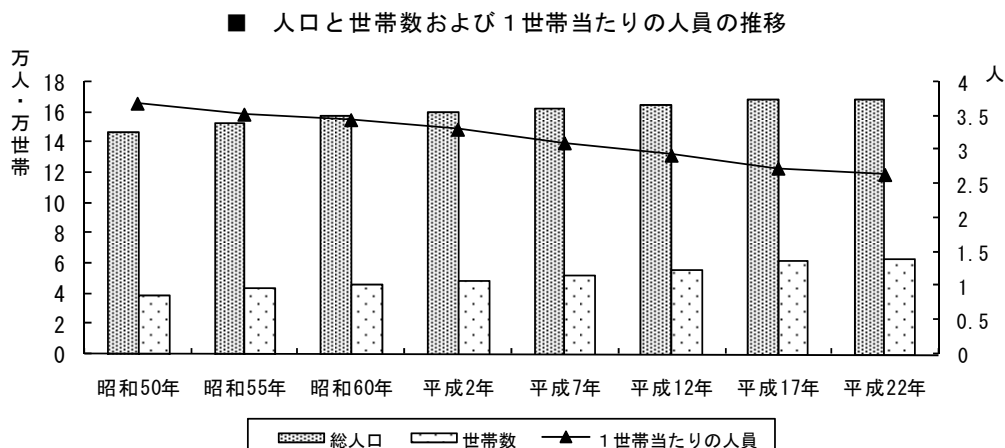
(1) 位置・地勢

本市は三重県のほぼ中央に位置し、東は伊勢湾、西は台高山脈と高見山地を境に奈良県に、南は台高山脈の白倉山、迷岳を境に多気郡に、北は雲出川を隔てて津市に接しています。その市域は、東西方向に約 50km、南北方向に約 37km と東西に細長く伸び、623.77 km²の面積を有しています。本市においては、山林の占める比率が高いのが特徴的であり、山林面積は県内市部の中で最も広い面積を有しています。



(2) 人口

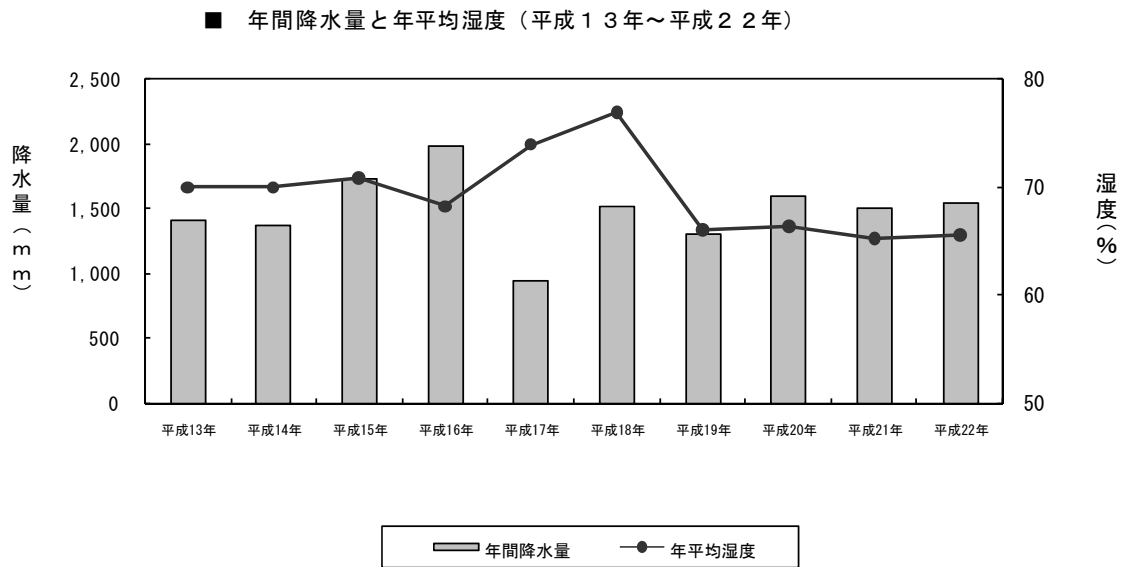
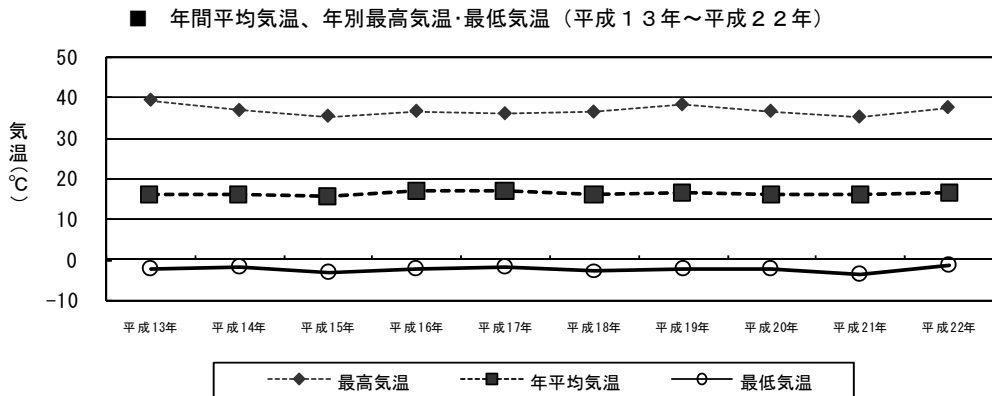
平成 22 年の国勢調査による総人口は 168,017 人であり、世帯数は 63,611 世帯となっています。前回調査までの人口増加から人口減少へと転じました。しかしながら、昭和 50 年以降の 35 年間で人口は約 2 万人、世帯数は約 2 万 5 千世帯増えています。世帯数の増加に伴い、1 世帯当たりの人員は年々減少し、平成 22 年は 3 人を下回る 2.64 人となっています。



資料：国勢調査

(3) 気象

本市の気候は、夏季に雨が多く、冬季に晴天が続く東海型気候区に属し、全般的に温暖であるのが特徴です。近年（平成13年～平成22年）の平均気温は16.1℃であり、最低気温は-3.7℃（平成21年）、最高気温は、39.2℃（平成13年）を記録しています。また、平均降水量は1,489mm、平均湿度は69.3%となっています。



資料：松阪地区広域消防組合

2. 〈自然環境〉に関する現況と課題

○水循環

伊勢平野の中央部に位置する本市は、西に高見山地より連なる美しい山並みが広がり、これにより流れ出る水は、くしだ さかない なかむら 櫛田川、阪内川、中村川などの清らかで美しい川を通して東に広がる伊勢湾に注ぎ込んでいます。この山から海にいたる一連の「緑の帯」により、この地域一体は多くの自然の恵みを受けてきました。

しかし、近年、自然の営みに必要な安定した水量の確保や、多様な生態系の維持に必要な水質の確保が困難になりつつあります。これは、家庭や事業所からの排水による水質の汚濁に加え、自然の水循環そのものが健全な状態ではないのが原因の一つと考えられています。

〈森林〉

本市の森林率は69%と県内市部の中でも高く、人工林率は74%となっており、その内の99%以上をスギ、ヒノキなどの針葉樹が占めています。これら広範囲にわたる人工林において、木材価格の長期低迷による採算性の悪化や林業従事者の高齢化などにより適正な管理が難しい状況であるため、森林の持つ水源のかん養機能*及び水質の浄化作用が低下しています。これに対し、自然林は、シイ、カシ、ナラ類などの広葉樹が96%以上を占めており、これらの広葉樹は、動植物の生態系を保護し、水源の確保及び水に養分を与えるなどの役割を担っています。



■ 伊勢三山（つぼねがだけ 局ヶ岳、しらいさん 白猪山、ほっさかさん 堀坂山）の一つ局ヶ岳

〈川・海〉

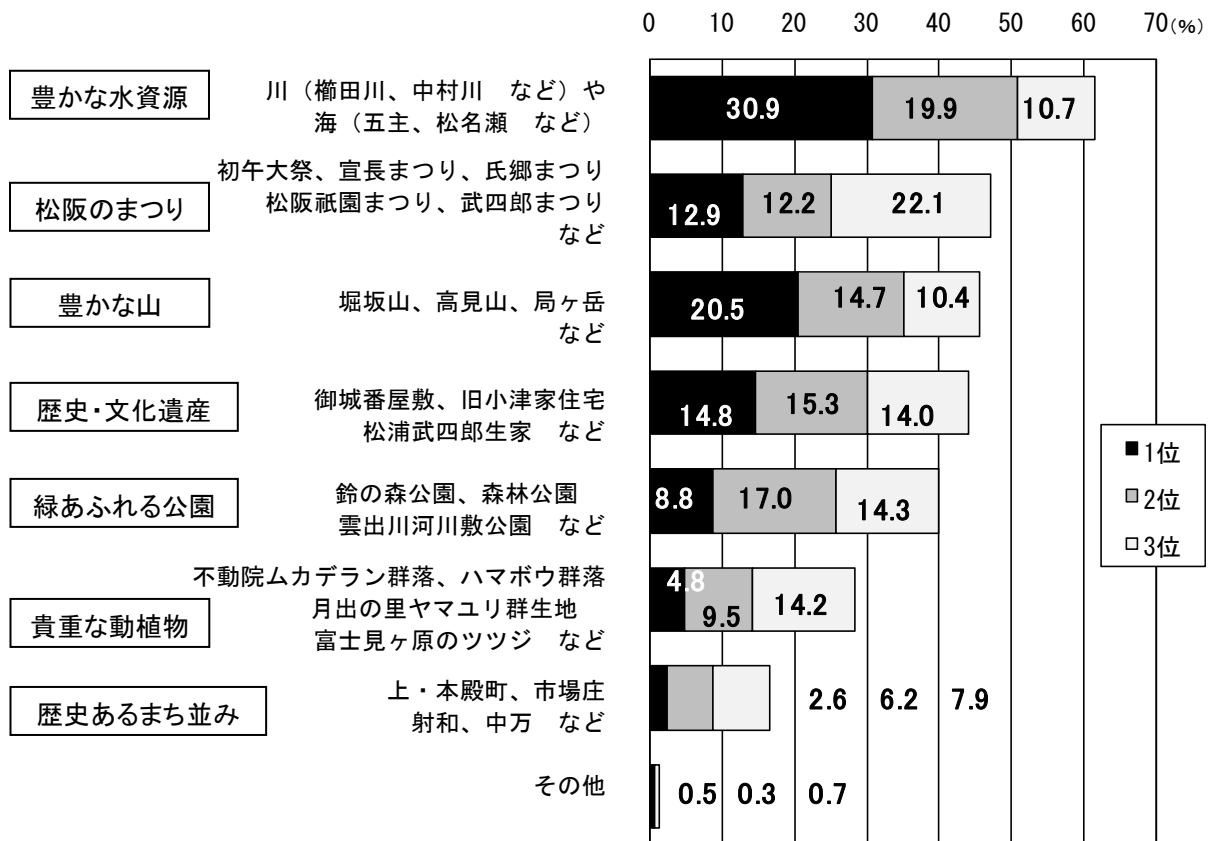
市内には一級河川の櫛田川、雲出川、市街地を流れる二級河川の阪内川をはじめとした大小の川があり、これらはいずれも伊勢湾に注ぎ込んでいます。それぞれの河川域には上流域、中流域および下流域で多様な生物が生息しています。

また、海域には魚類、貝類、甲殻類等が生息するとともに、藻場を構成するアマモが繁茂しており、漁業の対象としてノリ類の養殖も行われ、豊かな漁場を形成しています。さらに、海と川の合流点である河口域には広大な干潟が形成され多様な生物が生息し、豊かな生態系を見出すことができます。

このように、松阪市内には希少生物を含めて多様な生物が生息していますが、堤防を設置し、河川護岸の工事を行うことにより、多様な生物を育む自然環境に影響を及ぼしています。このため、市内における自然環境の現状は、水域の生物多様性の維持にあたり厳しい状況にあると言えます。

しかし、市民の多くは、これらの川や海の豊かな水資源を「未来に残すべき特色ある松阪市の環境資源」として捉えています。また、市民の多くが、望むべき環境施策として「河川・水辺の保全」をあげています。（市民アンケート【下記参照】の結果より）

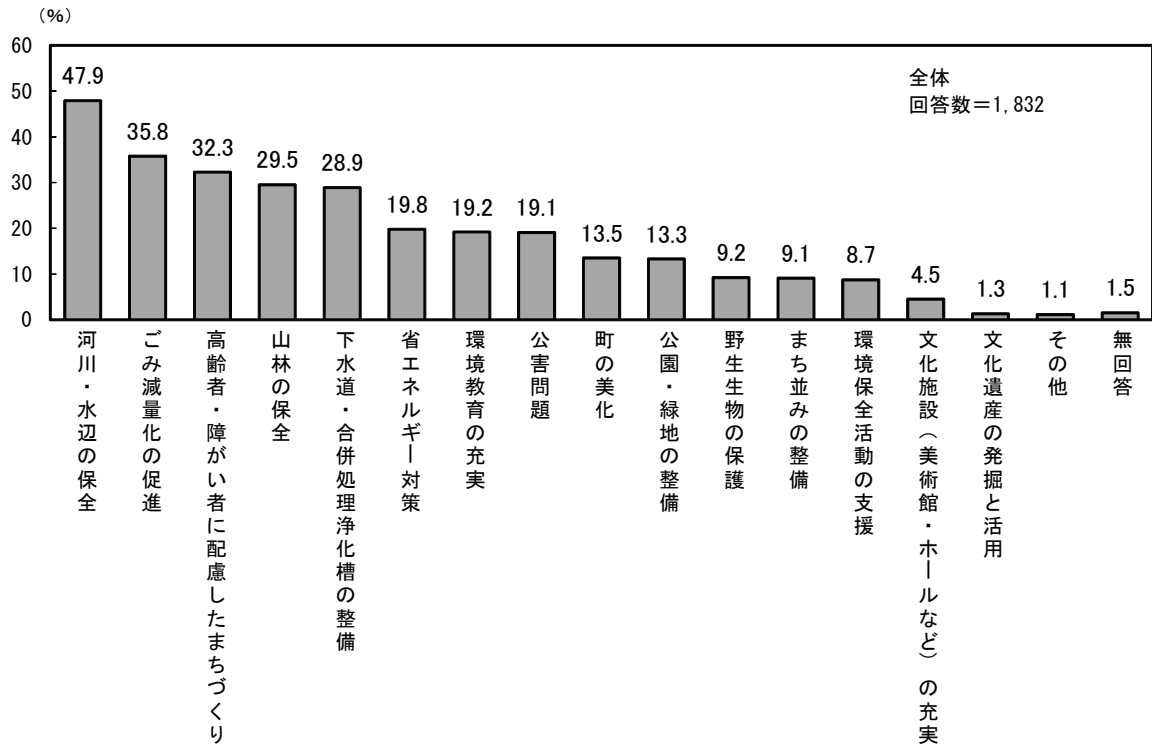
■ 未来に残すべき特色ある松阪市の環境に関わる資源 (1位から3位までの回答の和)



○市民アンケート
環境基本計画など松阪市の行政施策に生かすことを目的に、市内在住の市民4,000人を対象に平成17年に実施した環境に関するアンケート調査。

(市民アンケート問5より)

■ 今後よりよい環境をつくっていくための施策として特に重要だと思われるもの



(市民アンケート問9より)

水循環（森林・川・海）に対する課題

- ・ 「環境」と「生産」の両面から森林保護の対策を講じる必要がある。
- ・ 針葉樹に広葉樹を交えた「針広混交林^{*}」を広げていく必要がある。
- ・ 「山は、市民みんなが共有する貴重な財産である」との認識のもと、市民自身も積極的に森林保全に関わることが求められる。
- ・ 自然環境や生態系に配慮するとともに、人の心を癒し、身近にふれあう場の存在も重視した河川や海岸の整備を進める必要がある。
- ・ 河川や海岸における清掃活動など、身近な水環境を守ろうとする取り組みを進める必要がある。
- ・ 水が循環する「山」「川」「海」を一体的に考え、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくために、健全な水循環の回復と維持に努める必要がある。

○身近な動植物

豊かな自然環境を有する本市の堀坂連峰や高見山地、台高山脈及び山麓付近には、国の特別天然記念物のカモシカをはじめ多くの動物が生息しています。身近なところでも、^{はらい}祓川のタナゴ類、^{あざか}中村川のネコギギ、^{みずや}阿射加神社や^{こぬし}水屋神社境内林に生息するムササビなど貴重な生き物も生息しています。また、五主海岸や雲出川河口の干潟には、マガモ、ヒドリガモなどの渡り鳥や数多くの水鳥を見ることができ、櫛田川河口に広がる干潟にはハクセンシオマネキなどのカニ類も生息しています。

また、特色ある植物として大石町の不動院^{ふどういん}ムカデラン群落、^{あお}櫛田川河口中州や碧川堤のハマボウ群落^{せいづ}、^{とよち}勢津のフウラン群落などがあげられるほか、特色ある植物群を有する^{うけひ}豊地神社、^{しゅんこくじ}宇気比神社（^{ふじみがはら}嬉野管内）、^{とうぜんじ}春谷寺、^{まつさか}富士見ヶ原（^{もとおりのりながのみや}飯南管内）、^{まつさか}水屋神社、^{あお}東漸寺（^{まつさか}飯高管内）などが点在しています。市街地中心部においても、^{まつさか}松阪神社、^{もとおりのりながのみや}本居宣長ノ宮など身近に動植物に触れることのできる場所が残っています。



身近な動植物に対する課題

- ・ 市域にどのような貴重な動植物が生息・生育しているのかを把握し、適切に情報を提供するとともに、これらの動植物をどのように保護するか検討する必要がある。

3. 〈生活環境〉に関する現況と課題

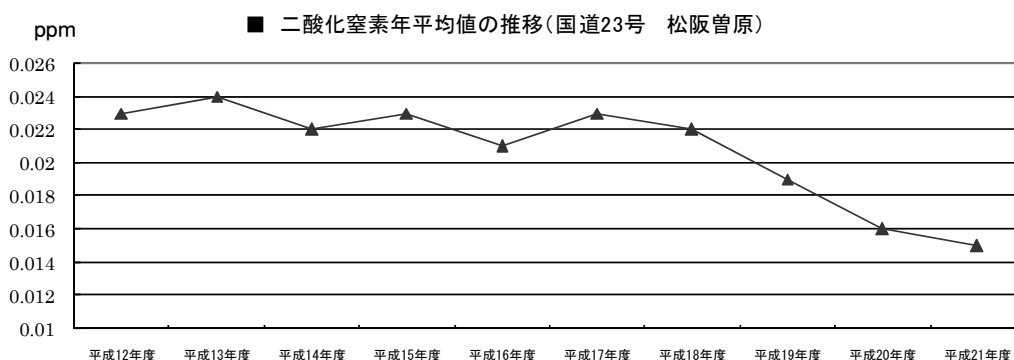
○典型7公害

典型7公害とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下をいいます。

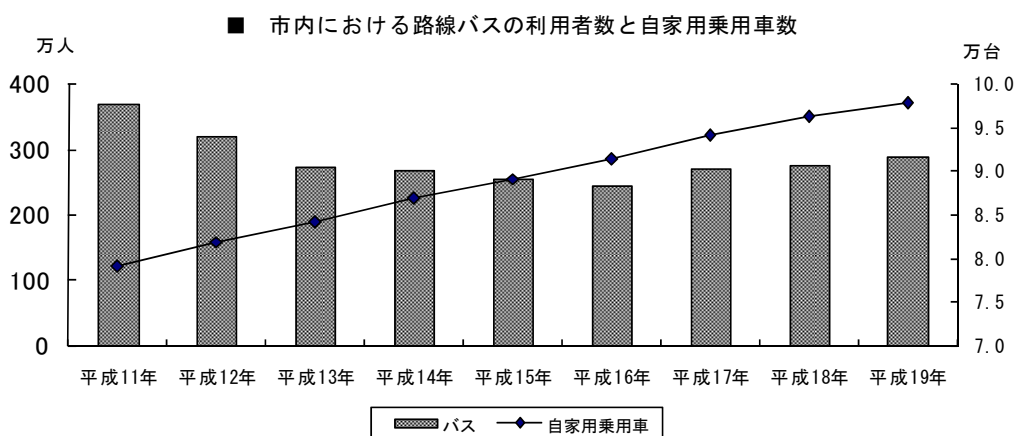
〈大気の汚染〉

本市の環境調査及び三重県の環境調査の結果より、二酸化硫黄*や二酸化窒素*などの大気汚染物質における環境基準*達成率は高く良好な状態です。また、自動車に起因する二酸化窒素の年平均値は10年前と比べても年々改善しています。

公共交通機関であるバスは、自家用乗用車と比べ一人当たりの排気ガスも少なく低公害です。市域における主な公共交通機関である路線バスの利用者は減少していましたが、平成17年から若干の増加傾向にあります。自家用乗用車の登録台数は年々増加し続けていますが、近年では、ハイブリッド自動車などの環境に配慮した低公害車*の普及も進んでいます。



資料：三重県 大気常時監視測定結果



資料：松阪市統計ダイジェスト等

大気汚染に対する課題

- ・ 三重県をはじめ関係諸機関と連携して大気汚染物質の監視体制の強化を図り、良好な大気環境を維持する必要がある。
- ・ 良好な大気環境をさらによりよくするためにも、環境にやさしい公共交通機関の利用を促進する必要がある。

〈水質の汚濁〉

市民アンケートの結果より、市民の多くは、「大きな川」に比べて「身近な川や水路の水」や「海」に対して現状評価、満足度とも厳しい評価をしています。実際に、本市の環境調査においても、櫛田川、阪内川などの大きな河川に比べ、愛宕川や百々川、三渡川などはBOD（生物化学的酸素要求量）*の値が高い状況です。また、松阪港、狛師港を中心とした海域についても、COD（化学的酸素要求量）*の値が高くなっています。（データはすべて平成22年度）

■ 主な大きな川の汚れ具合

河川名（類型）	櫛田川（AA、A）		阪内川（A、B）		中村川（AA）
	飯南飯高管内（4地点）	本庁管内（2地点）	宮橋（1地点）	五曲橋他（2地点）	小原中組橋他（2地点）
BOD（mg/L）	0.6～2.3	0.5未満～4.2	0.6～3.9	1.1～4.8	0.5未満～3.1
基準値	1mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下	3mg/L以下	1mg/L以下
環境基準適合率（平均）	17%	75%	83%	83%	33%

■ 市街地を流れる主な身近な川の汚れ具合

河川名	中の川	真盛川	愛宕川	三渡川	百々川
調査地（地点数）	中の川樋門	真盛橋	愛宕川樋門	三渡橋	松崎橋
BOD（mg/L）	1.8～11.0	2.3～5.5	2.1～10.0	1.2～3.0	1.7～4.6

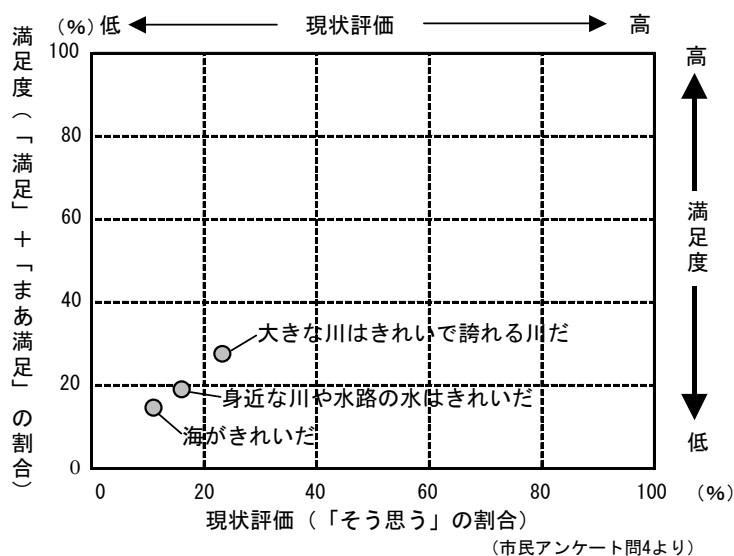
* 環境基準は設定されていません。

■ 海の汚れ具合

調査地点数	松阪港・狛師港沖（5地点）
COD（mg/L）	0.5未満～4.2
基準値	3mg/L以下
環境基準適合率（平均）	80%

資料：平成22年度松阪市環境調査報告書

■ 水環境に対する現状評価と満足度



水質の汚濁に対する課題

- 川や海の水質の汚濁を防止するため、公共下水道^{*}や農業集落排水施設^{*}、合併処理浄化槽^{*}の普及など生活排水対策の取り組みを進める必要がある。
- 上記の対策に加え、身近な河川の水質を浄化し良好な水質を確保する必要がある。

〈土壌の汚染、地下水の汚染〉

土壌の汚染とは、人の活動に伴って排出された有害な物質が土壌に蓄積された状態をいいます。また、有害な物質が土壌に浸透することで地下水を汚染することにもつながります。近年、国や県における土壌汚染、地下水汚染対策が強化されたこともあり、市域においても、事業活動による土壌汚染や地下水汚染が問題となっています。これらの汚染は、いままで多く使用してきた有害物質が土壌に蓄積して引き起こされたものであることから、「負の遺産」と呼ばれています。

また、過剰施肥や不適正な農薬の使用などによる農地の土壌汚染や地下水汚染も懸念されています。

土壌の汚染、地下水の汚染に対する課題

- 三重県をはじめ関係諸機関と連携して監視体制の強化を図り、土壌の汚染、地下水の汚染の防止に取り組む必要がある。
- 汚染の発見時には、迅速に近隣住民の健康を守る取り組みを進める必要がある。

〈騒音、振動、悪臭及び地盤沈下〉

本市の環境調査によると平成22年度における環境騒音、道路交通振動調査結果は、昼間、夜間の時間帯ともに環境基準*に適合していました。しかし、局地的な騒音や悪臭に対する苦情があり、特に住宅地域に隣接する事業所が原因となる騒音や悪臭によるトラブルが発生しています。地盤沈下による被害については、確認されていません。

■ 環境騒音測定結果

年度	地点数	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時まで)
		環境基準適合率(%)	環境基準適合率(%)
平成22年度	9	100%	100%

■ 道路交通振動測定結果

年度	地点数	昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時まで)
		環境基準適合率(%)	環境基準適合率(%)
平成22年度	2	100%	100%

資料：平成22年度松阪市環境調査報告書

騒音、振動、悪臭及び地盤沈下に対する課題

- ・ 住宅地域に隣接している事業所による騒音や悪臭に対する対策を講じる必要がある。

○都市生活型公害

平成 22 年度に本市が処理した公害苦情は、都市生活型公害に関するものが多くなっており、従来の産業公害とは異なり法・条例による対応が困難なタイプのものが見受けられます。

苦情処理件数で最も多い「その他」の内訳は、雑草の管理が大半を占めています。次いで多い「大気汚染」については、野焼き行為が主な苦情の原因となっています。また、エアコンの室外機の音やペットの鳴き声などの近隣騒音、ペットの糞尿・毛などの悪臭や汚物による近隣の生活環境の悪化、動物を遺棄することによる地域住民への迷惑などのトラブルが発生しています。動物の遺棄については、生まれてきた「いのち」がやむを得ず殺処分という措置につながる 경우가多く、飼い主の責任が必要です。

■ 平成 22 年度の公害種別苦情処理件数

種別\地区	本庁管内	嬉野管内	三雲管内	飯南管内	飯高管内	計
大気汚染	26	12	3	0	0	41
粉じん	7	0	1	0	0	8
水質汚濁	13	2	2	0	0	17
騒音	5	1	3	0	0	9
振動	1	0	0	0	0	1
悪臭	10	2	2	0	0	14
その他	33	65	36	0	0	134
計	95	82	47	0	0	224

資料：平成 22 年度松阪市環境調査報告書

都市生活型公害に対する課題

- ・ 被害者が時として、加害者になることもある都市生活型公害の特性も踏まえ、地域や関係諸機関と連携して対策を講じる必要がある。
- ・ 「近隣に迷惑を掛けない」「環境に配慮した生活を心がける」という近隣公害*に対する市民意識の高揚をめざした啓発活動に取り組む必要がある。

4. 〈快適環境〉に関する現況と課題

○歴史文化遺産

本市には多くの指定文化財があります。文化財は、本居宣長旧宅、松坂城跡（本庁管内）など市街地にあるものから、不動院ムカデラン群落・月出の中央構造線（飯高管内）・粥見井尻遺跡（飯南管内）・天白遺跡、中村川ネコギギ生息地（嬉野管内）・月本追分（三雲管内）など市域全体に広く分布しています。また、本居宣長記念館、文化財センターや松浦武四郎記念館、嬉野考古館など数多くの歴史文化的施設があります。



■ 不動院ムカデラン群落



■ 月出の中央構造線

■ 松阪市の指定文化財

平成23年10月1日現在

種 別		国指定	県指定	市指定	
有形文化財	建造物・石造美術	2	5	11	
	美術工芸品	彫刻	6	5	34
		絵画	2	6	11
		工芸・考古	3	11	21
		書跡・典籍・古文書	1	6	25
		歴史資料	1	3	3
記念物	史跡	8	7	22	
	名勝	0	2	1	
	天然記念物	7	5	10	
無形文化財		0	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	0	1	
	無形民俗文化財	0	5	14	
伝統的建造物群		0	0	0	
計		30	55	153	

資料：文化課提供

歴史文化遺産に対する課題

- ・ 貴重な歴史文化遺産が保持されている地域が多いことから、地域の貴重な環境資源として保存・活用を図る必要がある。

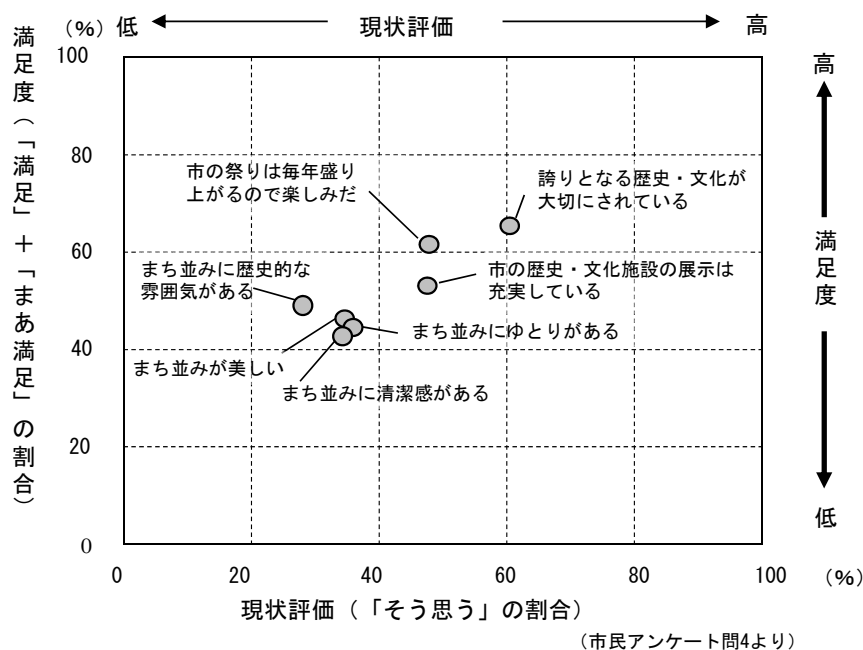
○景観

本市は、多くの景観資源を有しています。景観資源には「自然的景観資源」、「歴史的景観資源」、「都市的景観資源」、そして祭りや季節行事などの「心象的景観資源」にいたるまで、その資源は量的かつ質的にも多岐にわたります。しかし、市民アンケートの結果より、市民の多くは歴史文化に比べ、景観（特にまち並み）についての現状評価・満足度が低いことから、景観についての理解が広まっていない状況であるといえます。

■ 松阪市における景観について

特性	内容	具体的な景観の一例
自然的景観特性	緑の山々となだらかな丘陵地	・矢頭山、髭山、高須の峰、局ヶ岳などの稜線と観音岳、堀坂山、白猪山の山々
	広大な田園地帯	・三雲、嬉野地区から広がる田園地帯、朝田・機殿地区の水田地帯、飯高・飯南の棚田、茶畑
	市域を縦断する6つの水系	・櫛田川、雲出川、阪内川、金剛川、三渡川、碧川
	伊勢平野の広大な田園地帯とそれをとりまくため池、井堰、用水路	・黒野、阿坂、美濃田、藤之木、蛸路地区等のため池群、古田池、なめり湖、和屋、朝田地区一帯の糸里制水田
	海岸部の豊かな自然環境	・櫛田川・三渡川・碧川河口のハマボウ海浜植物生育地、多彩な干潟の生物生息地、野鳥の飛来地
	豊かな自然植生	・台高山系北部のブナ帯自然林、白猪山に残る自然林、阿射加神社社叢、四五百森社叢
歴史・文化的特性	古くから伊勢の国の中心的地帯	・宝塚古墳、伊勢寺跡
	旧街道沿いに残る歴史的町並み・集落	・六軒、市場庄、西町、波瀬、射和、中万のまち並み
	原風景に溶け込む山麓部や里山の歴史的遺構	・向山古墳、西山古墳、阿坂城跡、大河内城跡
	今なお継承される多様な地域固有の祭り	・神事芸能てんてん、かんこ踊り、祇園まつり
	古代から始まる伝説や由来	・礫石の伝説、忘れ井、万葉遺跡「円方」
都市的景観特性	歴史的都市構造を継承する旧中心市街地と新しい準中心的市街地	・松坂城跡をランドマークとした歴史的都市空間、近鉄中川駅周辺地区
	計画的開発が行われた住宅市街地	・嬉野黒田町の住宅団地、萌木の里、オナーズヒル松阪
	山麓部に集まるレクリエーション施設	・嬉野管内山麓部に位置するゴルフ場、山地地区のホテル・温泉を有する施設
	うるおいあるアプローチ景観や海上アクセス	・松阪IC、一志嬉野IC、海上アクセスターミナルからのアクセス道路におけるアプローチ景観

■ 歴史・文化とまち並みについての現状評価と満足度



景観に対する課題

- ・ 市域には多くの貴重な景観資源が残っており、その景観特性に応じた保存と活用を検討する必要がある。
- ・ 平成 20 年に景観条例を制定、景観計画を策定したことから、良好な景観づくりに向けて、更なる市民の景観意識の高揚に努める必要がある。

○公園・緑地

本市の都市公園^{*}は、総合公園（松阪公園）、運動公園（中部台運動公園）、地区公園（鈴の森公園、松ヶ崎公園）、特殊公園（宝塚古墳公園、西山墓地）をはじめ、近隣公園が6ヶ所、街区公園が327ヶ所整備されています。（平成22年4月1日現在）。緑地に関しては、都市緑地が4ヶ所整備されており、これらの整備面積は1,305,517㎡となっています。

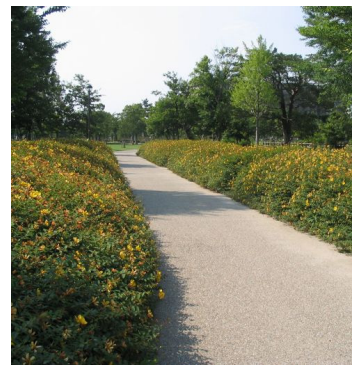
市民1人あたりの公園緑地面積は8.48㎡であり、都市公園法で示されている10㎡/人より低く、県平均（9.2㎡）にも達していない状況です。都市公園の配置を見ると、街区公園は住宅団地に多く市街地には少ない状況であり、面積規模の大きな総合公園や運動公園などは、主に東部の丘陵地に整備されています。



■ 中部台運動公園



■ 松阪公園



■ 鈴の森公園

公園・緑地に対する課題

- ・ 市街地に緑地が少ないことから、生垣、庭木、花壇など個々の市民で市街地に緑を増やす取り組みを進める必要がある。
- ・ 適正な公園の配置と災害時の利用にも配慮した公園整備を進める必要がある。

○公共空間のバリアフリー

交通バリアフリー*に関して、「松阪市交通バリアフリー基本構想*」に基づき、松阪駅の徒歩圏内（概ね 500m～1km）を重点整備地区として、松阪駅におけるエレベーターの設置や電線地中化と歩道の整備などの事業が実施されています。同様に、伊勢中川駅周辺から嬉野地域振興局周辺にかけての地域も重点整備地区として、「嬉野町交通バリアフリー基本構想*」に基づき、計画的に整備が進められています。

また、バリアフリー*のまちづくりに関しては、「松阪市バリアフリーのまちづくり基本計画*」に基づき、ソフト・ハードの両面からさまざまな事業が進められています。



■ 近鉄伊勢中川駅西口広場多機能トイレ



■ 内部の様子



■ 松阪駅に設置されたエレベーター



■ 近鉄伊勢中川駅に設置されたエレベーター

公共空間のバリアフリーに対する課題

- ・ 松阪駅、伊勢中川駅を中心とする市街地における交通バリアフリーの取り組みを計画的かつ効率的に進める必要がある。
- ・ 公共施設におけるバリアフリーを進めるとともに、利用者の多い民間施設におけるバリアフリー化の働きかけを進める必要がある。

5. 〈地球環境〉に関する現況と課題

○省エネルギー・新エネルギー

日常生活における節電や節水、公共交通機関の利用、自動車運転時にはエコドライブ*を心がけるなど、家庭における省エネルギーへの取り組みは私たちが地球環境を守るための行動の第一歩であるといえます。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災、福島第一原子力発電所（福島県）の事故を受けて、市民のエネルギーに対する意識は高まっており、改めて節電や節水など省エネルギーへの取り組みの必要性に迫られています。

また、再生が可能なエネルギーに市民の注目が集まっており、新エネルギー*の重要性も再認識されています。

本市では、飯高東中学校、松江幼稚園や三雲南・三雲北幼稚園などの施設にも環境教育の一環として太陽光発電を設置するなど新エネルギーの普及に努めています。

また、これらの太陽光エネルギーに加え、本市の豊かな森林資源などの地域資源を有効活用した新エネルギーシステムの構築が進められています。



■ 松江幼稚園



■ 三雲南幼稚園

省エネルギー・新エネルギーに対する課題

- ・ より多くの市民が省エネルギーの取り組みを実践するように、生活様式の提案も含め啓発活動を進める必要がある。
- ・ 地域振興、産業振興などの面からも地域レベルにおける新エネルギーの導入を検討する必要がある。
- ・ 低公害車*を含めた新エネルギーの普及・啓発を進める必要がある。

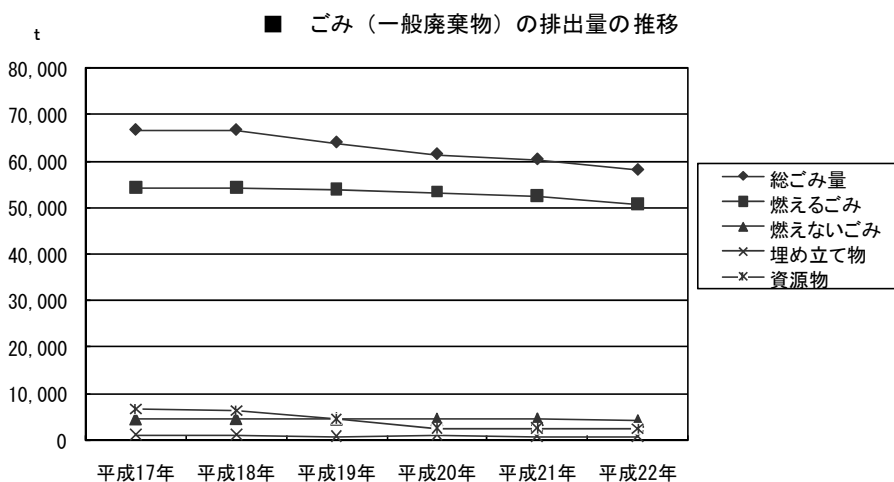
〇ごみ・リサイクル

ごみ処理に関して、本市では現在においても旧行政区域におけるごみ処理方法の違いなどから、それぞれの方式でごみ処理が行われています。

本市では市域のごみ処理・収集・分別方法を統一する一元化にむけて施設整備に取り組み、平成23年度にはリサイクルセンターを建設、また、平成27年度からの供用開始をめざして全市域の燃えるごみと燃えないごみを同一施設内で処理する新ごみ処理施設の建設を進めています。

資源化によるごみ減量の取り組みは、平成20年度から市全域において実施している資源物集団回収活動により一定の成果をあげています。また、飯南、飯高管内にて導入している指定ごみ袋制を平成23年度から本庁、嬉野、三雲管内においても導入し、併せて排出ルールの適正化など、複合的に施策を展開することで継続的なごみ量の減少を図っています。

環境に配慮した循環型社会をめざす中で、ごみの排出量は減少傾向となっており、市民の分別、ごみ減量意識は向上しています。しかしながら、ごみの不法投棄防止については市民、市民団体、事業者、行政が一体となって継続して取り組みを進める必要があります。



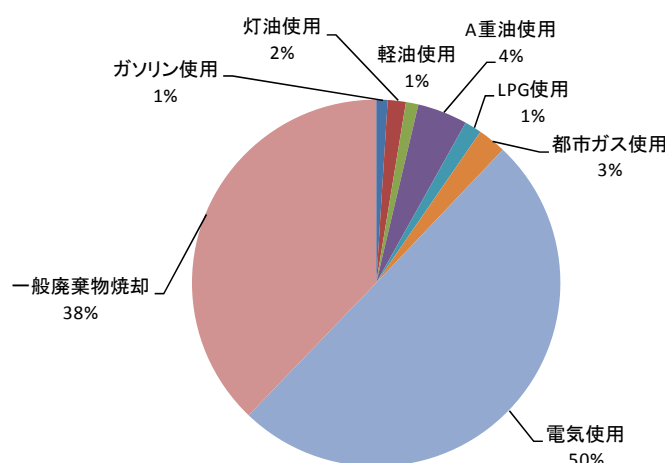
■ ごみ（一般廃棄物）の排出量の推移

(単位:t)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
処理人口(人)	170,545	171,179	171,320	170,883	170,843	170,376
総ごみ量	66,810	66,791	64,125	61,628	60,506	58,241
燃えるごみ	54,337	54,386	54,057	53,422	52,600	50,782
燃えないごみ	4,641	4,720	4,596	4,475	4,516	4,169
埋め立て物	1,122	1,178	794	1,126	772	775
資源物	6,710	6,507	4,678	2,605	2,618	2,515

また、地球環境からみると、ごみの焼却による二酸化炭素の排出は地球温暖化*の原因の一つにもなっています。「エコフィスアクションプログラムまつさか（松阪市地球温暖化対策率先実行計画）*」による市の事務事業別の二酸化炭素排出結果では、実に約40%がごみの焼却によるものであることがわかりました。ごみの埋め立ても、メタンなどの排出につながることから、焼却及び埋め立てによる地球温暖化の影響も懸念されています。

■市の事務事業活動における二酸化炭素排出割合（平成22年度）



ごみ・リサイクルに対する課題

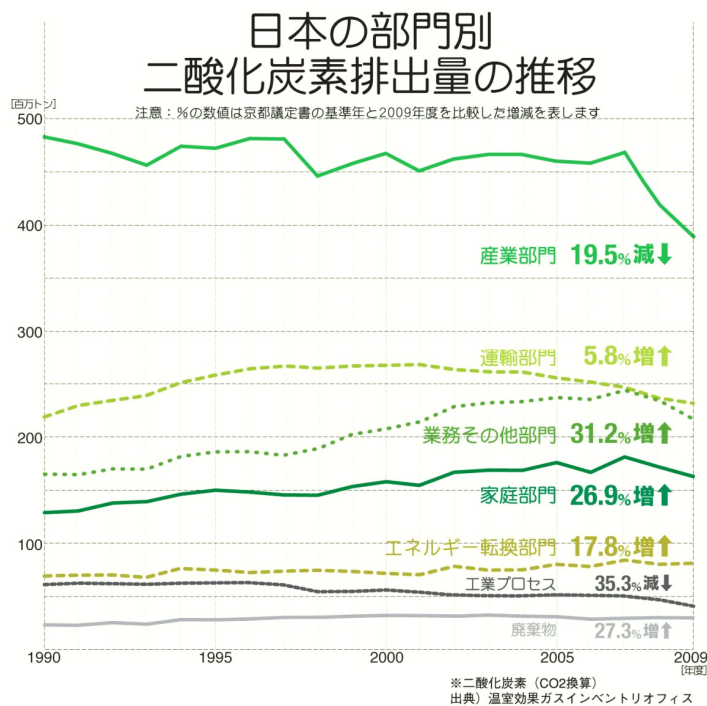
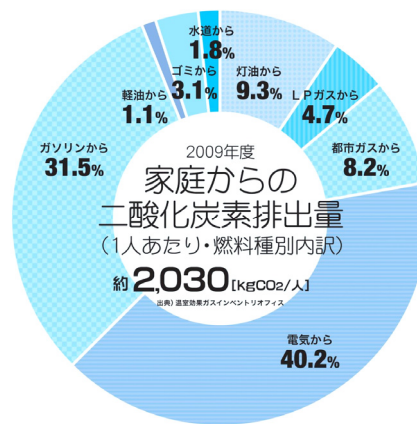
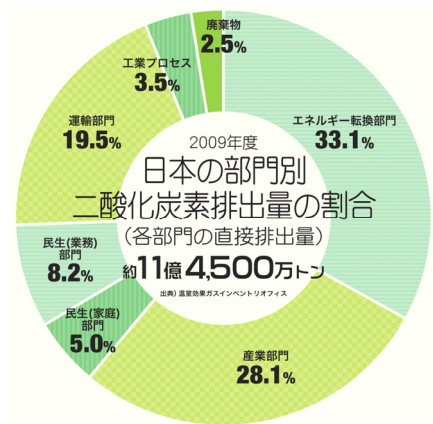
- ・ 市域内におけるごみの一括処理に向け、ごみの減量化が急務となっている。
- ・ 「燃やさない」、「埋め立てない」ごみ処理のあり方を検討する必要がある。
- ・ ポイ捨ての防止、不法投棄の防止対策を進め、まちの美化に対する市民意識の向上に努める必要がある。
- ・ 排出者責任、拡大生産者責任*の考え方にに基づき、持続可能な資源循環型社会の実現に向けて市民や地域社会をはじめ事業者、行政が一体となり取り組む必要がある。

○地球温暖化

2005年（平成17年）2月に発効した「京都議定書*」により、日本は2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の間に1990年（平成2年）を基準として二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*を6%削減するため、取り組みを強化しています。

温室効果ガスの9割以上を占める二酸化炭素の排出部門別でみると、排出量自体は産業部門、運輸部門が多いといえますが、家庭部門における2009年（平成21年）度の排出量は162百万トンと、1990年（平成2年）度の127百万トンと比べ26.9%増と増加率では高くなっています。

さらに、一人あたりの家庭からの二酸化炭素排出量では、「電気」と「ガソリン」が大半を占めており、日常生活における環境にやさしい行動を実践することが二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化*対策に効果があることを示しています。



出典) 国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト(<http://www.jccca.org/>)より

地球温暖化に対する課題

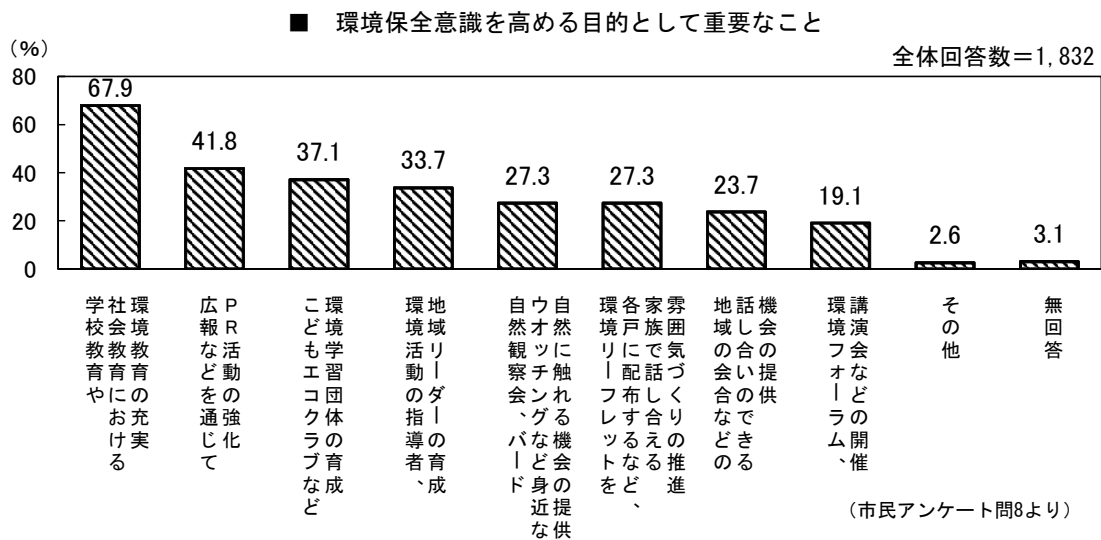
- ・ 「地球温暖化*」というグローバルな問題を、私たち一人ひとりの問題として捉え、日常における環境にやさしい行動を実践する必要がある。
- ・ 今後、取り組みの強化が求められる地球温暖化対策について、市、市民、市民団体、事業者がそれぞれの立場でどのように連携・協力して取り組みを強化できるのかを検討する必要がある。

6. 〈環境教育・環境学習と仕組みづくり〉に関する現況と課題

環境教育・環境学習に関しては、本市では平成13年度よりISO14001*の手法であるPDCAサイクルを取り入れ、松阪市版の学校環境ISOの取り組みを「学校エコチャレンジ*」として取り組んでいます。また、それぞれの小・中学校においても総合学習の時間を利用して、さまざまな環境教育・環境学習を実践しています。平成17年度に実施した環境に関する小・中学生アンケートでは、子どもたちの環境に対する意識の高さを示す結果となりました。

また、市民アンケートでは、環境保全意識を高める目的として重要なことに「学校教育や社会教育における環境教育の充実」をあげる市民が多い結果となりました。

市域においては、環境に配慮した行動を率先して実践している市民や、そのような市民がリーダー的存在となって積極的に活動している市民団体も多くあります。市域で事業活動を行う事業者の中には、環境配慮に積極的に取り組んでいるところも少なくありません。しかし、行政も含めたそれぞれの主体間において、このような活動に関する情報の共有と連携を図る場や機会は整っていない状況です。



環境教育・環境学習と仕組みづくりに対する課題

- ・ 学校とともに職場や家庭、地域社会において、参加・体験型の環境教育・環境学習を充実していく必要がある。
- ・ 多様な主体が参加でき環境保全活動を協働して実践できる仕組みづくりを進める必要がある。
- ・ 市民や市民団体の自主的活動を促進するため、環境情報の収集・提供システムの構築やネットワーク*づくりを検討する必要がある。

第3章

めざすべき環境像と環境ビジョン

この章では、松阪市のめざすべき環境像を掲げ、環境像実現に向けての基本的な考え方とともに、地域別における基本的方向について示しました。そして、環境ビジョンとして具体的な6つのまちの姿を示し、これを基本として施策を展開していきます。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

1. めざすべき環境像

うるおいある
豊かな環境につつまれるまち
まつさか

～自然と人・地域の活力が好循環する
まちづくりをめざして～



松阪市環境基本条例では、めざすべき環境像を「うるおいある豊かな環境の保全と創造」としています。具体的には条例第2条第1項に次のように述べられています。

うるおいある豊かな環境とは

人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。

(松阪市環境基本条例より)

具体的には、清浄な水や大気、静けさ、良好な自然環境からうける恵み豊かな環境であり、それに加え、独自の個性ある文化を尊重し、そこからどの都市にもない本市の独自性を感じることができ、市民が安全で快適に暮らせることができる環境をイメージするものです。

また、松阪市総合計画^{*}では、「市民みんなで幸せを実感できるまち」という松阪市の将来像を実現するための6つのキーワードの一つとして「心がうるおう環境を」を掲げ、次のように述べています。

人の心がうるおう環境につつまれるまち

当たり前にある身近な環境が、次の世代まで心がうるおう素敵な環境になるよう、市民と行政が一体となって保全と創造に取り組みます。

(松阪市総合計画の将来像を実現するための6つのキーワードより)

このことにより、めざすべき環境像を「うるおいある豊かな環境にまつまれのまち まつさか」と設定します。

また、先に掲げた環境像の実現に向け「自然と人・地域の活力が好循環するまちづくりをめざして」という基本的な考え方を示しています。

例えば、本市の面積の約7割を占める森林をどのように保全していくか。森林の大部分は人工林であり、人工林を適正に管理していくためには担い手が必要です。また、森林の保全のためには、環境林^{*}として森林の持つ公益的機能^{*}を維持していく必要があります。ボランティアを含めた担い手の確保、そして林業そのものが元気を取り戻すことが森林の保全につながります。

つまり、本市の環境像を実現するためには、環境をよくすることが地域の産業を発展させ、地域の産業の活性化が環境をよくするという「環境と地域経済の好循環」を進めることが必要であるといえます。

また、環境と地域の活力が好循環するためには、単に物質的な豊かさを追求するのではなく、「心の豊かさ」、「人間らしさ」、「人と人とのつながりの大切さ」を重視することも必要です。環境をよくすることが人や地域を元気づける、またコミュニティ^{*}の活性化が環境をよくするという「環境とコミュニティの好循環」を進めることは、人を含めた地域社会と自然との関係をよりよいものに変えていくことができると考えます。

このことから、私たちの共通の財産である「自然と人・地域の活力」が好循環するまちづくりをめざすことを掲げました。

〈環境像のイメージ図〉



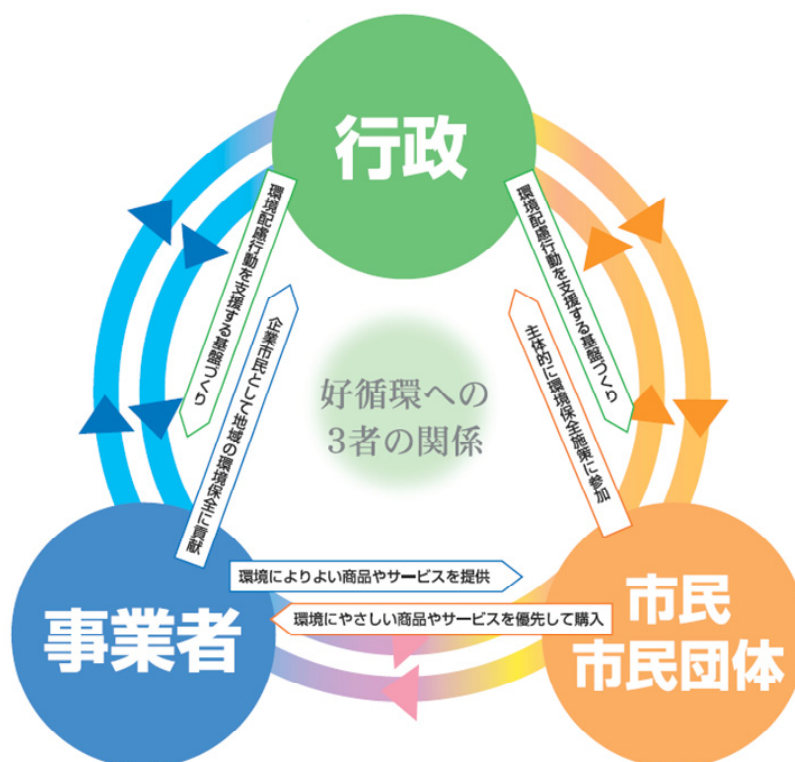
2. 環境像実現に向けての基本的考え方

「うるおいある豊かな環境」を実現するためには、行政、市民、市民団体、事業者などの主体が、それぞれの立場で協働して、自らすすんで環境をよくする活動に参加することが大切です。では、どのようにパートナーシップ*を築いていけばよいのでしょうか。

このパートナーシップ関係を築くにあたっての基本的な考え方が、「自然と人・地域の活力が好循環するまちづくりをめざして」の表現にある「好循環」という考え方です。

自然と人・地域の活力が「好循環」するためには、行政とともに「環境と地域経済の好循環」の主体である「事業者」、「環境とコミュニティ*の好循環」の主体である「市民、市民団体」を含めた3者の協働のもと進めていかなければうまく循環しません。この3者の関係を示したのが下の図です。

〈好循環への3者の関係のイメージ図〉



行政、市民、市民団体、事業者それぞれの主体における基本的な考え方は以下のとおりです。

○行政〈好循環の基盤をつくる行政〉

すべての施策に環境の視点を組み込むことはもちろんのこと、市民、市民団体、事業者の環境に配慮した行動をバックアップするための、適切な環境情報の収集・提供や環境教育・環境学習の充実、主体的に参加できる仕組みの構築など好循環の基盤づくりを進めることが求められます。

○市民・市民団体〈好循環の主役を担う市民、市民団体〉

環境を大切に思う価値観や生活様式を普及させ、環境配慮型の商品・サービスを優先して購入する消費者として、市民は好循環の主役を担っています。また、コミュニティ*の主役として地域の環境保全に積極的に関わっていく役割も期待されています。中でも、地域に根ざした活動を行っている自治会や住民協議会に加え、市域内だけでなく市域外にも及ぶ様々な環境活動を行っている市民団体等は、市民の先導的な役割を担うべく環境保全活動を積極的に推進することも求められています。このことから、行政、事業者とのパートナーシップのもと主体的に環境にやさしい行動を実践していくことが求められます。

○事業者〈好循環の鍵をにぎる事業者〉

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任*」、そして「企業の社会的責任*」としての環境保全活動への積極的参加など、事業者に求められる役割はますます重要になってきています。好循環の鍵をにぎる主体として、環境によりよい商品やサービスを提供するとともに、企業市民として、地域の環境保全に積極的に貢献していくことが求められます。

3. 地域別における基本的方向

本市は東西に細長く伸びた地形を有しており、市域における環境を考えるにはそれぞれの地域の自然条件や歴史的背景、土地利用の状況を考慮する必要があります。また、松阪市総合計画^{*}では「地域らしさを生かしたまちづくり」として、地域住民が主体となり、それぞれの地域が持っている「地域らしさ」を生かした個性あふれる未来の姿を、地域政策の目標に掲げています。そこで、それぞれの地域が持つ環境特性を踏まえて、「好循環」の視点から、この「地域らしさ」を生かした環境の取り組みが望まれます。

1) 松阪地域（本庁管内）

市総人口の7割を占め、本市の経済の中心を担うこの地域は、山間部から海岸部にわたって多様な自然環境を有しています。そのため、歴史、文化、伝統、自然などにおいて活用できる地域資源が多く存在していますが、現在、それらをまとめていくキーワードが無いということが課題の一つになっています。

また、自動車の排気ガスによる大気汚染や、事業所排水や生活排水による水質汚濁、ごみの問題など、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の増大が懸念される地域でもあります。

これらのことから、この地域にある豊かな自然や歴史、伝統に裏打ちされた地域資源を守り、生かしていくとともに、環境と地域産業の好循環に向けた基盤整備づくりに取り組むことで、環境への負荷の軽減を図り、「心」あるまちづくり、「命」を大切にすまちづくりをめざします。

また、環境保全活動を通じて人と人とのつながりを深め、コミュニティ^{*}の維持や再構築を図るなど、環境とコミュニティの好循環に向けた取り組みを進めます。

2) 嬉野地域

近年、宅地開発が進む伊勢中川駅周辺では人口が増加している一方で、中山間地域では少子高齢化による人口減少が進んでいるこの地域は、様々な課題が山積しています。人口増加の中川地区では新しいまちづくりが求められ、過疎・高齢が進む宇気郷、中郷地区では活性化事業が必要とされており、住民一人ひとりの意識改革が必要となっています。

これらのことから、清流中村川にふるさと感じ、郷土を良くしていくという共有意識を持つことで、ぬくもりとつながりを感じるとともに、未来の子どもが自慢したくなる「ふるさと」づくりをめざします。

また、既存のコミュニティを生かし、自然や歴史文化などの地域資源を保存・整備し活用を図ることにより、地域の活力を生み出すなど環境とコミュニティの好循環に向けた取り組みを進めます。

3) 三雲地域

近年の宅地化に伴って、特に子どもの人口が増加しているこの地域は、宅地化による農地の減少が著しく、農地が持つ遊水機能の低下による浸水被害が懸念されています。

また、人口増加による公共機関の整備へのニーズが高い一方で、歴史・文化遺産の保全や川や海等の自然環境といった地域の特性を基にした住民活動も展開しています。

これらのことから、地域の多様な資源を活用することで「地域の誇り」が持てる一体感あるまちづくりをめざします。

自然や歴史文化などの地域資源を保存・整備し活用を図ることで地域の活力を生み出し、また、地域の特性を生かした土地利用を進めるなど、環境とコミュニティ^{*}の好循環に向けた取り組みを進めます。

4) 飯南地域

87%が森林というこの地域は、少子高齢化等によって過疎化が進んでおり、地域の活力低下が顕著であり、その傾向は年々大きくなっています。また、基幹産業である林業、茶業や畜産業では、従事者の高齢化や野生鳥獣害等による生産性の低下も深刻化しており、耕作放棄地の増加や森林の荒廃へと繋がっています。

これらのことから、担い手となる若者の定住を促進し、地域の活力を取り戻すとともに、恵まれた地域資源を生かし、その価値を高めて、「若者と高齢者が共存するまちづくり」をめざします。

耕作放棄地発生を防止、野生鳥獣害対策を進めることで、生産基盤の整備を行い、地域の素材を生かした特産物の振興により、地域の活力を生み出すなど環境とコミュニティの好循環に向けた取り組みを進めます。

5) 飯高地域

市域の3分の1を占める広大な面積を有するこの地域は、その95%が森林という典型的な中山間地域で、少子高齢化、産業構造の変化にともない、地域社会の活力が極端に低下しています。森林の荒廃、後継者不足や野生鳥獣害による耕作放棄地の増加により、集落維持にも支障をきたし、消滅の危機にもなっています。

これらのことから、飯高地域に住みたい、住んでよかったと実感できる地域づくりを進めるため、地域の声を政策に反映し、「自然と人の営みが調和し、いきいきと暮せるまちづくり」をめざします。

変わる事のない広大な自然を背景に、今以上に手を携えながら山里を守っていくことで、地域資源の次世代への伝承、地域の担い手となる若者の定住促進などを図り、地域が持つ地域力を向上させていきます。中山間地域の魅力を生かした暮らしをめざし、地域資源を活用した地域産業の活性化や観光の振興を行うなど、環境とコミュニティの好循環に向けた取り組みを進めます。

4. 環境ビジョン

「うるおいある豊かな環境」をめざすにあたり、具体的な6つのまちの姿を示します。そして、このビジョンを基本として施策を展開していきます。



○ 人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくまち

人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくためには、健全な水循環の回復と維持に努める必要があります。水が循環する「山」「川」「海」を一体的に考え、水循環に配慮したまちをめざします。

○ 多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち

山から海にいたる豊かな自然と、そこに息づく多様な生態系を保全し回復していくとともに、自然とのふれあいを深め身近な自然と生き物を大切にする、人と自然が共生するまちをめざします。

○ 安全で健やかに暮らせるまち

都市生活型公害及び産業公害の防止と予防に努め、市民が安全で健康に暮らせるまちをめざします。

○ 松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまち

歴史文化遺産の発掘、保存及び活用、個性あふれるまち並みの形成や自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるとともに、公園・緑地の整備、公共空間のバリアフリー化を進め快適環境を創造するまちをめざします。

○ 「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまち

資源及びエネルギーを効率的に利用し、できる限りごみや環境に負荷となる物質の発生を抑え、やむを得ず排出されるごみは資源として積極的に再利用するという循環型地域社会の構築を通じて地球にやさしいまちをめざします。

○ 20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動できるまち

環境教育・環境学習を充実し、多様な主体が参加でき環境保全活動を協働して実践できる仕組みを構築することで、すべての人が自ら進んで環境づくりに取り組むまちをめざします。

第4章

環境目標

この章では、松阪市環境基本計画の推進における目標であるとともに、市民、市民団体、事業者を含めた各主体が共有することのできる目標として環境目標を設定します。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

1. 目標の設定

環境基本計画は、うるおいある豊かな環境に関する総合的かつ長期的な計画であると同時に、市民、市民団体、事業者、行政による共通の理念・目標の達成に向けた社会計画的性格を持つものでもあります。このことから、行政の施策計画を基本としながらも、各主体の協働による相乗的な効果を評価し共有する目的で環境目標を設定しています。

今回の中間見直しでは、中間見直し時点の現状値・進捗状況を示すとともに、現在の達成状況等を踏まえ、数値目標の見直しを図りました。

環境ビジョン	環境目標
人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくまち	・川・海におけるBOD・CODの環境基準適合率の向上
多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち	・天然記念物数の維持
安全で健やかに暮らせるまち	・生活排水処理施設の普及率の向上
松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまち	・1人あたりの都市公園面積の増加
『もったいない』が生まれ出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまち	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日あたりのごみの排出量の削減 ・1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量の削減 ・1人1日あたりの二酸化炭素排出量の削減
20年・30年先の松阪を考え、みんなで協力して行動できるまち	・松阪市環境パートナーシップ会議の会員数の増加

■ 環境目標(計画の達成度を評価する数値目標)

環境目標	基準値	中間見直し時点現状値	目標値(平成29年度)
川・海におけるBOD・CODの環境基準適合率の向上 ※指標…基準達成地点数	8地点 (平成16年度)	8地点 (平成22年度)	18地点 (全地点)
天然記念物数の維持	22件 (平成23年10月時点)	22件 (平成23年10月時点)	22件 (基準年度値より減らさない)
生活排水処理施設の普及率の向上	54.5% (平成17年度末)	71.9% (平成22年度末)	80%以上
1人あたりの都市公園面積の増加	7.46m ² /人 (平成17年度)	8.48m ² /人 (平成22年度)	12m ² /人
1人1日あたりのごみの排出量の削減	1,125g/人・日 (平成14年度)	937g/人・日 (平成22年度)	877g/人・日 (基準年度比で22%削減)
1人1日あたりのエネルギー(電気)消費量の削減	6.33kWh/人・日 (平成17年度) ※計算方法変更あり	6.72kWh/人・日 (平成22年度)	6.33kWh/人・日 (基準年度値より増やさない)
1人1日あたりの二酸化炭素排出量の削減	7.09 kg-CO ₂ /人・日 (平成15年度)	7.20kg-CO ₂ /人・日 (平成19年度)	7.09kg-CO ₂ /人・日 (基準年度値より増やさない)
松阪市環境パートナーシップ会議の会員数の増加	6個人・23団体 (平成20年度:設立時)	8個人・28団体 (平成22年度末)	20個人・50団体

○川・海における BOD・COD の環境基準適合率の向上

主として河川の有機汚濁を測る指標として用いられているのがBOD（生物化学的酸素要求量）*です。また、主として海域の有機汚濁を測る指標として用いられているのがCOD（化学的酸素要求量）*です。

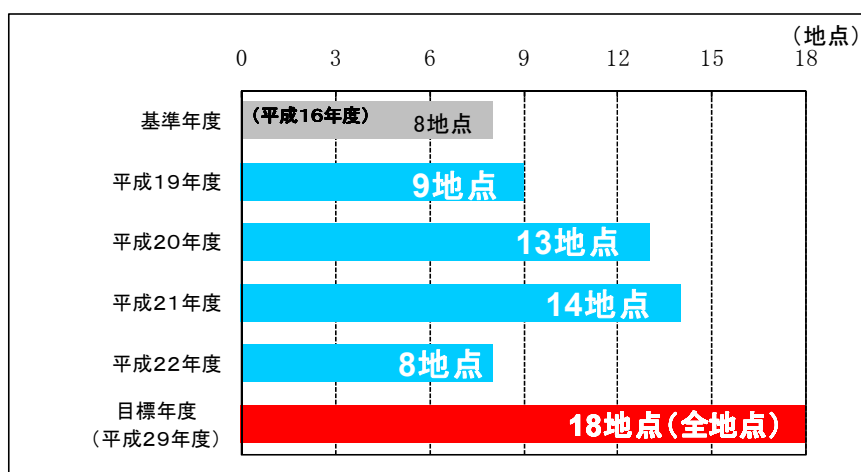
河川や海域のある地点で水がきれいでも、違う地点で汚くては意味がありません。そこで、環境基準類型の指定されている全地点において、基準とする環境基準適合率（河川 100%、海域 75%以上）を満たすことを目標とします。

環境基準適合率の計算方法

$$\text{環境基準適合率(\%)} = \left(\frac{\text{環境基準を満たしている回数}}{\text{地点ごとの総測定回数}} \right) \times 100$$

目標値 18 地点（全地点）において基準とする環境基準適合率（河川 100%、海域 75%以上）を満たす
基準値 基準を達成している地点数 8 地点

■ 基準を達成している地点数の進捗状況



	河川における 基準達成地点数	海域における 基準達成地点数	合計	測定地点数
基準年度(平成16年度)	3	5	8	15地点
平成19年度	8	1	9	18地点
平成20年度	11	2	13	18地点
平成21年度	13	1	14	18地点
平成22年度	3	5	8	18地点
目標年度(平成29年度)	13地点 (全地点)	5地点 (全地点)	18地点 (全地点)	18地点 (全地点)

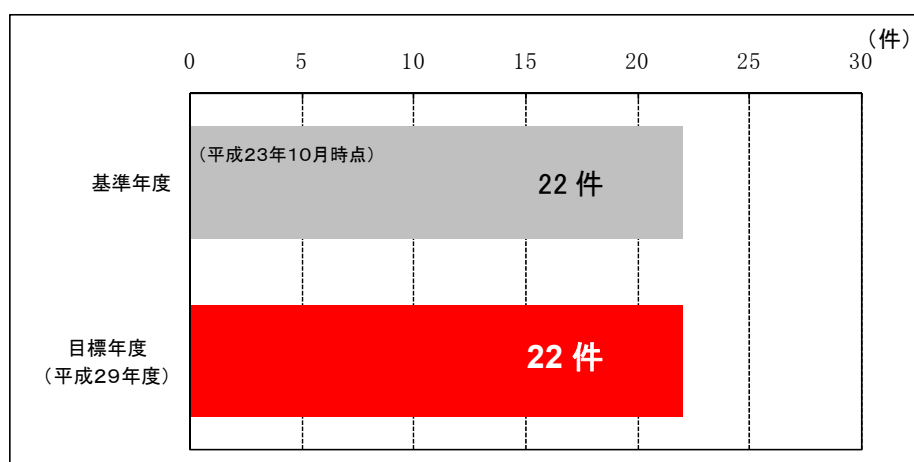
○天然記念物数の維持

天然記念物とは、文化財保護法などにに基づき、動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する物に指定される記念物です。近年では「中村川ネコギギ生息地」が新たに国の天然記念物として指定されるなど、市域においては、平成23年10月現在で国の指定が7件、県の指定が5件、市の指定が10件の計22件の天然記念物が存在しています。多様な自然環境を未来に残していくためには、これら市域に存在する貴重な動植物や地質などを守っていかねばなりません。

このことから、天然記念物数について「基準年度値より減らさない」を目標に以下のとおり環境目標として設定します。

目標値	22件（基準年度値より減らさない）
基準値	22件（平成23年10月時点）

■ 天然記念物数の進捗状況



■ 天然記念物一覧（平成23年10月時点）

指定	記念物名	地域	指定	記念物名	地域
国	不動院ムカデラン群落	本庁管内	市	阿射加神社社叢	本庁管内
	中村川ネコギギ生息地	嬉野管内		松尾のメメナシ	
	月出の中央構造線	飯高管内		エドヒガン桜	飯南管内
	カモシカ	地域を定めず		山茶花	
	ネコギギ			つばき(オランダ紅)	
	ヤマネ			東漸寺のゴヨウマツ	
	コクガン			旧川俣小学校跡街道松	
県	勢津のフウラン群落	本庁管内	福本の大トチノキ	飯高管内	
	水屋の大クス	飯高管内	黒瀧神社の夫婦スギ		
	蓮のムシトリスミレ群落	地域を定めず	青田の大カシ		
	オオダイガハラサンショウウオ				
	イセナデシコ、イセギク、イセショウブ:登録品種				

○生活排水処理施設の普及率の向上

私たちは、生活をしていくうえで台所、風呂、洗濯、トイレなど、さまざまな場所で水を使用しています。使用された水のほとんどは、汚れた水として流れ出ていきます。このような水を「生活排水」と呼びます。

本市において、生活排水を処理する方法として、主に公共下水道*、農業集落排水施設*、合併処理浄化槽*の各施設の整備を進めることとしていますが、各事業とも市民の理解と協力により事業が円滑に進むことができ、私たちが使った水をきれいにして自然に返すことができます。

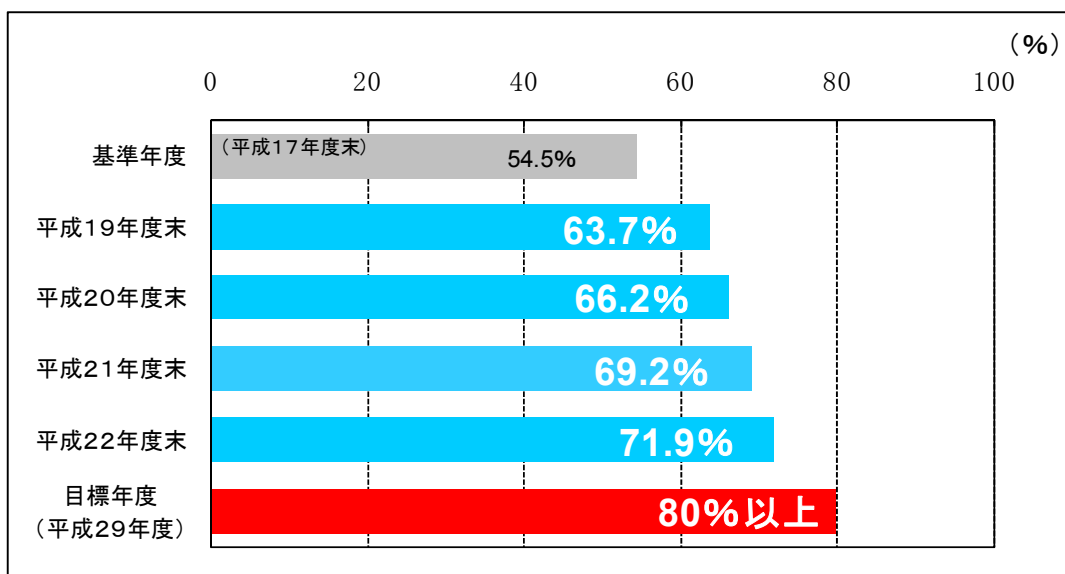
このことから、「生活排水処理施設の普及率」を環境目標として設定します。目標値は、「三重県生活排水処理施設整備計画」の調査資料等に基づき算出した値を以下のように設定します。

目標値の計算方法

$$\text{生活排水処理施設の普及率(\%)} = \left[\frac{\text{生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口（または処理人口）}}{\text{基準となる総人口}} \right] \times 100$$

目標値	80%以上
基準値	54.5%（平成17年度末）

■ 生活排水処理施設の普及率の進捗状況



	生活排水処理施設の普及率 (%)	基準となる総人口 (人)	生活排水処理施設処理人口の合計 (人)	公共下水道における処理人口 (人)	農業集落排水施設による処理人口 (人)	合併処理浄化槽による処理人口 (人)	
						市町村設置型浄化槽	個人設置型等浄化槽等
基準年度 (平成17年度末)	54.5	170,545	93,010	48,704	1,186	5,119	38,001
平成19年度末	63.7	171,320	109,085	60,008	1,150	5,716	42,211
平成20年度末	66.2	170,883	113,062	64,385	1,163	5,874	41,640
平成21年度末	69.2	170,843	118,166	68,082	1,157	6,050	42,877
平成22年度末	71.9	170,376	122,459	71,931	1,163	6,242	43,123
目標年度 (平成29年度)	80以上	—	—	—	—	—	—

- ・ 市町村設置型浄化槽とは、市が設置・管理する浄化槽で主に飯南・飯高管内において設置している。
- ・ 個人設置型等浄化槽とは、主に個人が設置・管理する浄化槽。
- ・ 基準となる総人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の合計による。



○1人あたりの都市公園面積の増加

「多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるまち」を実現するためには、既存の豊かな自然環境を保全し回復するとともに、まちの中にも市民が豊かさを実感できる緑の質と量を確保することが大切です。

また、公園・緑地の整備に関しても、住民参加による公園の整備計画や維持管理、緑化の推進が求められており、加えて災害時の緊急避難場所等としての機能も重要視されるなど、市民の理解と協力により公園や緑地の役割や機能が高められるといえます。

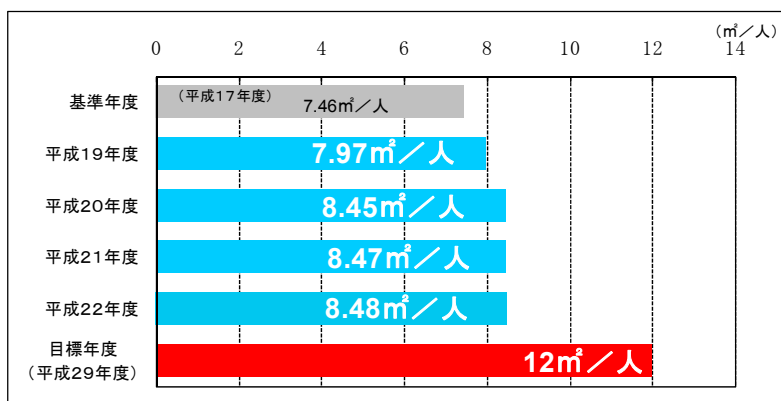
このことから、「1人あたりの都市公園面積」を環境目標として設定します。目標値に関しては、毎年増加する宅地造成等の開発行為により新たに建設される都市公園^{*}や、現在建設中である総合運動公園の順次供用となる平成24年度以降の建設計画により「12㎡/人」とします。

目標値の計算方法

$$1人あたりの都市公園面積 = \frac{\text{都市公園開設面積}}{\text{都市計画区域内人口}}$$

目標値 12㎡/人
基準値 7.46㎡/人（平成17年度）

■ 1人あたりの都市公園面積の進捗状況



	1人あたりの都市公園面積(㎡/人)	都市計画区域内人口(人)	都市公園開設面積(㎡)
基準年度(平成17年度)	7.46	150,665	1,124,690
平成19年度	7.97	153,020	1,219,633
平成20年度	8.45	153,699	1,297,994
平成21年度	8.47	153,833	1,303,228
平成22年度	8.48	154,018	1,305,517
目標年度(平成29年度)	12	-	-

〇1人1日あたりのごみの排出量の削減

ごみの問題は最も身近な環境問題です。一般にごみ処理に関して、高騰する処理費用負担の問題や、新たな施設の設置や埋立処分場の確保の難しさといったごみ処理システムそのものを維持することも困難な状況になりつつあります。

このような状況の中で、これからは「ごみをどう処理するか」よりも、「ごみを出さない」、「ごみにならないようにする」に重点を置くとともに、行政はもとより市民、事業者も「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」を主体的に実践することが大切です。

ここでは、一般廃棄物*に着目し、集団回収量を除く「1人1日あたりのごみの排出量」を基準とします。

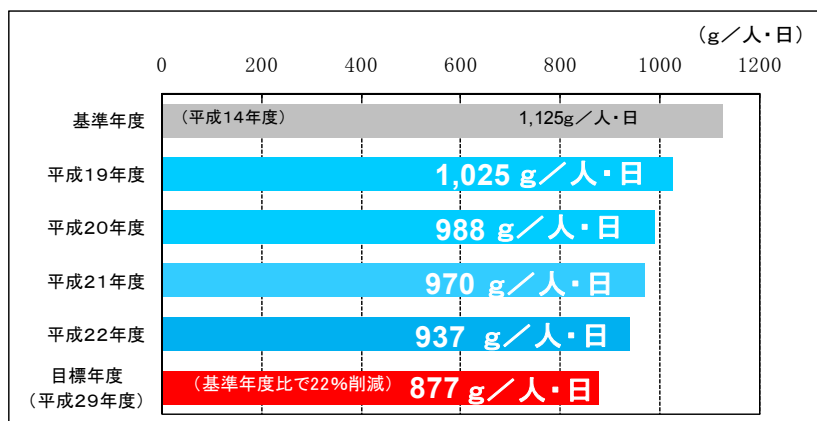
目標値に関しては、平成17年3月に三重県が策定した「ごみゼロ社会実現プラン」における発生・排出抑制に関する数値目標である「ごみ排出量削減率」に基づき以下のように設定します。

目標値の計算方法

$$1人1日あたりのごみの排出量 = \frac{\text{ごみの総排出量}}{\text{処理人口} \times 365日}$$

目標値	877g/人・日（基準年度比で22%削減）
基準値	1,125g/人・日（平成14年度）

■ 1人1日あたりのごみの排出量の進捗状況



	1人1日あたりのごみの排出量 (g/人・日)	処理人口 (人)	ごみの総排出量 (t)
基準年度 (平成14年度)	1,125	168,635	69,220
平成19年度	1,025	171,320	64,125
平成20年度	988	170,883	61,628
平成21年度	970	170,843	60,506
平成22年度	937	170,376	58,241
目標年度 (平成29年度)	877 (基準年度比で22%削減)	-	-

《参考》

○ 集団回収量を含む場合

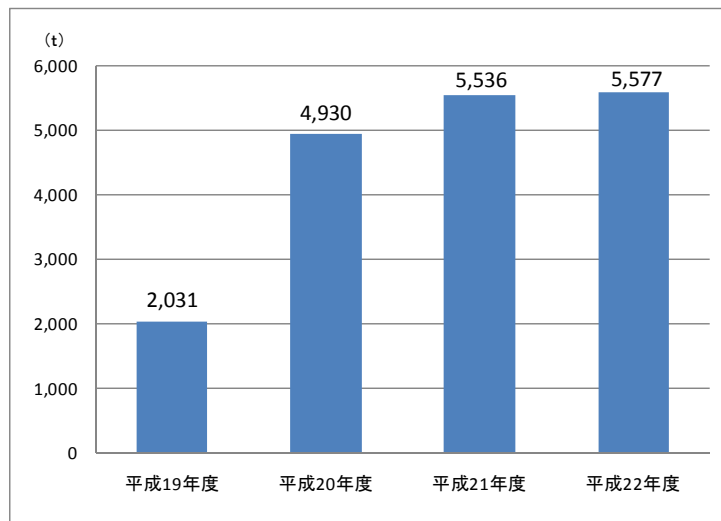
- 目標年度における集団回収量を含む1人1日あたりのごみの排出量 (g/人・日)

目標年度(平成29年度)	1,007
--------------	-------

【基準年度値 1,153g/人・日(平成14年度)】

	集団回収量を含む1人1日あたりのごみの排出量(g/人・日)
平成19年度	1,058
平成20年度	1,067
平成21年度	1,059
平成22年度	1,026

■ 集団回収量の推移



○1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量の削減

省エネルギー型社会の実現に向けて、私たちがまず率先して取り組むべきことは節電であるといえます。このことから、大規模工場等を除く市域の販売電力量（電灯）から計算した「1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量」を環境目標として設定します。

目標値の計算方法

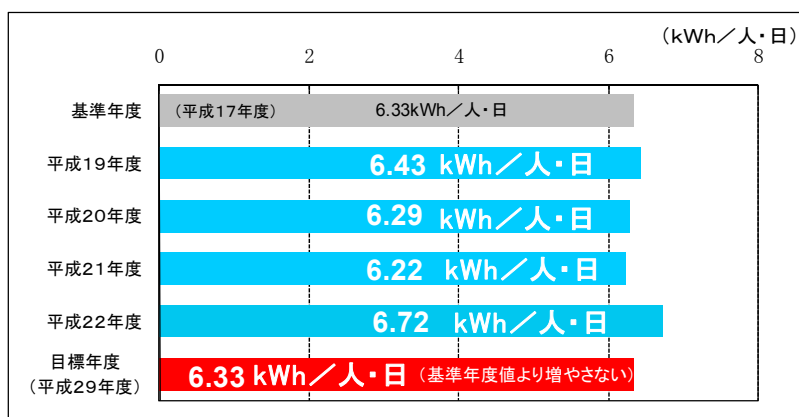
$$\text{1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量} = \frac{\text{中部電力における市域の販売電力量（電灯）}}{\text{人口} \times 365 \text{日}}$$

目標の設定については、核家族化の進行や高齢者世帯の増加による世帯数の増加などから、電気の使用量は今後も増加するものと予想されます。このことから、「基準年度値より増やさない」を目標として掲げ取り組むものとします。

目標値	6.33kWh/人・日（基準年度値より増やさない）
基準値	6.33kWh/人・日（平成17年度）

※中部電力からの提供資料の変更により、目標値を計算し直し、設定しています。

■ 1人あたりのエネルギー（電気）消費量の進捗状況



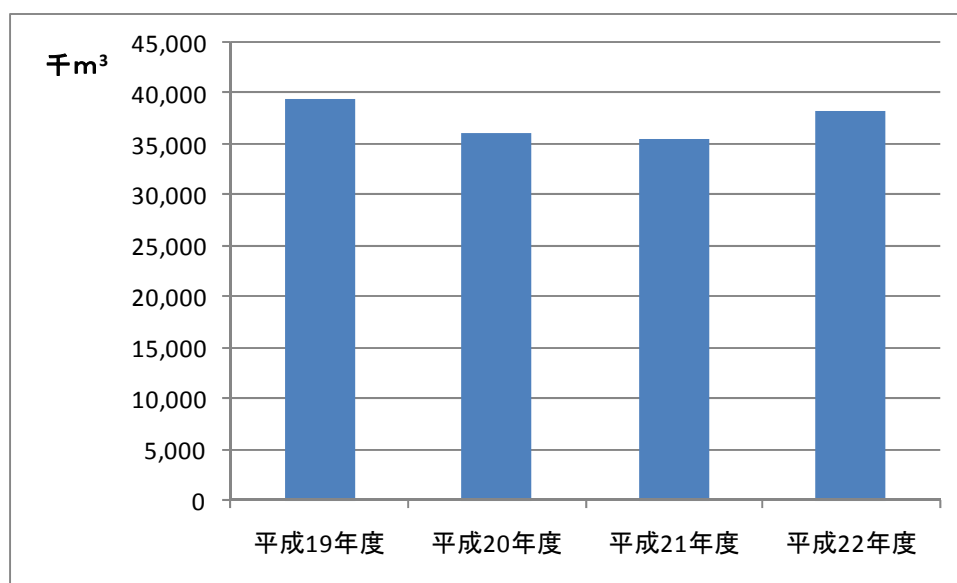
	1人1日あたりのエネルギー（電気）消費量 (kWh/人・日)	人口(人)	電灯販売電力量(kWh)
基準年度(平成17年度)	6.33	168,976	390,125,000
平成19年度	6.43	169,515	397,923,000
平成20年度	6.29	169,514	389,041,000
平成21年度	6.22	169,313	384,613,000
平成22年度	6.72	168,017	412,367,000
目標年度(平成29年度)	6.33 (基準年度値維持)	—	—

資料：中部電力株式会社提供

○参考資料（近年の松阪市における都市ガス販売量の推移）

私たちは日々電気以外にもエネルギーを消費しています。そのうちの一つに都市ガスが挙げられます。市域においては、旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町の一部地域において都市ガスが使用されています。しかしながら、市域全域で使用されておらず、市民一人あたりの消費量を把握できないため、参考資料として都市ガスの販売量の推移を記載します。

■ 都市ガス販売量の推移



	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
都市ガス販売量(m ³)	39,482,029	36,123,257	35,648,989	38,409,773
取り付けメーター数	16,976	17,117	17,048	17,110

資料：東邦ガス株式会社提供

○1人1日あたりの二酸化炭素排出量の削減

地球温暖化*問題では、温室効果ガス*の9割以上を占める二酸化炭素の排出量を削減することが重要ですが、近年特に民生部門（一般家庭や事務所、店舗など）における排出量が増加してきており、課題となっています。このことから、民生部門における排出量に関する共通の目標を設定します。

しかし、市域における二酸化炭素の排出量を算定することは非常に難しく、すでに独自で指標化している自治体についても、必ずしも算定根拠が統一されているものではありません。そこで、環境省の補助を受け環境自治体会議*が行った「市町村別温室効果ガス排出量推計データ」に基づき、2003年（平成15年）度における松阪市の「1人1日あたりの二酸化炭素排出量」を算出し指標化します。

目標値の計算方法

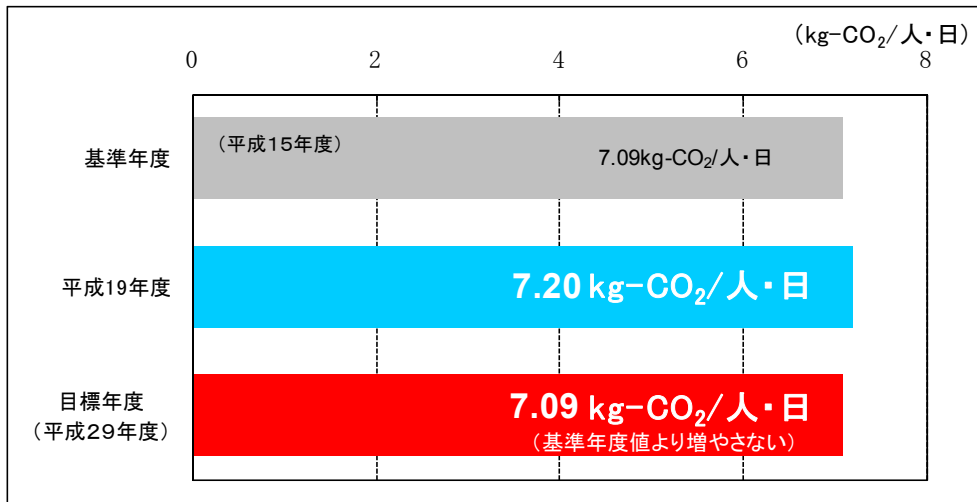
$$1人1日あたりの二酸化炭素排出量 = \frac{\text{民生部門（家庭・業務）における年間の二酸化炭素総排出量}}{\text{人口} \times 365 \text{日}}$$

平成17年4月に閣議決定された「京都議定書*目標達成計画」によると、エネルギー起源の二酸化炭素については、基準年度比+0.6%の水準にすることが定められ、特に民生部門においては、基準年度比+10.7%という目標値が設定されました。この目標値を達成するには、2003年（平成15年）における本市の二酸化炭素排出量を約20%削減しなければなりません。

現状として、現状値を大幅に削減するという目標設定は非現実的なものと考えられます。このことより、「基準年度値より増やさない」を目標として設定するものとします。

目標値	7.09kg-CO ₂ /人・日（基準年度値より増やさない）
基準値	7.09kg-CO ₂ /人・日（平成15年度）

■ 1人1日あたりの二酸化炭素（CO₂）排出量の推計量の推移



	1人1日あたりの二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂ /人・日)	人口(人)	民生合計CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	家庭CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	業務CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
基準年度(平成15年度)	7.09	167,682	434,415	240,592	193,823
平成19年度	7.20	169,462	445,625	223,235	222,390
目標年度(平成29年度)	7.09 (基準年度値維持)	—	—	—	—

・ 人口は、三重県の推計値データによる。

資料：環境自治体会議



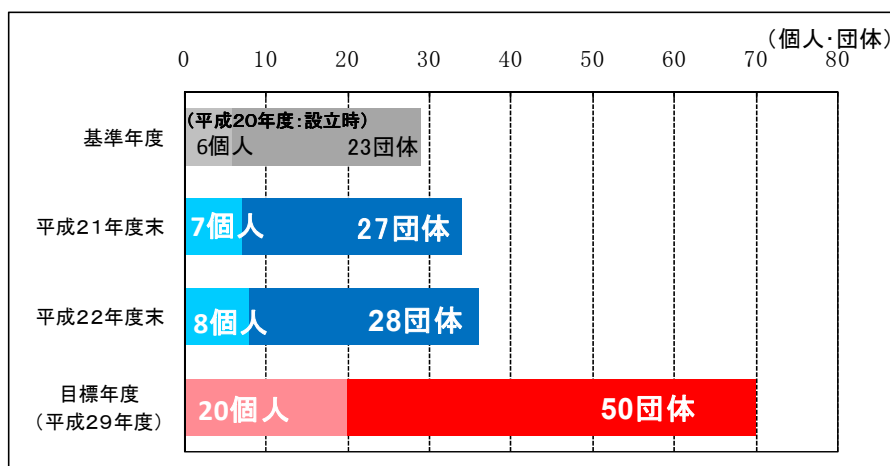
○松阪市環境パートナーシップ会議の会員数の増加

20年・30年先の環境を考え、自ら進んで環境づくりに取り組んでいくためには、行政だけでなく市民、市民団体、事業者それぞれの主体が協働して行動していく必要があります。

各主体の協働の達成度を表す指標として、市民、市民団体、事業者、行政で組織する「松阪市環境パートナーシップ会議」（詳しくは第6章の4.「『市民参加』に重点を置いたパートナーシップの構築」を参照。）の会員数を環境目標として設定します。

目標値	20個人・50団体
基準値	6個人・23団体（平成20年度：設立時）

■ 松阪市環境パートナーシップ会議会員数の推移



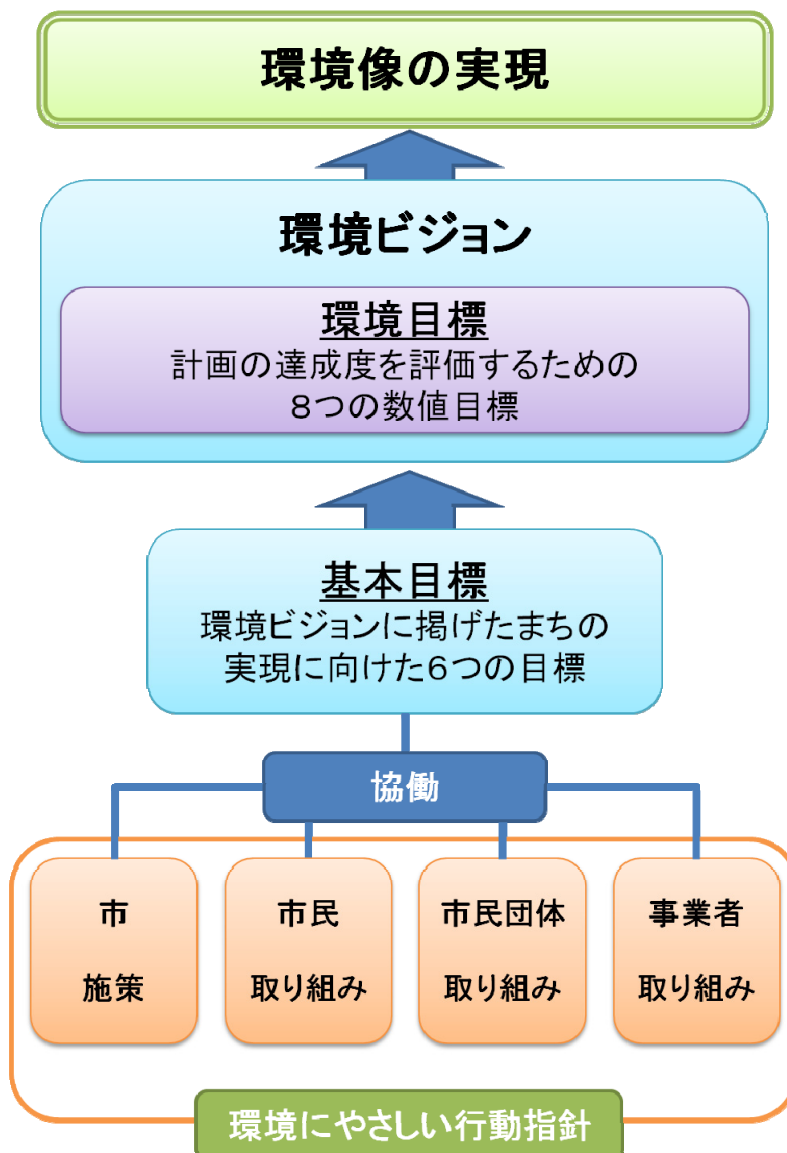
	会員数(個人・団体)	
	個人 (市民)	団体 (市民団体、事業者)
基準年度 (平成20年度: 設立時)	6	23
平成21年度末	7	27
平成22年度末	8	28
目標年度(平成29年度)	20	50

2. 目標の性格と位置づけ

環境目標は、計画の達成度を評価するための数値目標であるとともに、市、市民、市民団体、事業者の各主体が共有することにより、その達成度を評価し市域の環境についての議論が広く行われる契機となることをめざすものです。

また、環境目標を達成するためには、市の施策、市民、市民団体、事業者の取り組みによる基本目標を設定し、各主体間で協働し行動する必要があります。そこで、次の第5章では、市の施策を示すとともに、市民、市民団体、事業者の取り組みを具体的に例示していきます。

〈環境目標及び各主体の協働の位置づけ〉



第5章

施策の展開

この章では、環境ビジョンに示したまちの実現に向け、6つの基本目標を掲げるとともに、20の施策を展開しています。

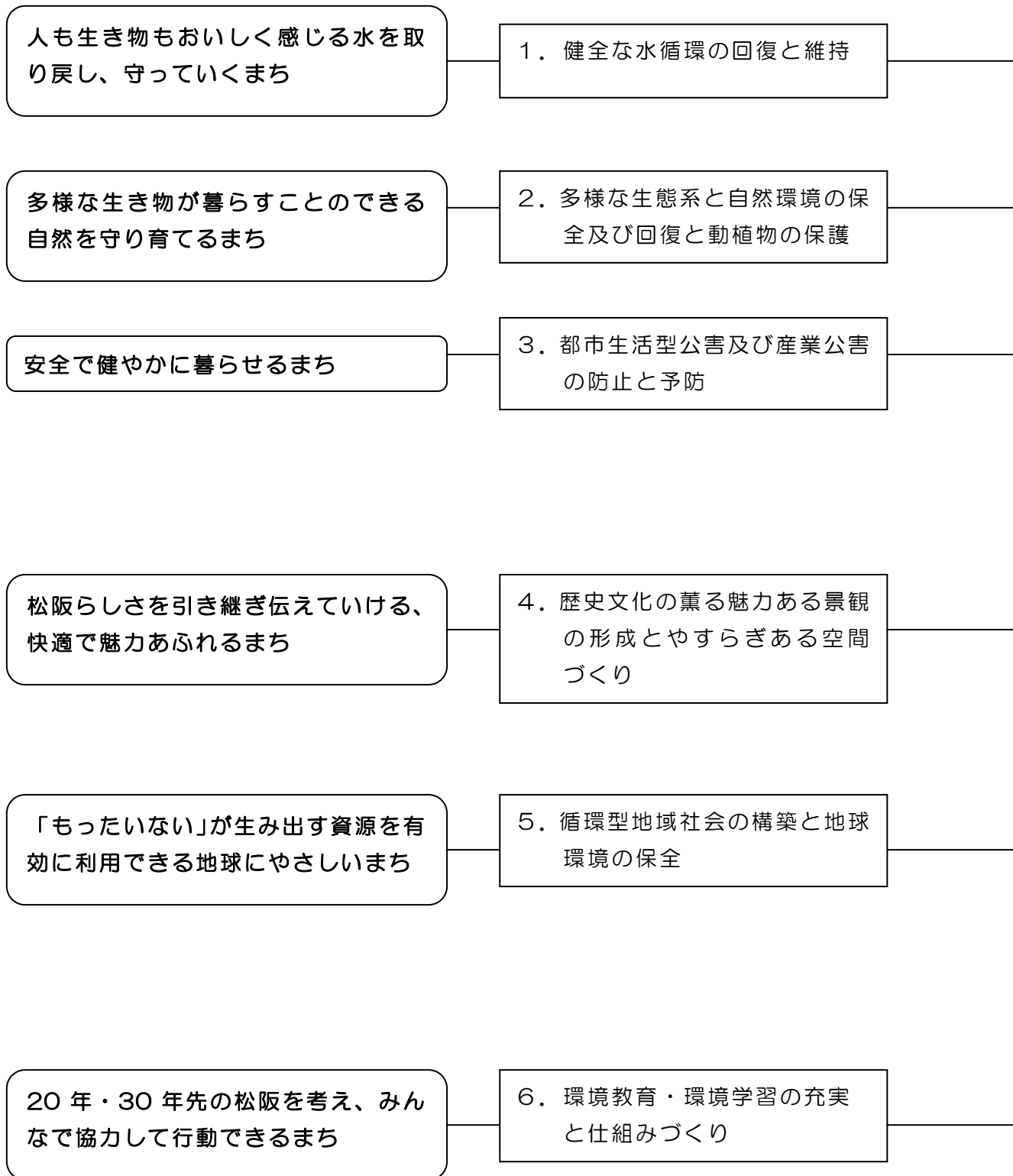


(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

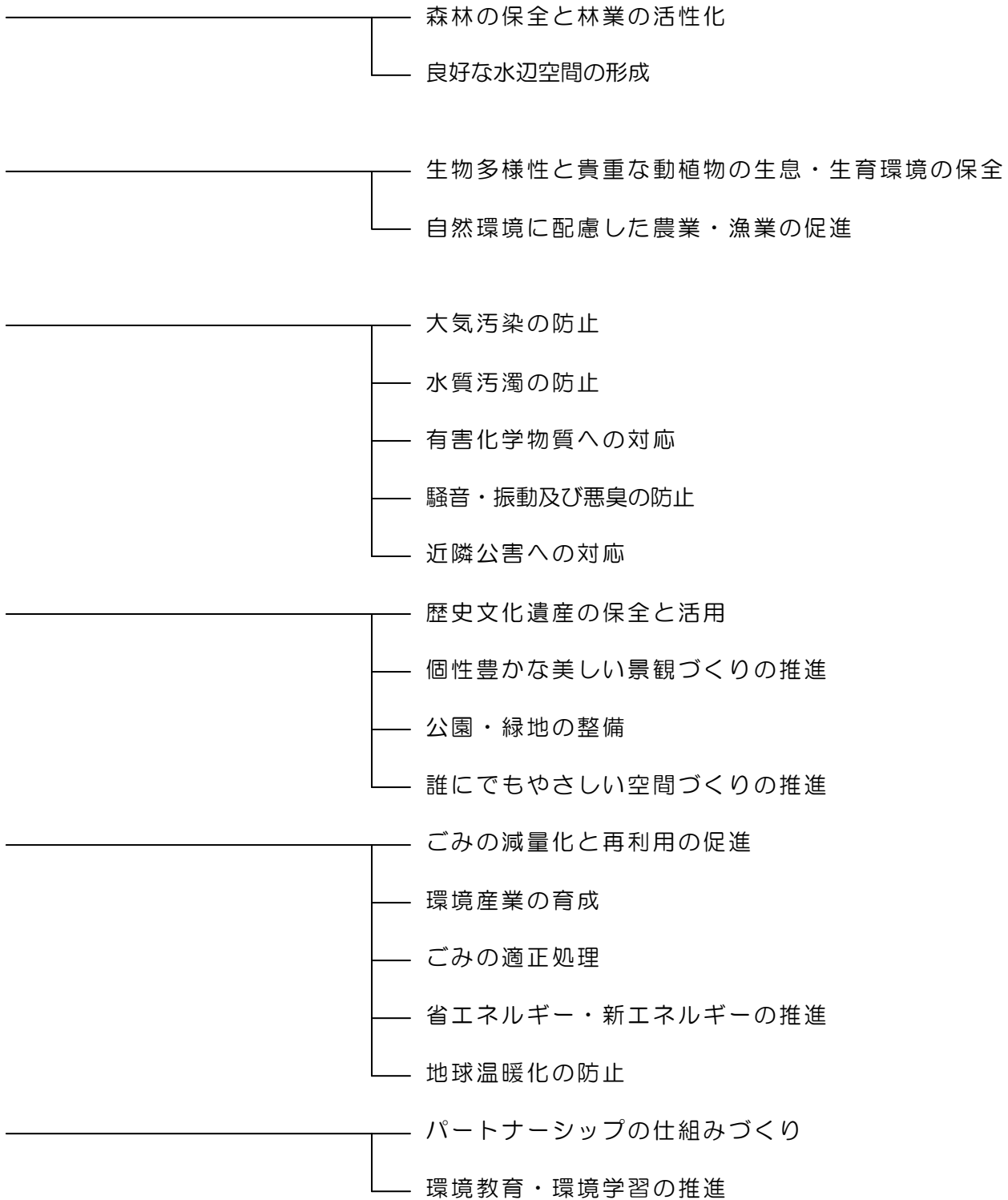
〈施策の展開の体系〉

【環境ビジョン】

【基本目標】



【施策テーマ】



【基本目標 1. 健全な水循環の回復と維持】

施策テーマ（1）森林の保全と林業の活性化

目 標

林業の基盤を整備し安定経営を図ることで、森林の適正な管理を進めるとともに、多様な森林整備の推進により、森林の持つ水源かん養機能^{*}及び水の浄化能力を高めることをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○林業基盤の整備

- ① 林業経営の安定のため、林道・作業路など林業生産基盤の整備を推進します。【農林水産課】
- ② 林業経営の効率化を図るため、林業用及び特用林産用の施設、機械の整備を推進します。【農林水産課】
- ③ 「松阪市森林整備計画^{*}」に基づき、三重県や林業関係者と一体となって総合的・計画的に森林整備を図ります。【農林水産課】

○担い手の育成

- ④ 林業関係団体の育成・支援及び労働環境の整備により、林業後継者や林業従事者の育成に努めます。【農林水産課】

○林業の経営安定の推進

- ⑤ 地域材の需要拡大に向け、関係者の連携を進めるとともに、消費者に安全と安心を与える「顔の見える家づくり」を推進します。【農林水産課】
- ⑥ 森林施業の集約化、森林境界の明確化を促進し、低コスト化と生産性向上への取り組みを推進します。【農林水産課】
- ⑦ 木質バイオマス^{*}の活用など、木材のカスケード利用^{*}を推進します。【農林水産課】
- ⑧ 公共施設の整備に木材を積極的に利用するなど、地域材の需要拡大の取り組みを促進します。【農林水産課】

○森林保全に向けた取り組みの推進

- ⑨ 公共財と位置づけた「環境林^{*}」について、針広混交林^{*}の造成など公益的機能^{*}を重視した多様な森林づくりを推進します。【農林水産課】
- ⑩ 森林病虫害や野生鳥獣による森林被害の防止対策を進めます。【農林水産課】
- ⑪ 保安林^{*}指定を推進し、造林・育成を通じて保安林の整備を図ります。【農林水産課】
- ⑫ 森林をふれあいの場や都市住民との交流の場や教育の場として活用するよう努めます。【農林水産課】

- ⑬ 「松阪市開発行為に関する環境保全条例*」等に基づき、開発行為が自然環境と調和を保って行われるように指導します。

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P58、59の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 森林づくりボランティア活動に参加します。 ⇒ ⑫
- ◆ 地域材のよさについて学習し、理解を深めます。 ⇒ ⑤
- ◆ 地域材を積極的に利用することで、森林経営を支えます。 ⇒ ⑧
- ◆ 林業の担い手の育成に協力します。 ⇒ ④

市民団体の取り組み

- ◆ 森林づくりの体験型イベント・ボランティア活動の実施に努めます。 ⇒ ⑫
- ◆ 森林の保全・再生に協力します。 ⇒ ⑨、⑩、⑪

事業者の取り組み

- ◆ 森林の保全・再生に協力します。 ⇒ ⑨、⑩、⑪
- ◆ 森林づくりの体験型イベント・ボランティア活動の実施に努めます。 ⇒ ⑫
- ◆ 三重県や松阪市と連携して森林整備に努めます。 ⇒ ③
- ◆ 林業の担い手の育成に努めます。 ⇒ ④
- ◆ 行政と連携し、地域材の需要拡大の促進に努めます。 ⇒ ⑤、⑧
- ◆ 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すよう努めます。 ⇒ ⑬

施策テーマ（２）良好な水辺空間の形成

目 標

自然環境や生態系に配慮するとともに、人の心を癒し、身近にふれあう場の存在も重視した河川や海岸の整備を進め、良好な水環境の確保をめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境に配慮した河川等の整備

- ① なめり湖を親水公園として整備するとともに、松阪農業公園ベルファーム園内に所在する四郷池では、ビオトープ*・親水空間としての位置づけから堤頂部を散策道に利用し、木製防護柵や低木等を整備するなど自然環境を保全し生態系に配慮した親しみのある水辺空間の整備に努めます。
- ② 周辺の自然的、社会的、歴史的環境に調和した河川の整備に努めます。

【農村整備課】

【土木課】

○海岸環境の充実

- ③ 自然環境や生態系に配慮した海岸整備を促進します。
- ④ 狹師漁港海岸の整備に関して、高潮対策の強化を図るとともに市民の憩いの場を創出します。
- ⑤ 景観に配慮したうるおいのある海岸の整備を進めます。

【農林水産課】

【農林水産課】

【農林水産課】

○市民参加による河川、海岸等の環境保全活動の促進

- ⑥ 市民による河川、海岸等における清掃活動を促進し、良好な水辺環境の創出に努めます。

【土木課】



■ なめり湖

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P60の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 河川や海などに親しみを感じ、水辺空間を大切にします。 ⇒ ①、④
- ◆ 河川や海の美化活動に参加します。 ⇒ ⑥
- ◆ レジャーなどのごみは持ち帰ります。 ⇒ ⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 河川や海の美化活動の実施に努めます。 ⇒ ⑥
- ◆ ビオトープ*づくりに協力します。 ⇒ ①

事業者の取り組み

- ◆ 水辺環境に配慮した工事の実施に努めます。 ⇒ ①、②、③
- ◆ 河川や海の美化活動に協力します。 ⇒ ⑥
- ◆ 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すよう努めます。 ⇒ ③、⑤

【基本目標 2. 多様な生態系と自然環境の保全及び回復と動植物の保護】

施策テーマ（1）生物多様性と貴重な動植物の生息・生育環境の保全

目 標

貴重な動植物の生息・生育環境を調査するとともに、これらの貴重な動植物を守る取り組みを進めることで人と自然が共生できるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○貴重な動植物の生息・生育調査及び情報提供

- ① 市内外の有識者などの協力のもと、貴重な動植物の生息・生育調査によって得られた結果を地図にまとめた「松阪ネイチャーマップ」を環境学習に役立てるとともに、これらの動植物の保護について検討します。【環境課】
- ② 市域の動植物の生息・生育状況に関する詳細なデータベースの作成を検討します。【環境課】

○貴重な動植物の生息・生育環境の保護

- ③ 「松阪市開発行為に関する環境保全条例^{*}」等に基づき、開発行為が自然環境と調和を保って行われるように指導します。[再掲 P59] 【環境課】
- ④ 自然保護意識の高揚とマナーの向上をめざし、子どもから大人まで自然についての理解を深める場と機会の提供に努めます。【環境課】

○緑地・里山等の保全

- ⑤ 民有地の緑地、里山^{*}等の保全の支援に努めます。
【県との連携：農林水産課】
- ⑥ 身近な生き物の生息環境の保全に努めます。【環境課】

○自然体験学習の推進

- ⑦ 三重県環境学習センターなどトレーニングメニューを持つ機関と連携して、自然環境学習に関する情報の提供に努めます。【環境課】
- ⑧ 専門的知識を有する人やボランティア、環境保全団体などと連携し、地域における自然体験学習活動への支援に努めます。【環境課】



■ やまゆり群生地（飯高波瀬地区）

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P62 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 身近な自然環境について学習し、理解を深めます。 ⇒ ①、④
- ◆ 生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にします。 ⇒ ①、②、④
- ◆ 外来種の動植物を適正に管理し、放棄しないようにします。 ⇒ ④
- ◆ 自然に親しむイベントに積極的に参加します。 ⇒ ④、⑦、⑧
- ◆ 里山*の保全・再生活動に参加します。 ⇒ ⑤、⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 自然に親しむイベントの実施に努めます。 ⇒ ⑧
- ◆ 里山の保全・再生に努めます。 ⇒ ⑤、⑥
- ◆ ビオトープ*づくりに協力します。 ⇒ ④

事業者の取り組み

- ◆ 森林の保全・再生に協力します。 ⇒ ⑤、⑥
- ◆ 開発等を行う際は、できるだけ自然の地形を残すよう努めます。 ⇒ ③

施策テーマ（２）自然環境に配慮した農業・漁業の促進

目 標

農業、漁業を環境に配慮した産業として振興することにより、農地、河川、海を保全し自然と共生できる土地利用を促進することで、多様な生き物が暮らすことのできるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境と調和のとれた農業の推進

- ① 農薬や化学肥料などへの依存度を減らし、環境負荷の低減を目的とした環境保全型農業*を促進します。 【農林水産課】
- ② 多様な環境保全機能を担っている農地を保全するため、「松阪市農業振興地域整備計画*」及び「松阪市田園環境整備マスタープラン*」に基づき、地域の実情に即した効率的かつ安定的な農業経営基盤の整備強化を支援します。 【農林水産課、農村整備課】
- ③ 農地を身近な自然とふれあう場として生かしていくとともに、「松阪農業公園ベルファーム*」や「飯高地域資源活用交流施設（飯高駅）」などの施設を通じて都市と農村との交流のための事業を支援します。 【農林水産課】
- ④ 耕作放棄地の発生を防止することに努めながら、既耕作放棄地については利活用に向けた支援を実施します。 【農林水産課】



■ 松阪農業公園ベルファーム

○環境に配慮した漁業の推進

- ⑤ 水源林の育成など海や川の漁場環境の回復と維持に努めます。 【農林水産課】
- ⑥ 海底の底泥の浚渫（しゅんせつ）*などにより、海底の生き物の生育環境を回復し水質の改善を促進します。 【農林水産課】
- ⑦ 水産資源を保護するとともに、水産資源量に見合った計画的利用と積極的な水産資源の増殖により「つくり育てる漁業」を支援します。 【農林水産課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P64 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 低農薬の農産物をできるだけ購入します。 ⇒ ①
- ◆ 農業・漁業体験型イベントに参加します。 ⇒ ③
- ◆ 地元産の農産物・水産物をできるだけ購入します。 ⇒ ①、③、⑦

市民団体の取り組み

- ◆ 農業・漁業体験型イベントの実施に努めます。 ⇒ ③

事業者の取り組み

- ◆ 農業者として、農地を荒廃させないように努めるとともに、既耕作放棄地の利活用に努めます。 ⇒ ④
- ◆ 農業者として、無農薬・有機栽培などの環境保全型農業*に積極的に取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ 観光農業、グリーンツーリズム*、農業・漁業体験型イベントの実施により、都市と農村の交流に取り組みます。 ⇒ ③
- ◆ 「つくり育てる漁業」について、積極的な支援に努めます。 ⇒ ⑦

【基本目標 3. 都市生活型公害及び産業公害の防止と予防】

施策テーマ（1）大気汚染の防止

目 標

事業所などから排出される大気汚染物質による大気の汚染を防止するとともに、自動車の利用による環境への負荷を少なくすることで、空気がきれいで市民が健やかに暮らせるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○事業所等からの大気汚染対策

- ① 大気汚染物質における監視体制の適正化を図るとともに、三重県と連携して「大気汚染防止法^{*}」や「三重県生活環境の保全に関する条例^{*}」等に基づく指導を行います。【環境課】
- ② 三重県公害事前審査制度^{*}の活用により公害防止の指導を行うとともに、公害防止協定^{*}の締結を進め公害防止の指導、監視に努めます。【環境課】

○環境にやさしい交通体系の整備

- ③ 自動車による排ガスを抑制するため、路線バス等の民間公共交通と市運営バスとの連携の強化に取り組み、公共交通機関の利用の促進に努めます。【商工政策課】
- ④ 鈴の音バスなどの地域公共交通システムの充実に努めるとともに、地域住民と協働し、地域の実情に応じた交通体系の整備に努めます。【商工政策課】
- ⑤ 公共交通機関などの交通結節点である、松阪駅及び伊勢中川駅における交通利便性の向上を図ります。【商工政策課】

○環境に配慮した自動車利用

- ⑥ 市における積極的な低公害車^{*}の導入を推進するとともに、家庭や事業所における低公害車の普及啓発に努めます。【財務課、環境課】
- ⑦ 急発進・急加速をしない、アイドリングストップ^{*}など環境にやさしいエコドライブ^{*}の普及啓発に努めます。【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P66の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 自動車の排出ガスを減らすために、マイカーの利用を控え、徒歩や自転車、電車・バス（鈴の音バス等）などの公共交通機関を積極的に利用するよう努めます。 ⇒ ③、⑥
- ◆ 自動車を運転する時は、環境にやさしいエコドライブ*を実践します。 ⇒ ⑦

事業者の取り組み

- ◆ 法律や条例に基づく届出を行い、大気汚染物質の排出基準を守ります。 ⇒ ①
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ②
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ⑥
- ◆ 低公害車*の導入に努めるとともに、公共交通機関の利用の促進に関する啓発に取り組みます。 ⇒ ③、⑥

施策テーマ（２）水質汚濁の防止

目 標

生活排水、事業所排水による川や海の水質の汚濁を防ぎ、水がきれいで市民が健やかに暮らせるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○生活排水処理施設の整備促進

- ① 生活排水の浄化に取り組むため、地域の特性に応じて公共下水道^{*}や農業集落排水施設^{*}及び合併処理浄化槽^{*}の計画的かつ効率的な整備を進めます。 【下水道建設課、農村整備課、環境課】
- ② 公共下水道や農業集落排水施設の供用開始後、すみやかに水洗化を促進するため、一般家庭、事業所への訪問・広報等による啓発活動を行なうとともに、一般家庭への排水設備工事の助成を行います。 【下水道建設課、農村整備課】
- ③ 単独処理浄化槽・し尿汲み取り施設から合併処理浄化槽への転換を含め、合併処理浄化槽の設置を推進します。 【環境課】

○生活排水対策に関する啓発

- ④ 「松阪市生活排水対策推進協議会」により、台所や洗濯による排水への汚濁負荷の低減のための啓発活動に取り組みます。 【環境課】
- ⑤ 生活排水の適正な処理を行うために、関係機関と連携して浄化槽の適正な維持管理の啓発を行います。 【環境課】

○事業所排水による水質汚濁の防止

- ⑥ 三重県と連携して「水質汚濁防止法^{*}」や「三重県生活環境の保全に関する条例^{*}」などに基づく規制・指導を行います。 【環境課】
- ⑦ 三重県公害事前審査制度^{*}の活用により公害防止の指導を行うとともに、公害防止協定^{*}の締結を進め公害防止の指導、監視に努めます。 【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P68の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 公共下水道*の供用開始区域では、積極的に下水道に接続します。 ⇒ ①、②
- ◆ 合併処理浄化槽*を設置するとともに、適正に維持管理します。 ⇒ ①、③、④
- ◆ 洗剤を適量で使用する、食べ残しなどを排水口に流さないなど、排水による環境負荷の低減に努めます。 ⇒ ④

市民団体の取り組み

- ◆ 家庭における生活排水対策の普及・啓発に協力します。 ⇒ ④、⑤

事業者の取り組み

- ◆ 法律や条例に基づく届出を行い、水質の排出基準を守ります。 ⇒ ⑥
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ⑦
- ◆ ISO14001*やM-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ⑥、⑦

施策テーマ（3）有害化学物質への対応

目 標

有害化学物質による環境汚染を防止するとともに、汚染発生時には適切な情報を迅速に市民に提供することで、被害を最小限にとどめ市民の健康を守るまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○有害化学物質による地下水汚染への対策

- ① トリクロロエチレン*、テトラクロロエチレン*など地下水汚染の原因となる有害化学物質について、監視体制の充実、強化に努めるとともに、これらの物質に関する情報の収集に努めます。
- ② 事業所に対しては、公害防止協定*により有害化学物質に対する管理の徹底を指導するとともに、三重県と連携して汚染の防止対策に取り組みます。
- ③ 有害化学物質の汚染が確認された場合には、三重県をはじめ関係諸機関と連携して適切な情報を迅速に市民に伝え、市民の安全を確保できる体制の構築に努めます。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

○ダイオキシン類等の対策の推進

- ④ ダイオキシン類*、環境ホルモン*やアスベストなどの有害化学物質について、その実態調査を進めるとともに情報を収集し公表します。
- ⑤ 国、三重県と連携して有害化学物質に対する取り組みを進めます。
- ⑥ 家庭、事業所等において法令で構造基準に適合していない焼却炉の使用自粛や野焼き行為の禁止を呼びかけるとともに、不適切な焼却に対しては中止するよう指導します。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P70の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 化学肥料や除草剤・殺虫剤等の化学薬品の適正な使用・管理に努めます。 ⇒ ①
- ◆ ダイオキシン類*が発生しないように野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ④、⑥

事業者の取り組み

- ◆ 有害化学物質の自己管理を徹底し、土壌や地下水の汚染防止に努めるとともに、適切な情報の公開に努めます。 ⇒ ②
- ◆ ダイオキシン類が発生しないように野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ④、⑥
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ②
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ①、②、④、⑥

施策テーマ（４）騒音・振動及び悪臭の防止

目 標

事業所からの騒音・振動及び悪臭の防止に努めるとともに、自動車騒音・振動の軽減を図ることで、静かで暮らしやすいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○事業所に対する騒音、振動対策

- ① 「騒音規制法*」、「振動規制法*」及び「三重県生活環境の保全に関する条例*」等に基づき規制・指導を行います。
- ② 三重県公害事前審査制度*の活用による公害防止の指導を行うとともに、公害防止協定*の締結を進め公害防止の指導、監視に努めます。

【環境課】

【環境課】

○環境騒音、道路交通振動への対応

- ③ 環境騒音、道路交通振動の測定を行い、三重県をはじめ関係諸機関と連携して騒音・振動対策の促進に努めます。

【環境課】

○悪臭への対応

- ④ 「悪臭防止法*」に基づき事業所における指導、立ち入り調査を行うとともに、畜産業からの悪臭に関しては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律*」等に基づき三重県をはじめ関係諸機関と連携して、家畜のふん尿等の適正管理、リサイクルを促進します。

【環境課、農林水産課】



■ 騒音測定

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P72の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 日常生活における騒音で近隣の人に迷惑をかけないように配慮します。

⇒ ③

事業者の取り組み

- ◆ 法律や条例に基づく届出を行い、騒音・振動及び悪臭の防止に努めます。
- ◆ 住宅に隣接している事業所では、騒音・振動及び悪臭に対する配慮を徹底します。
- ◆ 公害防止協定*の締結に努め、積極的に環境負荷の低減を図ります。
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。

⇒ ①、③

⇒ ①、③、④

⇒ ②

⇒ ①、②、④

施策テーマ（５）近隣公害への対応

目 標

市民及び事業者が近隣でのマナーを守って、住みよいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○ごみの野外焼却の抑制

- ① 家庭、事業所等において法令で構造基準に適合していない焼却炉の使用自粛や野焼き行為の禁止を呼びかけるとともに、不適切な焼却に対しては中止するよう指導します。[再掲 P70]

【環境課】

○動物の適正な飼養の推進

- ② 動物の適正な飼養^{しやう}を促すために、関係機関と連携して啓発等を行い、市民の動物愛護の意識を高めます。

【環境課】

○地域主導による未然防止の取り組みの推進

- ③ 近隣公害^{*}の未然防止のため、近隣住民によるルールづくりの支援などを通じて、日常生活における市民のマナーの向上に努めます。

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P74 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 日常生活における騒音で近隣の人に迷惑をかけないよう配慮します。 ⇒ ③
- ◆ 近隣住民の迷惑とならないように、野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ①
- ◆ 動物を飼う時は家族の一員として大切にし、マナーを守り近隣の人に迷惑をかけないように配慮します。 ⇒ ②

市民団体の取り組み

- ◆ 動物愛護の啓発に努めます。 ⇒ ②
- ◆ 近隣公害*の未然防止のための地域のルールづくりに協力します。 ⇒ ③

事業者の取り組み

- ◆ 近隣住民の迷惑とならないように、野焼きや基準に適合しない焼却炉の使用は行いません。 ⇒ ①
- ◆ 住宅に隣接している事業所では、騒音・振動及び悪臭に対する配慮を徹底し、近隣公害の未然防止に取り組みます。 ⇒ ③
- ◆ 近隣公害の未然防止のための地域のルールづくりに協力します。 ⇒ ③

【基本目標 4. 歴史文化の薫る魅力ある景観の形成と やすらぎある空間づくり】

施策テーマ（1）歴史文化遺産の保全と活用

目 標

文化財の保護、活用を進めるとともに、地域に根ざした文化的景観をまもり、育てることで歴史文化の薫るまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○歴史文化的景観の保全と活用

- ① 松坂城跡の周辺など歴史性及び地域性豊かなまち並みの保全活用を行います。 【文化課、都市計画課】
- ② 棚田などその地域を代表する独特の土地利用形態が残る文化的景観の保全を推進します。 【文化課、都市計画課】

○名勝、天然記念物の保存と回復

- ③ 中村川ネコギギ生息地、不動院ムカデラン群落など希少な天然記念物の保存と回復に努めます。 【文化課】
- ④ 阪内不動堂境内など貴重な名勝の保存と活用の支援に努めます。 【文化課】

○文化財の保護と活用

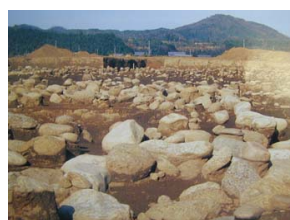
- ⑤ 龍泉寺三門など有形文化財の修復、保存を推進します。 【文化課】
- ⑥ 史跡公園として整備した宝塚古墳や天白遺跡の活用を図るなど、郷土の歴史文化を学ぶうえでの文化財の活用を進めます。 【文化課】
- ⑦ 文化財に関する情報を様々な方法で発信し、まちおこしなど観光資源として生かし、地域の活性化を図ります。 【文化課】

○生活文化や伝統文化の継承と振興

- ⑧ 伝統的文化、民俗行事、技術工芸、風俗習慣など「松阪らしさ」の掘り起こしと継承を支援します。 【文化課】
- ⑨ 生活や産業、伝統により育まれた松阪の文化を未来へと引き継いでいくため、松阪の魅力を発信していきます。 【文化課】



■ 御城番屋敷



■ 天白遺跡

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P76の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 歴史文化施設を利用し、市域にある文化財について理解を深めます。 ⇒ ①、②、③
④、⑤、⑥
- ◆ 地域の伝統行事や文化活動に参加します。 ⇒ ⑦、⑧
- ◆ 歴史性及び地域性豊かな景観を市民の共有財産として、その保全と活用に協力します。 ⇒ ①、②

市民団体の取り組み

- ◆ 市域にある歴史文化遺産の素晴らしさを紹介します。 ⇒ ①、②、③
④、⑤、⑥
- ◆ 文化活動への参加機会の提供に努めます。 ⇒ ⑧
- ◆ 市民の共有財産としてのまち並みを率先して守る取り組みを進めます。 ⇒ ①、②

事業者の取り組み

- ◆ 市域の遺跡や文化財等の調査・保存に協力します。 ⇒ ⑤
- ◆ 歴史的まち並みの保全や景観づくりに協力します。 ⇒ ①、②

施策テーマ（２）個性豊かな美しい景観づくりの推進

目 標

市民、事業者と協働して景観づくりに取り組むとともに、景観条例等による制度化を進め、緩やかな規制の運用に努めることで魅力ある景観のまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○美しい山並みと海岸線を生かした自然景観の形成

- ① 原風景を構成するゆるやかで美しい山並みや海岸の海苔ひび*の風景、流域の緑や河口の干潟など豊かな自然に親しむ空間の保全に努めます。

【都市計画課】

○魅力ある農山漁村景観の形成

- ② 棚田など歴史性及び地域性豊かな農山漁村景観の保全に努めます。

【都市計画課】

○快適な都市景観の形成

- ③ 歴史文化や近代的なまち並みに調和した、快適な市街地景観づくりに努めます。
- ④ 周辺と調和のとれた良好な景観の形成のため、屋外広告物に対する適切な指導に努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

○「松阪らしさ」のある歴史文化的景観の形成

- ⑤ 伊勢街道や和歌山街道などの歴史街道景観の保全や、歴史文化資源などを生かした景観拠点づくりに努めます。
- ⑥ 松坂城跡の周辺や射和・中万ちゅうまなど歴史的まち並みを生かした個性ある景観づくりに努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

○制度を利用した景観の形成

- ⑦ 「松阪市景観計画*」に基づき、届出制度による緩やかな規制の運用に努めます。
- ⑧ 良好な景観の地区を創出するため、景観重点地区への指定や地区計画等の導入による景観づくりに努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

○市民等との協働による景観の形成

- ⑨ 良好な景観づくりに向け、市民、事業者等の各主体が協働できる体制の整備に努めます。
- ⑩ 優れた景観形成の事例紹介などを通じて、景観づくりの普及啓発に取り組むことで市民の景観意識の高揚に努めます。

【都市計画課】

【都市計画課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P78の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 個性と魅力ある景観を市民の共有財産として、その保護と活用に協力します。 ⇒ ③、④
- ◆ 自然、歴史文化など素晴らしい景観を残してきた先人達に感謝し、次世代に引き継いでいくためにこの景観を守っていきます。 ⇒ ①、②、③、④
⑤、⑥、⑨
- ◆ 景観づくりに協力することで、景観意識を高めます。 ⇒ ⑨、⑩

市民団体の取り組み

- ◆ 市民の共有財産としてのまち並みを率先して守る取り組みを進めます。 ⇒ ⑧、⑨

事業者の取り組み

- ◆ 歴史的まち並みの保全や景観づくりに協力します。 ⇒ ⑦、⑧

施策テーマ（3）公園・緑地の整備

目 標

コミュニケーション、休息、スポーツ・レクリエーションなどの場及び災害時の避難場所として、地域の特性を生かした住民参加による公園の整備や緑地の保全、創出に努め、緑豊かで心やすらぐまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○公園・緑地の整備

- ① 多様化する市民のスポーツ・レクリエーション需要に対応するために、総合運動公園等の整備を図ります。 【土木課】
- ② 市民の利用形態に配慮し、市民が身近に利用できる街区公園、近隣公園、地区公園*などの整備、充実を図ります。 【土木課】
- ③ 市民が安全に公園施設を利用するために、定期的な点検及び計画的な補修を行い、安全管理の強化、施設の維持管理に努めます。 【土木課】
- ④ 民間宅地開発事業などによる公園・緑地の整備について指導を行います。 【土木課】
- ⑤ 防災面の向上を図るために、災害時の緊急避難場所としての公園整備を推進します。 【土木課】

○緑地の保全と緑化の推進

- ⑥ 緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うため、「松阪市緑の基本計画*」の策定に取り組みます。 【都市計画課、土木課】
- ⑦ 道路・河川・学校など公共施設等の緑化推進に努めます。 【土木課、教育総務課】

○緑化意識の啓発の推進

- ⑧ 緑化意識の普及啓発を推進します。 【土木課】
- ⑨ 住民参加による公園の整備や、市民と行政が一体となって緑化の推進、公園緑地の整備、自然環境の保全など緑を生かしたまちづくりに努めます。 【土木課】



■ 中部台運動公園

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P80の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 生垣、庭木、花壇などで緑を増やすよう心がけます。 ⇒ ⑨
- ◆ 公園を利用するときは、マナーを守ります。 ⇒ ③
- ◆ 公園・緑地の整備及び維持管理に協力します。 ⇒ ①、②、③、⑤
- ◆ 緑の大切さを学習し、行政と一緒に緑を生かしたまちづくりに努めます。 ⇒ ⑧、⑨

市民団体の取り組み

- ◆ 環境美化活動の実施に努めます。 ⇒ ③、⑨
- ◆ 緑化に関するイベントを実施します。 ⇒ ⑧
- ◆ 公園・緑地の整備・維持管理に協力します。 ⇒ ①、②、③、⑤

事業者の取り組み

- ◆ 開発等を行う際には、緑を極力残すよう努めます。 ⇒ ④
- ◆ 開発等を行う際には、公園・緑地を設けるよう努めます。 ⇒ ④、⑥
- ◆ 事業所敷地内における緑化を推進します。 ⇒ ⑧、⑨

施策テーマ（４）誰にでもやさしい空間づくりの推進

目 標

すべての市民が快適で安全に移動し利用できる交通、施設の整備を進め、人にやさしいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○交通、施設におけるバリアフリーの推進

- ① 「松阪市交通バリアフリー基本構想*」、「嬉野町交通バリアフリー基本構想*」に基づき、松阪駅、伊勢中川駅を中心とする市街地における交通バリアフリー*の現況を検証しながら、バリアフリー*の取り組みを進めます。【福祉課、都市計画課】
- ② 駅や道路・歩道、公園、学校など公共施設のバリアフリー化を推進します。【福祉課、都市計画課、土木課、教育総務課】
- ③ 民間施設のバリアフリー化を促進します。【福祉課】

○バリアフリーのまちづくりの推進

- ④ 「松阪市バリアフリーのまちづくり基本計画*」に基づき、バリアフリー環境の整備に取り組みます。【福祉課】
- ⑤ 市民で構成する「松阪市民バリアフリー推進チーム*」と協働して、バリアフリー推進体制の強化を図ります。【福祉課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P82 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 歩行者を優先した自家用車の運転に心がけます。 ⇒ ①
- ◆ 点字ブロックの上や障がい者用の駐車スペースに迷惑駐車・駐輪は行いません。 ⇒ ①
- ◆ 「松阪市民バリアフリー推進チーム^{*}」の活動に協力します。 ⇒ ⑤
- ◆ 心のバリアフリー^{*}を意識し、身近に困っている人がいたら助けます。 ⇒ ④

市民団体の取り組み

- ◆ 「松阪市民バリアフリー推進チーム」などバリアフリーの活動に努めます。 ⇒ ⑤

事業者の取り組み

- ◆ 建築物及び周辺環境の整備にあたっては、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を取り入れるとともに、既存施設においても整備におけるバリアフリー化を進めます。 ⇒ ③

【基本目標 5. 循環型地域社会の構築と地球環境の保全】

施策テーマ（1）ごみの減量化と再利用の促進

目 標

製品の生産から流通、販売、消費にいたる各段階においてごみの発生抑制と再利用の促進に各主体が取り組み、ごみの焼却や埋め立てをできる限り少なくすることで資源を有効に利用できるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○ごみの減量化と再使用・再資源化の推進

- ① 3R*（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を基本として、ごみ減量と資源化の啓発活動に取り組み、ごみ減量に対する市民意識の高揚に努めます。
- ② ごみ処理に応じた分別品目の見直しを行うとともに、リサイクル施設の整備・充実に努めます。
- ③ 不用品をごみとせず、再使用を促進するよう啓発活動に努めます。
- ④ 環境にやさしい商品の購入を促進するよう啓発活動に努めます。

【清掃政策課】

【清掃政策課】

【清掃政策課】

【清掃政策課】

○市民、事業者のごみ減量、再資源化への取り組みの支援

- ⑤ 資源物集団回収活動の促進や市民が資源物を出しやすい環境づくりに努めます。
- ⑥ 家庭から出る生ごみの減量化を進めるため、生ごみの堆肥化事業や補助制度の充実に努めます。
- ⑦ ごみの分け方・出し方などに関するわかりやすいパンフレットなどを作成し、ごみ減量とごみの分別意識の高揚に努めます。

【清掃政策課】

【清掃政策課】

【清掃政策課】



■ 地区での資源物回収の様子

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P84 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 商品や製品を購入するとき、本当に必要なものか、また、無駄にならないか考えて、できるだけ長く使えるものを購入するよう努めます。 ⇒ ①、③、④
- ◆ マイバッグなどを持参し、レジ袋を使わないように心がけます。 ⇒ ①
- ◆ 商品を購入するときは、環境面からみてよい商品かどうか、使い終わって廃棄するときどうなるのかを考えて選ぶよう努めます。 ⇒ ①、④
- ◆ 使い捨て商品はできるだけ使わないように心がけます。 ⇒ ①
- ◆ 生ごみの堆肥化に取り組みます。 ⇒ ⑥
- ◆ 地域での資源物回収などによるリサイクル活動に協力します。 ⇒ ⑤

市民団体の取り組み

- ◆ 生ごみの堆肥化の普及に取り組みます。 ⇒ ⑥
- ◆ リサイクルバザーなどを実施します。 ⇒ ①、③
- ◆ リサイクルに関する情報収集とその提供に努めます。 ⇒ ①
- ◆ 地域で資源物回収などによるリサイクル活動に取り組みます。 ⇒ ⑤

事業者の取り組み

- ◆ 再使用・再資源化しやすい商品の開発・販売に努めます。 ⇒ ④
- ◆ 過剰包装をしないよう努め、容器包装の素材をわかりやすく表示します。 ⇒ ①
- ◆ 各種のリサイクル法に基づく分別収集、再資源化に対する責任を果たします。 ⇒ ①
- ◆ 事業所におけるゼロ・エミッション^{*}化に取り組みます。 ⇒ ④

施策テーマ（２）環境産業の育成

目 標

環境をよくすることが地域産業の活性化と雇用の創出につながるよう、環境産業を育成することにより、自然と地域の活力が好循環するまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

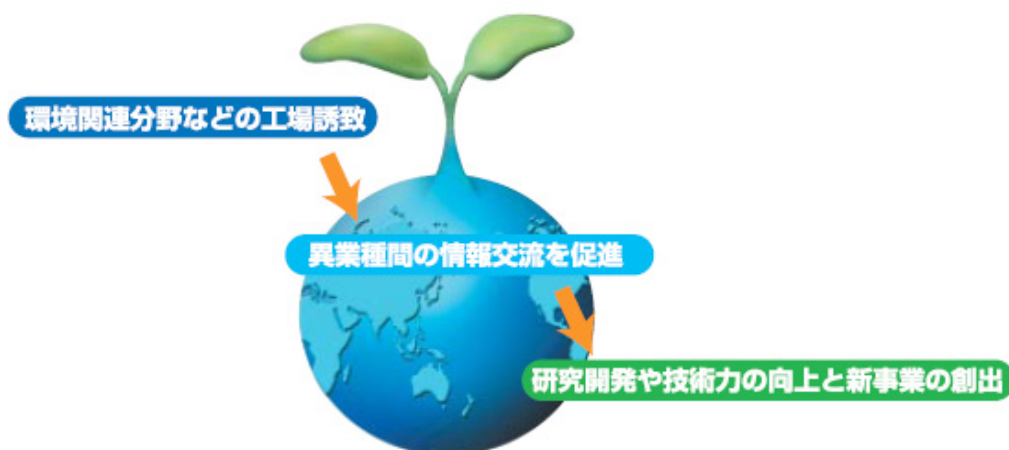
○環境産業の誘致・集積

- ① 環境関連分野をはじめとする生活関連型産業等の工場誘致に努めます。
- ② 地域の資源を活用した企業立地推進に努めます。
- ③ 多様な分野において環境産業が盛んになると考えられることから、異業種間の情報交流を促進することにより、研究開発や技術力の向上と新事業の創出を図ります。

【企業立地推進室】

【企業立地推進室】

【企業立地推進室】



市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P86の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ まちの自然を生かした産業やリサイクル産業など、まちの環境をよりよくなる新たな産業づくりに協力します。 ⇒ ①、②、③

市民団体の取り組み

- ◆ まちの自然を生かした産業やリサイクル産業など、まちの環境をよりよくなる新たな産業づくりに協力します。 ⇒ ①、②、③

事業者の取り組み

- ◆ まちの自然を生かした産業やリサイクル産業など、まちの環境をよりよくなる新たな産業づくりに取り組みます。 ⇒ ①、②、③

施策テーマ（3）ごみの適正処理

目 標

ごみの不法投棄やポイ捨てへの対策を進めるとともに、長期的な視点からごみ処理施設及び収集体制の整備を進め、ごみの処理による環境負荷が少ないまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○ごみ処理施設の計画的な整備の推進

- ① 「松阪市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画^{*}」に基づき、全市的なごみ処理一元化に対応した廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進します。
- ② ダイオキシン類^{*}などの有害物質の低減対策を図るとともに、施設の維持管理を徹底するなど一層の環境負荷の低減に努めます。
- ③ 容器包装リサイクル法等に対応した施設の整備に取り組みます。

【清掃政策課】

【清掃事業課】

【清掃政策課】

○ごみの収集業務の円滑化

- ④ 収集業務において、地域、事業者との連携を密にし効率的に収集作業が行えるように収集業務に取り組むとともに、ごみ処理に適した分別排出などの推進に努めます。

【清掃事業課】

○ごみの不法投棄の防止

- ⑤ 国や三重県をはじめ地域住民と連携してごみの不法投棄の防止に努めます。
- ⑥ 市民の環境美化意識の向上に努め、環境美化活動を促進します。

【清掃事業課】

【清掃事業課】



■ 第二清掃工場

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P88の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ ごみは正しく分別し、燃やしたり埋め立てたりするごみを少なく
します。 ⇒ ①、④
- ◆ 環境美化活動に参加します。 ⇒ ⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 環境美化活動の実施に努めます。 ⇒ ⑥
- ◆ 不法投棄の防止などごみの適正処理の啓発活動に協力します。 ⇒ ⑤
- ◆ 地域において、適正に分別を行い、円滑なごみ収集に協力します。 ⇒ ④

事業者の取り組み

- ◆ 法律をまもり、ごみを適正に処理します。 ⇒ ④
- ◆ 環境美化活動の実施に努めます。 ⇒ ⑥

施策テーマ（４）省エネルギー・新エネルギーの推進

目 標

省エネルギーへの取り組みを広く定着させるとともに、環境にやさしいエネルギーを利用することで、地球にやさしいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○家庭における省エネルギーへの取り組みの促進

- ① 省エネルギーへの取り組みも含め、環境に配慮した生活様式の普及に取り組めます。
- ② 適切な情報媒体を利用して、環境にやさしい具体的な行動事例を紹介していきます。

【環境課】

【環境課】

○率先した省エネルギーへの取り組み

- ③ 省エネルギー型の公共施設の整備を進め、率先して効率的なエネルギー利用に努めます。
- ④ 「Matsusaka-EMS（松阪市環境マネジメントシステム）*」、「エコオフィスアクションプログラムまつさか（松阪市地球温暖化対策率先実行計画）*」を含めた「環境マネジメントシステム」を運用することで率先してエコオフィス*を実践するとともに、事業所のエコオフィスを促進するため適切な情報提供に努めます。

【財務課】

【環境課】

○身近な新エネルギーの普及・啓発

- ⑤ 県などの関係機関と連携し、市域における新エネルギー*の利用の普及・啓発を推進します。

【環境課】

○地域資源を活用した新エネルギーの創造

- ⑥ 間伐材等の未利用資源を木質バイオマス*として利用促進するなど地域資源の高度利用と地域産業の活性化を図ります。

【企業立地推進室、農林水産課】

- ⑦ 「松阪市地域新エネルギービジョン*」に基づき、潜在する地域資源を生かした新エネルギーの創造に努めます。

【環境課】

○率先した新エネルギー導入への取り組み

- ⑧ 公用車における低公害車*の導入を率先して進めます。
- ⑨ 公共施設への新エネルギー利用の積極的な導入を図ります。

【財務課】

【施設管理主担当課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P90の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ ライトダウンに取り組むなど家庭における節電、節水に努めます。 ⇒ ①
- ◆ 電化製品を購入する際には、節電型、節水型製品を選ぶように努めます。 ⇒ ①
- ◆ 新エネルギー*について理解を深め、家庭における新エネルギーの導入に努めます。 ⇒ ⑤

市民団体の取り組み

- ◆ 省エネルギー・新エネルギーに関する情報収集とその提供に努めます。 ⇒ ②、⑤

事業者の取り組み

- ◆ ライトダウンに取り組むなど事業所における節電、節水に取り組めます。 ⇒ ④
- ◆ 新エネルギーについて理解を深め、事業所における新エネルギーの導入に努めるとともに、地域資源を生かした新エネルギーを利用することで、地域産業の活性化に努めます。 ⇒ ⑤、⑥、⑦
- ◆ 業務用車両への低公害車*の導入に努めます。 ⇒ ⑧

施策テーマ（５）地球温暖化の防止

目 標

地球温暖化*の大きな原因となっている二酸化炭素の排出量を減らす取り組みを進め、地球環境にやさしいまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○二酸化炭素の排出削減に向けた総合的な取り組みの推進

- ① 省エネルギー・新エネルギー*対策など総合的に施策を推進することで、二酸化炭素の排出量の削減に努めます。
- ② 市民に対する地球温暖化*防止に関する啓発を行うとともに、日常生活に伴う二酸化炭素排出の削減に向けた具体的な取り組みを紹介し
ます。
- ③ 温暖化防止のための国民運動*への参加や、三重県地球温暖化防止活動センターなど他の諸機関とも積極的に連携して、地球温暖化の防止に取り組みます。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

○二酸化炭素の排出削減に向けた率先取り組みの推進

- ④ 「エコフィスアクションプログラムまつさか（松阪市地球温暖化対策率先実行計画）*」に基づき、率先して市の事務事業における二酸化炭素の排出削減に取り組みます。

【環境課】

○二酸化炭素の排出量削減に向けた仕組みの構築

- ⑤ 取り組みの強化が求められてきている地球温暖化対策について、市、市民、市民団体、事業者が連携・協力して二酸化炭素の排出量の削減に取り組める仕組みづくりを検討します。

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P92の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 自家用車のアイドリングストップ*に努めます。 ⇒ ①、②、③
- ◆ 自転車及び公共交通機関の利用に努めます。 ⇒ ①、②、③
- ◆ 自家用車購入の際には、最新の規制に適合した低公害型の車を購入するよう努めます。 ⇒ ①
- ◆ 私たちの日々の暮らしから出る二酸化炭素が、地球温暖化*の原因を引き起こしているとの認識を持ち、地球温暖化防止問題に対する正しい知識の習得に努めます。 ⇒ ②、③

市民団体の取り組み

- ◆ 省エネルギー・自然エネルギーに関する情報収集とその提供に努めます。 ⇒ ①、⑤

事業者の取り組み

- ◆ グリーン購入*・グリーン調達*を促進します。 ⇒ ②
- ◆ 業務用車両におけるアイドリングストップに取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ 共同集配送の推進など物流の合理化に取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ クールビズ*、ウォームビズ*を実践し、適正なオフィスの室温を保つことで二酸化炭素の排出の抑制に努めます。 ⇒ ①
- ◆ ISO14001*や M-EMS（ミームス）*など環境マネジメントシステムの導入に努め、継続的に環境負荷の低減を図ります。 ⇒ ①、②

【基本目標 6. 環境教育・環境学習の充実と仕組みづくり】

施策テーマ（1）パートナーシップの仕組みづくり

目 標

環境に関する情報を積極的に提供するとともに、市民、市民団体、事業者、行政が協働して環境にやさしい行動を実践できる仕組みをつくることで、子どもたちに自信を持って「うるおいある豊かな環境に つつまれるまち まつさか」をバトンタッチできるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境保全に向け各主体が協働できる体制の整備

- ① 市民、市民団体、事業者、教育機関、行政の各主体が協働して環境にやさしい行動を実践する「松阪市環境パートナーシップ会議」を推進母体として、環境にやさしい行動を市域に広めるよう推進します。

【環境課】

○環境に関する情報提供の充実

- ② 「松阪市環境基本計画」の施策の取り組み結果や進捗状況をまとめた年次報告書について、わかりやすさの向上に努めながら、内容の充実を図ります。
- ③ 「松阪市環境パートナーシップ会議」による環境活動の取り組み事例など、環境にやさしい行動の支援につながる情報を収集し、わかりやすく市民に提供します。
- ④ 環境情報の提供に際しては、「広報まつさか」などの他、情報格差に留意しつつ、ケーブルテレビやホームページなど多様な情報伝達手段を積極的に活用します。

【環境課】

【環境課】

【環境課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P94 の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 環境に関するイベントや学習会など各種行事に積極的に参加します。 ⇒ ①
- ◆ 「松阪市環境パートナーシップ会議」の活動に協力します。 ⇒ ①、③

市民団体の取り組み

- ◆ 環境にやさしい行動指針を市民に広げるよう具体的な取り組みを実践します。 ⇒ ①
- ◆ 「松阪市環境パートナーシップ会議」の活動で主体的な役割を果たします。 ⇒ ①、③

事業者の取り組み

- ◆ 環境に関する各種行事への参加、支援を行います。 ⇒ ①
- ◆ 事業所の環境保全に関する取り組みを広く公開し、環境への負荷を低減させる取り組みの普及に努めます。 ⇒ ②、③、④
- ◆ 「松阪市環境パートナーシップ会議」の活動で主体的な役割を果たします。 ⇒ ①、③

施策テーマ（２）環境教育・環境学習の推進

目 標

広く市民を対象として環境教育・環境学習を進めることで、20年・30年先の松阪の姿を考え行動できるまちをめざします。

【施策の内容】

【主担当】

○環境教育・環境学習機会の充実

- ① 自然や歴史文化とふれあうことのできる体験体感学習などの場や機会の充実など市民に対し環境学習の場の提供に努めます。
【環境課、いきがい学習課】
- ② 「松阪市リサイクルセンター」を活用し、3R^{*}を基本とした市民のごみ減量化に対する意識の高揚に努めます。
【清掃政策課】
- ③ 学校エコチャレンジ^{*}に継続して取り組むことにより、省エネルギーや3Rを意識したごみの減量化、地域の自然生態系の保護など、身近な環境問題に対して子どもたちが関心を持ち、自ら進んで環境にやさしい活動ができるよう各幼稚園、小・中学校における環境教育・環境学習の充実に努めます。
【学校支援課】
- ④ 子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題に対し自ら考え行動する力を育むため、環境を通じた保育に努めます。
【こども未来課】
- ⑤ 「学校環境デー（6月5日）」を設定し、この日を中心として各幼稚園、小・中学校がそれぞれ創意工夫して環境保全の取り組みに努めます。
【学校支援課】
- ⑥ こどもエコクラブ^{*}の充実を図ります。
【環境課】
- ⑦ 「エコフィスニュース^{*}」の充実や研修会の開催など率先して市職員の環境意識の啓発に努めます。
【環境課】

○人材の育成及び体制の整備

- ⑧ 三重県環境学習センターなどトレーニングメニューを持つ機関と連携して、環境教育・環境学習に関する情報の提供に努めます。
【環境課】
- ⑨ 専門的知識を有する人やボランティア、環境保全団体などと連携して、地域における環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動への支援に努めます。
【環境課】
- ⑩ 地域での環境教育・環境学習を通じて、自分たちの力で自分たちが住む地域の環境を守っていく取り組みを支援します。
【コミュニティ推進課】

市民・市民団体・事業者との取り組み

【各主体の取り組み】

【P96の行政関連施策番号】

市民の取り組み

- ◆ 環境に関する情報を収集し、理解を深めるよう心がけます。 ⇒ ①、②、⑧
- ◆ 環境に関するイベントや学習会など各種行事に積極的に参加します。 ⇒ ①、⑧
- ◆ 「こどもエコクラブ^{*}」等の活動に参加するよう努めます。 ⇒ ⑥

市民団体の取り組み

- ◆ 環境に関する講演会やイベントの実施に努めます。 ⇒ ⑧、⑨
- ◆ 環境教育・環境学習を担う人材の育成に努めます。 ⇒ ⑧、⑨
- ◆ 環境リーダーの育成に努めます。 ⇒ ⑨
- ◆ 松阪の自然や歴史文化について情報交換を行い、環境学習の機会の充実に取り組みます。 ⇒ ①
- ◆ 環境教育・環境学習に加え、地域の自然に直接触れる体験を通じて、自分たちの力で自分たちが住む地域の環境を守っていく意識を育てます。 ⇒ ⑩

事業者の取り組み

- ◆ 環境に関する各種行事への参加、支援を行います。 ⇒ ⑧、⑨
- ◆ 事業所の環境保全に関する取り組みを広く公開し、環境への負荷を低減させる取り組みの普及に努めます。 ⇒ ①、⑧
- ◆ 事業所内外において、環境教育・環境学習に取り組みます。 ⇒ ③、⑧、⑨

第6章

計画の推進

この章では、計画をより効果的かつ効率的に推進するための3つの重点ポイントについて解説しています。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

1. 計画の推進における基本的な考え方

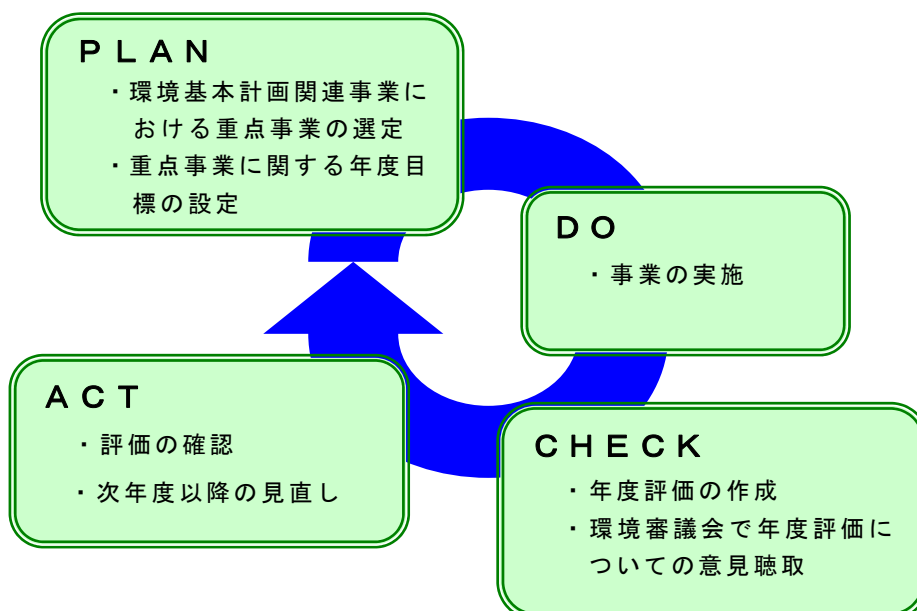
環境基本計画は、総合計画をより実効性あるものとして推進するための、環境分野における「政策分野別計画」といえるものです。

本計画は、その性質を捉えて、以下の3つのポイントに重点をしぼり、計画を効果的かつ効率的に推進していきます。

3つのポイント

- ① 「選択と集中」に重点を置いた評価体制
- ② 「わかりやすさ」に重点を置いた取り組み結果の公開
- ③ 「市民参加」に重点を置いたパートナーシップの構築

進行管理にあたっては、「ISO14001^{*}」に替わり平成23年度から開始している松阪市独自のマネジメントツールである「Matsusaka-EMS^{*}」を活用し、本計画を効果的かつ効率的に推進します。そして、Matsusaka-EMSのPDCAサイクルのもと継続的に改善していきます。



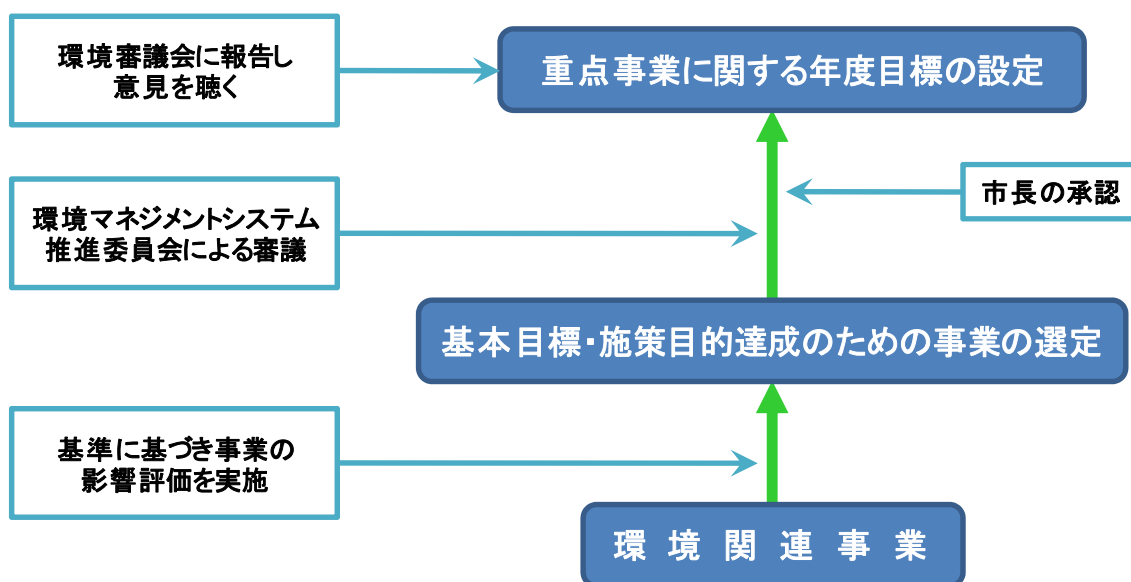
2. 「選択と集中」に重点を置いた評価体制

○重点事業の選定と年度目標の設定

環境施策に関する事業の担当部署ごとに、本計画に関連する事業の一覧を作成し、その内容を環境課において本計画の施策体系に基づいて整理を行います。その中から、①本計画の環境目標（第4章を参照）に関連性の高い事業、②長期的に実施する事業で本計画の基本目標の達成に効果的な事業、の2点のいずれかに該当する事業を中心に、特に重要な事業（以下「重点事業」という。）の選定を行います。

また、年度目標を設定した重点事業に関して、事業の概要を環境審議会に報告し意見を求めます。

■ 重点事業に関する年度目標の設定に関するフロー図



環境マネジメントシステム推進委員会

市役所内の横断的組織として、関係部局長で構成され、副市長を委員長とし重点事業候補及び重点事業に関する年度目標の審議を行います。

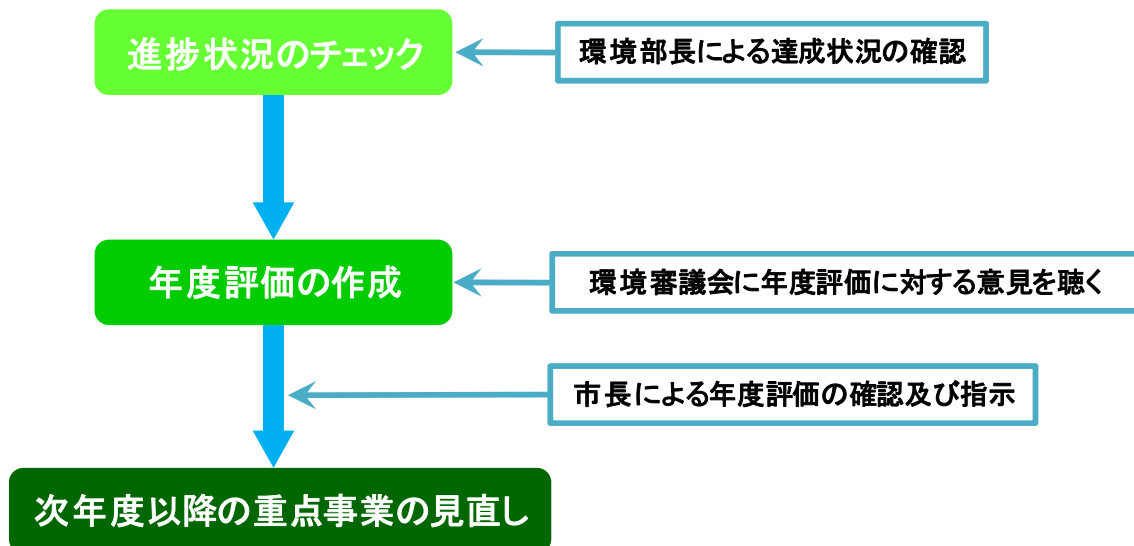
○重点事業における評価体制の充実

重点事業として選定された事業の担当部署は、重点事業ごとにその事業の年度目標を設定します。そして年度末に、年度目標に対する自己評価を行い、環境部長に報告します。

重点事業の事業概要と年度目標の内容、そして年度評価については、環境審議会に報告し意見を求めます。年度評価はまた、環境審議会の意見を付して市長に報告し、次年度以降の見直しに生かします。

これら評価体制の充実により、環境基本計画を計画的かつ効率的に進めます。

■ 重点事業における評価体制に関するフロー図



3. 「わかりやすさ」に重点を置いた取り組み結果の公開

○年次報告による業績結果の公表

「松阪市環境基本条例」の第12条に年次報告書の作成の規定があります。

市長は、毎年、環境の状況ならびにうるおいある豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(松阪市環境基本条例第12条)

環境施策におけるすべての事業の取り組み結果を報告書に掲載することは、かえって報告書を読み難くし、多くの市民の方に読んでいただけないことも懸念されます。

そこで、重点事業の業績結果を中心として内容を厳選し、「わかりやすさ」を念頭に置いた報告書の作成が重要であると考えます。

このことを踏まえ、重点事業を中心とした環境施策の取り組み結果を掲載した「松阪市環境基本計画年次報告書」を作っています。

○意見・提案を施策・事業に反映させる仕組み

年次報告の公表により、市民等から環境施策に対する意見や提案があった場合に、その意見や提案を事業担当課に適切に伝え、施策、事業に適切に反映させていきます。

4. 「市民参加」に重点を置いたパートナーシップの構築

「うるおいある豊かな環境」の保全と創造に向けた取り組みをより実効あるものとするため、市民、市民団体、事業者、大学をはじめとする教育機関、行政といった様々な主体との共通理解のもと、「松阪市環境パートナーシップ会議」が平成21年1月に設立されました。以下に示す「望ましい組織のあり方」を基本として現在活動を進めています。

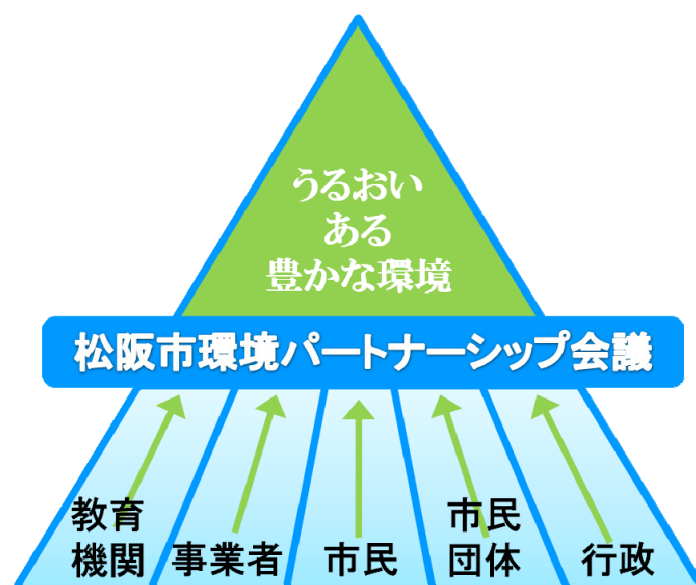
望ましい組織のあり方

- ① 相手を尊重し、違いを認め、生かすことのできる組織
- ② 成熟度に応じて連携づくりを考える組織
- ③ 自立し発展していく組織

1. 相手を尊重し、違いを認め、生かすことのできる組織

「パートナーシップ^{*}」において重要なのは、それぞれの主体が同じ活動を行うというよりは、各主体の持ち味や特性を生かし、本計画が掲げる環境像の実現に向けて役割を分担することであるといえます。各主体の「できること」を重ね合わせることで、「しなければならないこと」に取り組む活動をめざし、相手を尊重し、違いを認め、生かすことのできる形の組織です。


〈松阪市環境パートナーシップ会議のイメージ〉



2. 成熟度に応じた連携づくりを考える組織

「形だけの組織」ではなく「真に地域社会に貢献できる組織」として発展していくためには、単に組織をつくるだけでなく、組織の成熟度に応じて参加する各主体間の連携づくりを広げていくことが重要です。このように、成熟度に応じた連携づくりを考えることのできる形の組織です。

■ 組織の成熟度と想定される連携づくり

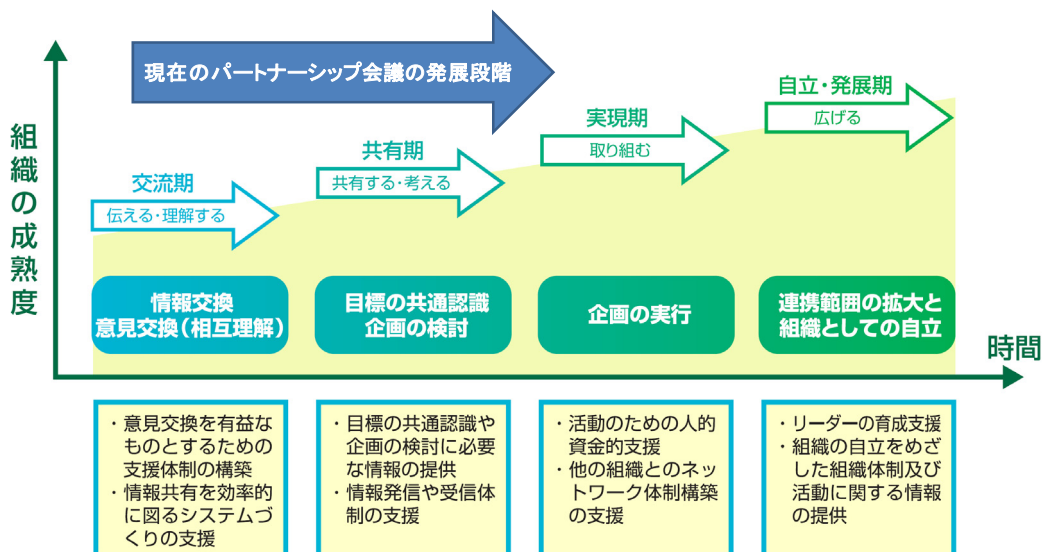
参加主体範囲と組織の成熟度		想定される連携づくり
<small>小</small>  <small>大</small>	市民、市民団体レベル	・交流会の実施 ・環境活動の交流と連携・協力の場の提供
	市民、市民団体、事業者レベル	・環境フォーラムなどのイベントの実施
	市民、市民団体、事業者、行政レベル	・協働プロジェクトの企画立案と実施 ・環境基本計画づくりへの関与

3. 自立し発展していく組織

それぞれの主体が対等な立場で連携・協力して積極的な活動を行うためには、組織体制や資金面も含めて自立できる組織づくりを発展段階の最終目標として取り組みをめざすことが重要です。具体的には、松阪市市民活動センター*等を活用して、〈人材育成・情報共有・資金〉の3つの視点を念頭に置き、以下に示す4つの段階を意識して取り組むことのできる形の組織です。

平成 23 年度時点において、松阪市環境パートナーシップ会議は、以下の発展段階にあるものと考えられ、様々な活動を通して組織の更なる発展をめざしています。

■ 自立し発展する組織づくりにおける4つのステップ



【〈人材育成・情報共有・資金〉の視点からみた想定される支援策】

第7章

環境にやさしい行動指針

この章では、松阪市環境基本条例に示されている市民、市民団体、事業者、行政の役割を行動指針として示しています。



(*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

1. 指針策定の背景

ごみの問題や生活排水・事業所排水による川や海の水の汚れ、そして地球温暖化*による地球環境問題など、今日の環境問題の多くは日常の生活や事業活動における環境への負荷の集積がその原因であるといえます。

私たちは、生きていくうえで環境に対して何らかの負荷をかけており、一部の限られた人たちが、環境に配慮した行動を一生懸命に行っても、全体として環境への負荷は飛躍的に改善されることはありません。行動内容の差はあっても、すべての人が環境に配慮した行動を実践することにより、全体として環境への負荷は軽減されるといえます。

このことから、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動を実践するよりどころを示すことで、市民、市民団体、事業者、行政の各主体が、環境保全に対する意識を高め、具体的な取り組みに結びつけることを期待するものです。

2. 指針の位置づけ

環境にやさしい行動指針（以下「環境行動指針」）は、松阪市環境基本条例第 9 条第 2 項により、環境基本計画の一部として策定することが義務づけられています。また、第 11 条には、「環境行動指針への適合」として環境行動指針に従い環境に配慮した行動に努めることが明記されています。

環境基本計画は、市の総合計画の基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（松阪市環境基本条例第 9 条第 2 項より）

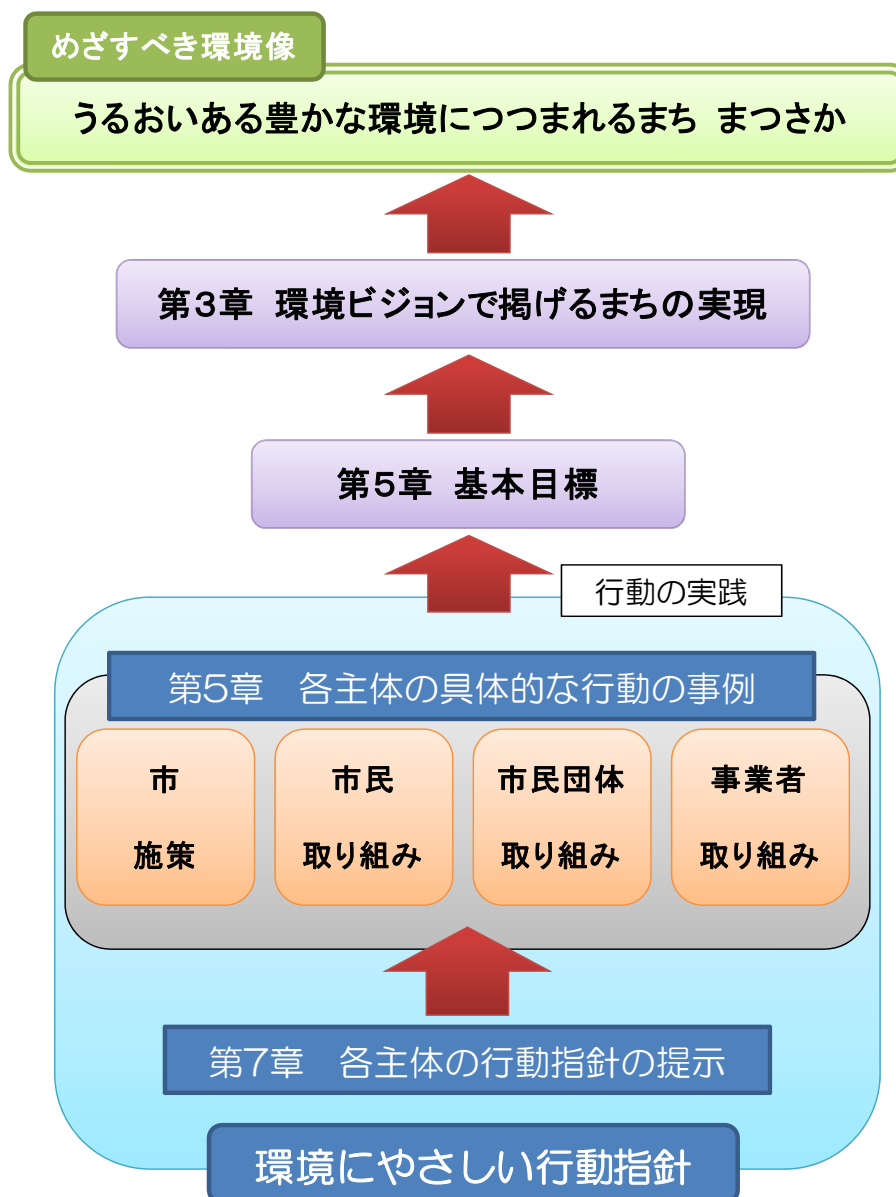
市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする。

（松阪市環境基本条例第 11 条より）

3. 指針の構成

環境行動指針は、松阪市環境基本条例に示されている市民、市民団体、事業者、市の役割を行動指針として示したものです。

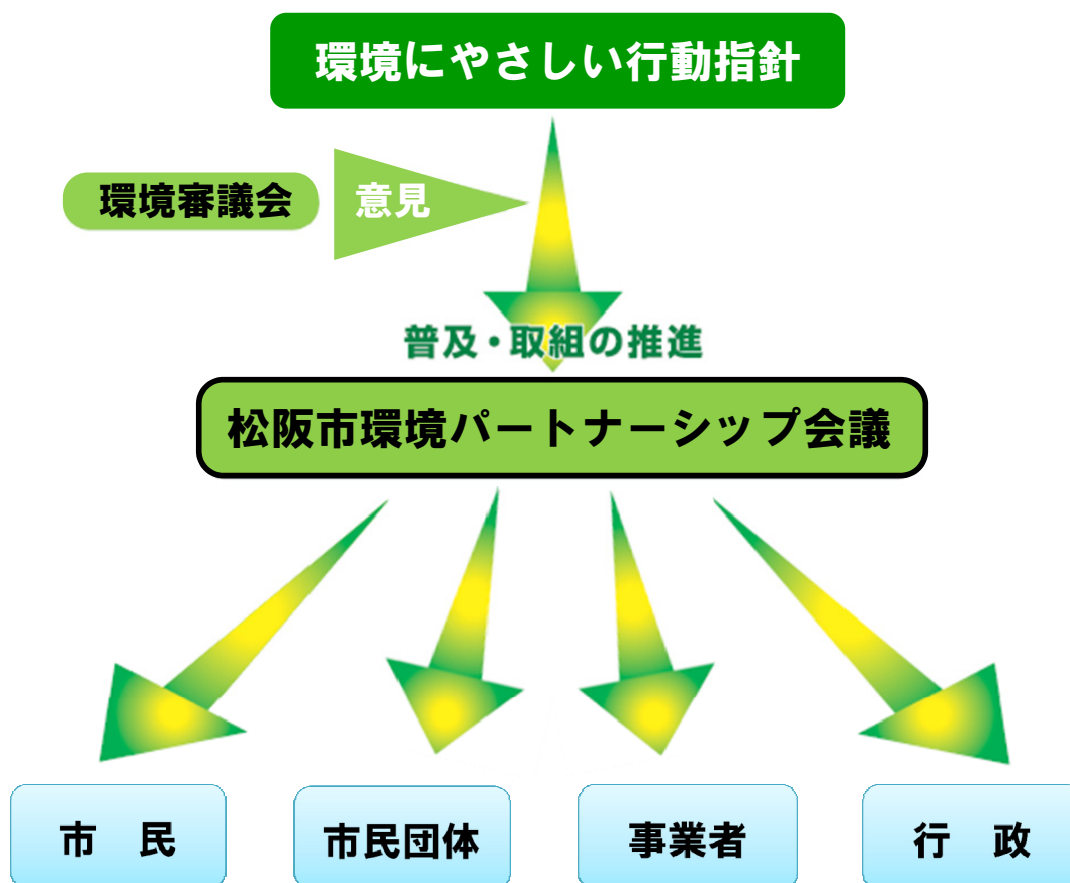
本環境行動指針は、めざすべき環境像である「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」を実現するためのものであり、「環境ビジョン」に掲げたまちの実現に向けた行動を示すものとして構成されています。第5章では、環境行動指針で示す市民、市民団体、事業者それぞれの具体的な取り組みの事例として、市の施策と合わせて各主体の取り組みを記載しています。



4. 指針の推進

市域においては、環境に配慮した行動を率先して実践している市民や、そのような市民がリーダー的存在となって積極的に活動している市民団体も多くあります。また、市域で事業活動を行う事業者の中には、環境配慮に積極的に取り組んでいるところも少なくありません。このような活動は、行政も含めたそれぞれの主体が情報の共有と連携を図ることでさらに有益な活動となることが期待されます。

この環境行動指針は、「松阪市環境パートナーシップ会議」を推進母体として、さらに実効性あるものとして追加、見直しを行っていくとともに、多くの市民に指針に示された行動を広く普及するよう取り組みを推進するものとします。また、より専門的な立場での意見を参考にするため、適宜、環境審議会の意見を聴くものとします。



5. 市民、市民団体、事業者の行動指針

各主体ごとに取り組むべき行動指針を次のとおり示します。

市民の行動指針

1. 私たち市民は、めざすべき環境像・環境ビジョンを共有し、市民団体、事業者、行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち市民は、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくために、森林の保全と林業の活性化に協力し、水環境の確保に努めます。
3. 私たち市民は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるため、動植物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にします。
4. 私たち市民は、安全で健やかに暮らすために、生活排水による水質汚濁に気をつけるなど、マナーを守り近隣住民に迷惑をかけないように努めます。
5. 私たち市民は、松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまちをめざすために、歴史文化遺産などに対する理解を深め、環境にやさしい景観・空間づくりに努めます。
6. 私たち市民は、「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまちをめざすために、3Rの考え方、省エネルギー・新エネルギーについて理解を深め、環境負荷の小さい生活スタイルを心がけ、地球温暖化の防止に努めます。
7. 私たち市民は、20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動していくために、環境に関する理解を深め、子どもたちにバトンタッチできるよう努めます。
8. 私たち市民は、上記に示す行動指針のほか、松阪市環境基本計画で示す環境にやさしい行動の実践に努めます。

市民団体の行動指針

1. 私たち市民団体は、めざすべき環境像・環境ビジョンを共有し、市民、事業者、行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち市民団体は、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくために、森林づくり、水辺空間づくりに協力し、水環境の確保に努めます。
3. 私たち市民団体は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるため、自然環境に親しむ機会をつくるなど、動植物の生息・生育環境を守ります。
4. 私たち市民団体は、安全で健やかに暮らすために、近隣住民に迷惑をかけないように啓発するなど生活環境に関する対策に協力します。
5. 私たち市民団体は、松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまちをめざすために、歴史文化遺産などに対する理解を深め、環境にやさしい景観・空間づくりに協力します。
6. 私たち市民団体は、「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまちをめざすために、3Rの考え方、省エネルギー・新エネルギーについて理解を深めるとともに、環境負荷の小さい生活スタイルの普及及びその情報の提供に努めます。
7. 私たち市民団体は、20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動していくために、環境教育・環境学習の機会を充実させるよう努めます。
8. 私たち市民団体は、上記に示す行動指針のほか、松阪市環境基本計画で示す環境にやさしい行動の実践に努めます。

事業者の行動指針

1. 私たち事業者は、めざすべき環境像・環境ビジョンを共有し、市民、市民団体、行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち事業者は、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくために、森林の保全などに協力するとともに、水辺環境に配慮した事業の実施に努めます。
3. 私たち事業者は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるため、動植物に配慮した開発などに努め、自然と共生できる事業活動に取り組みます。
4. 私たち事業者は、安全で健やかに暮らすまちをめざすために、法律や条例などを遵守するほか、近隣住民及び環境負荷の低減に配慮した事業活動に努めます。
5. 私たち事業者は、松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまちを守っていくために、歴史文化遺産などの保全、環境にやさしい景観・空間づくりに協力します。
6. 私たち事業者は、「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまちを守っていくために、3Rに配慮した事業活動、省エネルギー・新エネルギーに関する取り組みを実施し、環境負荷の小さい事業活動を通じて地球温暖化の防止に努めます。
7. 私たち事業者は、20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力していくために、環境に関する取り組みを広く公開するとともに、事業所内外において環境教育・環境学習に積極的に取り組みます。
8. 私たち事業者は、上記に示す行動指針のほか、松阪市環境基本計画で示す環境にやさしい行動の実践に努めます。

6. 市の行動指針

1) 環境施策の推進

市は、「松阪市環境基本計画」に盛り込まれた施策の内容に沿って、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関するすべての事業を推進していくことを責務として、計画に示された「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の実現に向け全力で取り組みます。

2) 一事業者としての環境負荷の低減の取り組み

環境施策を推進する一方で、市は自らも一事業者であることから、省エネルギー・省資源や廃棄物の削減、リサイクルの推進、グリーン購入*の実施など、率先して環境への負荷の低減に取り組む必要があります。このことから、平成12年に策定した「エコフィスアクションプログラムまつさか(松阪市地球温暖化対策率先実行計画)*」に基づき、Matsusaka-EMS*と連携して環境にやさしい取り組みを進めていきます。

【エコフィスアクションプログラムまつさかの目的】

松阪市は、さまざまな政策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、各種の物品の購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者や消費者として、通常の経済活動の主体としての性格を併せ持っています。

経済活動の主体として地方公共団体の占める位置は大きく、温室効果ガス*の排出に大きく関わっています。

松阪市は大規模な事業者であり消費者の立場から、地球温暖化*防止のための行動を自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図ります。

それとともに、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取り組みを促進することを目的とします。

【取組の内容】

エコフィスアクションプログラムまつさかにおいて以下のテーマごとに基本的な行動を実践することで環境への負荷の低減を図ります。

- ◆省エネルギー、省資源並びに廃棄物の減量・リサイクルの推進
- ◆グリーン購入の推進
- ◆職員に対する啓発等
- ◆新エネルギー*設備等導入の推進

資料編

1. 松阪市環境基本条例
2. 松阪市環境基本条例と松阪市環境基本計画関連図
3. 松阪市環境審議会
4. 松阪市環境基本計画策定委員会
5. 松阪市環境基本計画庁内策定検討会
6. 松阪市環境基本計画中間見直し策定チャート
7. 松阪市環境基本計画中間見直し策定経過
8. 環境基本計画中間見直し（中間案）に関する意見（パブリックコメント）
9. 用語解説

1. 松阪市環境基本条例

○松阪市環境基本条例

平成 17 年 1 月 1 日

条例第 149 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 基本方針と環境基本計画（第 8 条—第 12 条）

第 2 節 個別の分野における施策（第 13 条—第 19 条）

第 3 節 参画と協働のための施策（第 20 条—第 23 条）

第 3 章 推進及び調査体制等（第 24 条—第 27 条）

第 4 章 委任（第 28 条）

附則

前文

伊勢平野の中央部に位置する松阪市は、西に高見山地より連なる美しい山並みが広がり、これより流れ出る水は、櫛田川、阪内川、中村川などの清らかで力強い流れとなり、東に広がる伊勢湾に注ぎ込んでいる。この山から海まで連なる一連の緑の帯は、肥沃な大地と地域に応じた生態系を育み、私たちはこの恵みを受け自然と共存して発展してきた。

また、蒲生氏郷の松阪開府より、江戸期には松阪商人の活躍を背景に、本居宣長を生みだし、その後も多くの文人墨客を輩出するなど独自の個性ある文化を形づくってきた。

これらの豊かな自然と、先人が築いてきた歴史や文化は、私たちの日常生活に安らぎとうるおいを与え、私たちの生活を内面から豊かにしてくれている。

しかしながら、便利な暮らしを求め続ける私たちは、大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返すことで、環境への負荷を増大させ、その影響は生物の生存の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えている。

もとより私たちは、松阪市のうるおいある豊かな環境を良好な状態で享受する「権利」を有するとともに、その環境を将来にわたって、守り、育み、さらに引き継いでいかなければならない。

この認識のもと、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働して環境の保全と創造に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を実現することを目指し、ここに松阪市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、うるおいある豊かな環境を保全し創造するため、基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者の連携のもとそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) うるおいある豊かな環境 人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活をおくることができる環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って発生する相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 うるおいある豊かな環境の保全と創造は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもと持続的に発展することができる循環型地域社会を構築すること。
- (2) すべての生物にとってなくてはならない水の大切さを認識し、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくため健全な水循環の回復と維持に努めること。
- (3) 多様な生物が生息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然そして生物を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が図られること。
- (4) 先人が築きそして引き継いできた歴史文化遺産を発掘、保全及び活用し、これらの所産が、私たちの生活の中に密着したものとして活かされるとともに、歴史文化環境の大切さを引き継ぎ伝えていくこと。

- (5) 地球環境保全に関して、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に松阪市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って環境にやさしい行動を実践すること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し実施するものとする。

- 2 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に努めるものとする。
- 3 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のための広域的な取り組みを必要とする施策においては、国、三重県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体及び事業者（以下これらを「市民等」という。）と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、うるおいある豊かな環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(市民団体の役割)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民及び事業者と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努めるものとする。

- 2 事業者は、公害その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めるものとする。

第2章 うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 基本方針と環境基本計画

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復及び維持
- (2) 多様な生態系並びに自然環境の保全及び回復と動植物の保護
- (3) 都市生活型公害及び産業公害の防止及び予防
- (4) 快適環境の創造
- (5) 循環型地域社会の構築
- (6) 地球環境の保全
- (7) 環境教育及び環境学習の充実

(環境基本計画)

第9条 市長は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、市の総合計画の基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、第24条第1項に規定する松阪市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(環境行動指針への適合)

第11条 市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする。

(年次報告書の作成)

第12条 市長は、毎年、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2節 個別の分野における施策

(水源のかん養機能及び水の浄化作用のための森林の保全)

第13条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、森林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識のもと、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく森林の保全に対し必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

第14条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業を推進するとともに、合併処理浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(歴史文化の薫る魅力ある都市景観の形成等)

第16条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる町並みを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第17条 市は、循環型地域社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第18条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

（地球環境保全のための行動の促進）

第 19 条 市は、市民等との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に向けた行動指針を定め、その普及に努めるとともに、この指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 参画と協働のための施策

（環境教育及び環境学習の推進）

第 20 条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する生涯学習の支援のための施策
- (3) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策

2 市民及び市民団体は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、うるおいある豊かな環境の保全と創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他のうるおいある豊かな環境の保全と創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の収集及び提供）

第 22 条 市は、環境の状況及びうるおいある豊かな環境の保全と創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第 20 条に規定する環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（市民等の意見の反映）

第 23 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

第 3 章 推進及び調査体制等

（松阪市環境審議会）

第 24 条 市は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

- 2 審議会は、環境基本計画に関する事項その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する基本的事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。
- 3 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民から公募した者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、別に定める。

(調査等の実施)

第 25 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を策定し、適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第 26 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を実効性のあるものとするため、環境に係る監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(財政措置)

第 27 条 市は、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第 4 章 委任

第 28 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

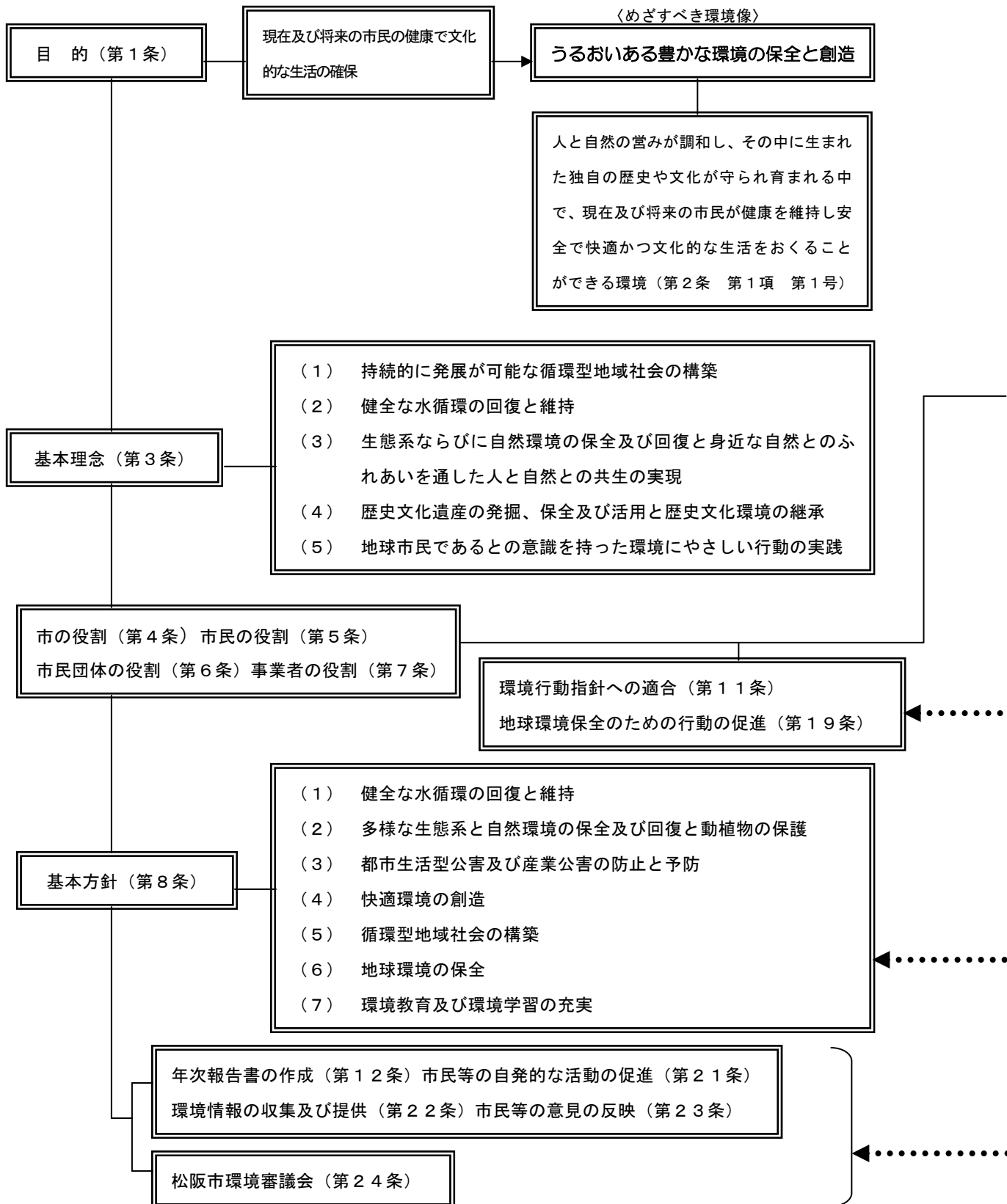
附 則

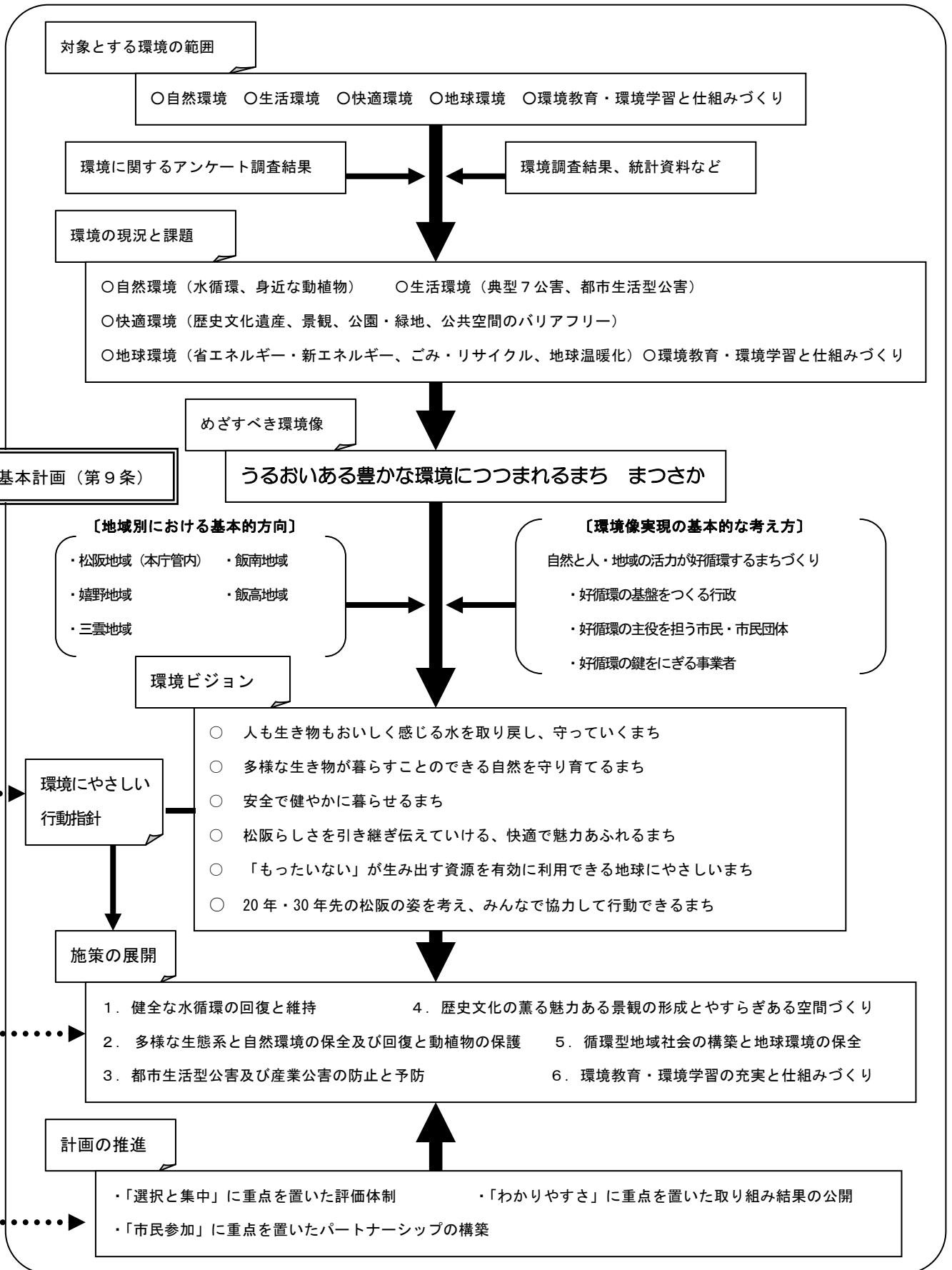
この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 10 月 18 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 松阪市環境基本条例と松阪市環境基本計画関連図





3. 松阪市環境審議会

○松阪市環境審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市環境基本条例（平成17年松阪市条例第149号）第24条第6項の規定に基づき、松阪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第41号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○松阪市環境審議会名簿

(五十音順)

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	吉 田 弘 一	三重中京大学 名誉教授
副会長	富 田 靖 男	元三重県立博物館 館長
委 員	大 橋 純 郎	松阪漁業協同組合
	笠 井 清	公募委員
	門 暉代司	元本居宣長記念館 館長
	木 原 寿 代	公募委員
	杉 崎 清 子	元三重中京大学短期大学部 教授
	須 藤 弘	松阪飯南森林組合
	筒 井 弘 佳	セントラル硝子株式会社
	中 村 左 恵	公募委員
	西 川 浩 美	公募委員
	野 田 宰 治	公募委員
	福 田 昭	松阪市立米ノ庄小学校
	牧 戸 継 右	(社) 三重県建築士会 顧問 (松阪支部)
	山 本 清 巳	松阪農業協同組合

○松阪市環境審議会意見書

平成23年12月 2日

松阪市長 山中光茂 様

松阪市環境審議会
会長 吉田弘 一

松阪市環境基本計画中間見直し版（最終案）について（意見）

松阪市環境基本条例第24条第2項の規定に基づき、「松阪市環境基本計画中間見直し版（案）」について、市民の立場あるいは専門的な立場からの審議・検討を踏まえ、幅広い観点と広い視野に立った多角的な面から計画全般について審議を重ねてまいりました。

先般提出されました「松阪市環境基本計画中間見直し版（最終案）」は、審議の過程において、各委員より出ました意見・提案を反映した計画であります。さらに、昨年度策定された「松阪市総合計画」の『市民みんなで』という考え方が取り入れられ、市民、市民団体、事業者とともに環境像の実現に向け、環境施策に取り組んでいこうとする市の意欲が伺えます。

また、再検討されました環境目標数値も、近年の環境や社会情勢の急激な変化に対応したものであり妥当な数値であると判断します。

計画の推進にあたりましては、本計画に具体的に示された「市民、市民団体、事業者、市」の各主体が取り組みを広く周知し協働することにより、環境目標が達成されますことを期待いたします。

4. 松阪市環境基本計画策定委員会

○松阪市環境基本計画策定委員会規則

(設置)

第1条 松阪市環境基本条例（平成17年松阪市条例第149号）第9条の規定に基づく松阪市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定及び見直しするため、松阪市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) その他前号の事務遂行のため市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教職員関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長がやむを得ない理由により委員会の会議（以下「会議」という）に出席できない場合は、あらかじめ委員長の指定する委員が委員長に代わってその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 7 日規則第 297 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 41 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

○松阪市環境基本計画策定委員会名簿

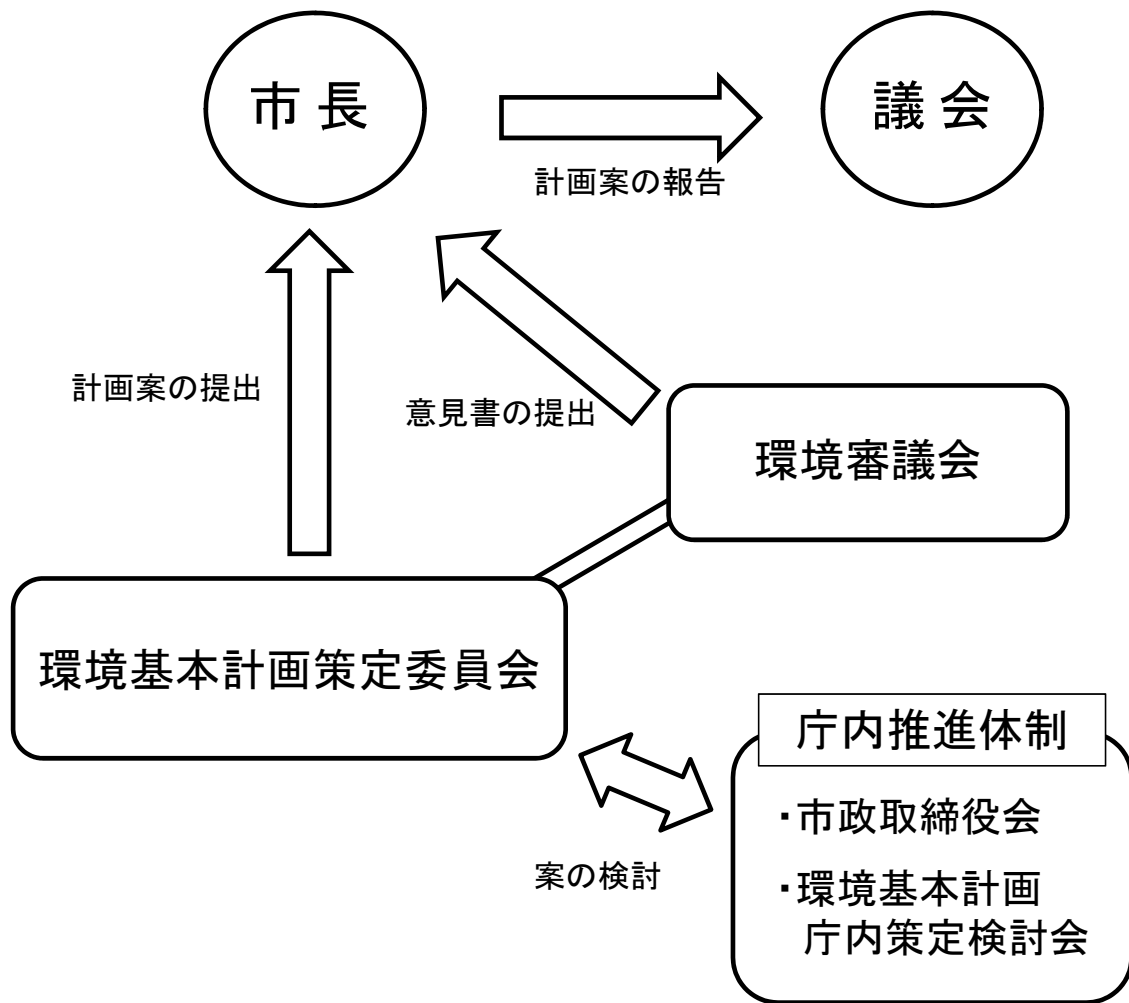
（五十音順）

役 職	氏 名	所 属 等
委員長	西 孝	三重中京大学 地域社会研究所
委 員	大 泉 千 花	松阪市立柿野小学校
	中 村 陽 子	市民代表
	中 山 翼	三重中京大学生
	村 林 守	三重中京大学
	山 際 京 子	市民代表
	横 井 美 登	松阪市自治会連合会

5. 松阪市環境基本計画庁内策定検討会

担当環境分野	所 属	氏 名
自然環境	環境課	山 口 真 澄
		氏 木 正 人
	農林水産課	中 林 正 明
	農村整備課	安 田 鉄 也
	土木課	亀 村 明 史
生活環境	環境課	山 口 真 澄
		磯 田 博 己
		氏 木 正 人
	農林水産課	岡 本 良 博
	農村整備課	宇 田 寛 之
	商工政策課	西 嶋 秀 喜
	下水道建設課	森 唯 人
快適環境	福祉課	近 田 弘 之
	農林水産課	古 川 勝
	土木課	長 谷 直 哉
	都市計画課	船 木 精 二
	教育総務課	青 木 覚 司
	文化課	近 藤 悦 昌
地球環境	財務課	今 西 正 美
	環境課	山 口 真 澄
	清掃事業課	後 藤 隆
	清掃政策課	下 倉 基 彦
	農林水産課	竹 内 信 介
	企業立地推進室	政 木 達 也
環境教育・環境学習	コミュニティ推進課	田 中 靖
	環境課	山 口 真 澄
	清掃政策課	下 倉 基 彦
	こども未来課	福 山 桂
	学校支援課	濱 田 晶 子
	いきがい学習課	深 田 政 己
全環境分野	職員課	若 山 幸 則

6. 松阪市環境基本計画中間見直し策定チャート



7. 松阪市環境基本計画中間見直しの策定経過

年月日	事項	主な内容
平成 23 年 4 月 28 日	第 1 回策定委員会	・委員の委嘱（7 人） ・環境基本計画中間見直しに関する概要説明
平成 23 年 5 月 2 日～ 平成 23 年 5 月 23 日	中間見直しに係る市民意見の募集	・計画見直しの参考とするため、市民意見の募集を行った。
平成 23 年 5 月 24 日	第 1 回庁内策定検討会	・環境基本計画中間見直しに関する説明
平成 23 年 5 月 30 日	第 2 回策定委員会	・第 1 章（計画の基本的事項）、第 2 章（松阪市の現況と課題）について検討
平成 23 年 6 月上旬	庁内策定検討会	・第 5 章（施策の展開）施策部分の検討
平成 23 年 6 月 20 日	第 3 回策定委員会	・第 3 章（めざすべき環境像と環境ビジョン）、第 4 章（環境目標）について検討
平成 23 年 7 月 25 日	第 4 回策定委員会	・第 5 章（施策の展開）前半について検討
平成 23 年 8 月 26 日	第 5 回策定委員会	・第 5 章（施策の展開）後半について検討
平成 23 年 9 月上旬	庁内策定検討会	・第 5 章（施策の展開）施策部分の検討
平成 23 年 9 月 12 日	第 6 回策定委員会	・第 6 章（計画の推進）、第 7 章（環境にやさしい行動指針）について検討
平成 23 年 9 月 22 日	第 1 回環境審議会	・環境基本計画中間見直しに関する概要説明 ・第 1 章～第 7 章の審議
平成 23 年 10 月 11 日	第 7 回策定委員会	・環境基本計画中間見直し（中間案）のまとめ
平成 23 年 10 月中旬	庁内策定検討会	・中間案の内容確認
平成 23 年 10 月 20 日	第 2 回環境審議会	・環境基本計画中間見直し（中間案）の審議
平成 23 年 10 月 24 日	松阪市自治会連合会環境美化研究会 松阪市環境パートナーシップ会議会員資料送付	・松阪市自治会連合会理事及び環境美化研究会委員に環境基本計画中間見直し（中間案）の意見聴取を行った。 ・松阪市環境パートナーシップ会議会員に資料を送付し、環境基本計画中間見直し（中間案）の意見を募った。
平成 23 年 10 月 25 日～ 平成 23 年 11 月 7 日	パブリックコメント	・環境基本計画中間見直し（中間案）に対する市民の意見を募集した。
平成 23 年 11 月 10 日	第 8 回策定委員会	・環境基本計画中間見直し（最終案）のまとめ
平成 23 年 11 月 22 日	第 3 回環境審議会	・環境基本計画中間見直し（最終案）の審議
平成 23 年 12 月 2 日	策定委員会最終案の提出	・市長へ計画最終案を提出。
平成 23 年 12 月 2 日	環境審議会意見書提出	・市長へ計画最終案に対する意見書を提出。

8. 松阪市環境基本計画中間見直し（中間案）に関する意見（パブリックコメント）

環境基本計画策定委員会により策定され、環境審議会により審議された環境基本計画中間見直し中間案について、松阪市自治会連合会への意見聴取、松阪市環境パートナーシップ会議会員への意見募集を行うとともに、パブリックコメントを実施し、22件のご意見・ご要望が寄せられました。

- 対象者 市内に居住している方、市内の事業所や学校などに通勤・通学されている方、市内に事務所などを有している企業及び団体等。
- 募集期間 平成23年10月25日（火）～平成23年11月7日（月）
- 閲覧方法 松阪市ホームページにて中間案を閲覧・ダウンロードできるほか、松阪市役所（第一分館環境課 および 本庁舎1階情報公開室）、各地域振興局（地域住民課）、各地区市民センターにて閲覧。
- 意見提出方法 記入用紙に住所、氏名、年齢、性別、連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、環境課まで直接持参、又は郵送、FAX および電子メールにて提出。

提出いただいたご意見の概要とご意見に対する見解は次のとおりです。

■ ご意見の概要とご意見に対する見解

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
1	P5 第1章 対象とする環境の範囲	安心・安全の観点から放射線対策及び水害対策について取り上げて欲しい。	本計画は、対象とする環境施策の範囲を「自然環境」、「生活環境」、「快適環境」、「地球環境」、「環境教育・環境学習と仕組みづくり」としています。今回は、中間見直しということで、対象とする環境施策の範囲をはじめ、めざすべき環境像等本計画の骨格部分は継承し、修正の必要がある箇所のみ見直しています。
2	P12 第2章 水循環（山・川・海）に対する課題	二級河川（県管轄）のごみ対策が遅れているように思われる。特に洪水の後がひどく改善の対策が必要であると思われる。	県において、対策等進められておりますが、市としても、周辺の自然的、社会的、歴史的環境に調和した河川の整備に努めるよう施策（P60）を記載しています。
3	P15 第2章 大気の汚染に対する課題	大気中のNO _x 、SO _x の濃度が少しずつ増加しているという。特に高速道路が出来てから目立っており、酸性雨の問題も含めて注意してほしい。	本計画において、大気における現況として、近年の二酸化窒素の推移を掲載しています。本市の環境調査及び三重県の環境調査において、継続して大気汚染物質の調査は必要であると考えます。
4	P18 第2章 都市生活型公害に対する課題	商品動物（ペット）による近隣騒音や糞尿の問題が一向に減らない。マナーやモラルだけでは無理なのではないか。	第5章施策テーマ「近隣公害への対応」において、動物の適正な飼養について、関係機関と連携して啓発等を進める施策（P74）を記載しています。

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
5	P21 第2章 公園・緑地	ベルファーム、森林公園は都市公園ではないのか。都市公園として位置づけられるのであれば、明記すべきである。また、位置づけが別であれば用語解説で説明が必要。	松阪農業公園ベルファームと松阪市森林公園は、都市計画施設として定める都市公園ではありません。松阪農業公園ベルファームは、都市と農村の交流拠点、自然や農業について学ぶ体験施設として、また、松阪市森林公園は、自然に親しむ環境を市民に提供するとともに、森林資源の活用を図り、併せて地域の経済的向上に資するための施設として位置づけられています。 松阪農業公園ベルファームについて用語解説に記載いたします。
6	P27 第2章 環境教育・環境学習と仕組みづくりに関する現況と課題	小・中学生を対象にするのであれば、具体化し、考慮する学習型より体験型の方が頭に入ってきやすいと思われる。	本計画においても、参加・体験型の環境教育・環境学習の充実を図る必要があると捉え、課題として挙げています。 また、第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」では、「環境教育・環境学習の充実」を図るための施策（P96）を記載しています。
7	P30、90 第3章 めざすべき環境像 第5章 省エネルギー・新エネルギーの推進	EU諸国のように、これからは環境観光都市作りに重点を置き、国内でトップの都市をめざすべきである。軸として、ハイオガス・ハイオディーゼルプラントで電力供給を行い、これらに付随させる環境ビジネスを育てることでCO2削減につながる。また、地域の大学と連携し、学生を全国から集め、各々事業者が育てば税収も見込め、市の財政負担も軽減される。また、そのプラントを見学することで波及効果もある。プラントを市が所有することが理想ではあるが、民間に委託の方法もある。	本計画において、めざすべき環境像を「うるおいある豊かな環境につつまれるまちまつさか」として掲げ、この環境像の実現に向けた施策（P58～97）を展開しています。 また、第5章施策テーマ「省エネルギー・新エネルギーの推進」において、「地域資源を活用した新エネルギーの創造」について施策（P90）を記載しています。
8	P34 第3章 地域別における基本的方向	おいしい水を守る。そのためには過疎化が進む川上の森林を保全する方策を立てる。川下は人が自然を愛し健やかに暮らしていくことのできるまちづくり。	第3章「環境ビジョン」（P36）において、「人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくまち」として、水循環に配慮したまちをめざすよう掲げています。また、第5章施策の展開において、「健全な水循環の回復と維持」のために、施策テーマ「森林保全と林業の活性化」を掲げ、森林保全に関する施策（P58、59）を記載しています。
9	P36 第3章 環境ビジョン（環境教育・環境学習と仕組みづくり）	新設される住民協議会内において環境問題に取り組んでいる方との協働も。	本計画で示す環境像実現に向けての基本的考え方である「好循環」について、住民協議会をはじめとする市民団体、市民、事業者、行政が協働していくことが大切であると考えます。

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
10	P58-97 第5章 各施策テーマ	各施策テーマに「目標」が書かれているが、どの「目標」も中身がスローガンの、実施時期や数値目標、あるいは達成・未達成の判断基準が入っていないことから、具体的にその「目標」が達成された時の状態がわからない。 「目標」という言葉ではなく、「方針」、「指針」、「理念」などという言葉に変えてはどうか。	第5章施策テーマごとに使用している「目標」は、「市の施策及び市民、市民団体、事業者の取り組みがめざすもの」という位置づけで使用しています。 なお、第4章（環境目標）にて、環境ビジョンの達成度を評価する一つの指標として数値目標を設定しています。
11	P58-97 第5章 レイアウト	行政の関連施策番号の「⇒①」は次のページと勘違いする。各取り組みの文章の前に番号を入れてはどうか。 また、具体的な取り組みの事例がないので、事例集としてまとめるか、具体事例をコラム的に掲載してはどうか。	「行政の関連施策番号」を「(該当ページ)の行政関連施策番号」に修正し、わかりやすく表記します。
12	P58-61 第5章 健全な水循環の回復と維持	最も大切な川上でやらなければならないことが、市民、市民団体、事業者とも“ボランティア”が一番では情けない。中高生などの夏季休暇を利用しての体験学習を必須項目として取り組むなどの積極的な展開はできないか。 施策の内容について、99%が農林水産課で、一部環境課になっているが、所轄する担当部門がおかしくないか。また、企業の森などの活動はここでは扱わないのか。	第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」において、将来を担う子どもたちに対して環境教育を進めるよう施策（P96）を記載しています。 第5章施策の展開では、それぞれの施策に対し、担当所属を「担当課」と記載しておりましたが、主な担当課を記載する「主担当」として、表記を変更いたします。 企業の森は県の事業ではありますが、市としても、県や林業関係者と共に森林整備を進めていくものと施策（P58）を記載しています。
13	P64 第5章 自然環境に配慮した農業・漁業の促進 施策番号③	「飯高地域資源活用交流施設（飯高駅）」を「飯高駅（飯高地域資源活用交流施設）」にする。	飯高駅の正式名称は「飯高地域資源活用交流施設」であるため、「飯高地域資源活用交流施設（飯高駅）」としています。
14	P66 第5章 大気汚染の防止	法改正や条例の解説など、事業者に対するPRを積極的にすべきである。事業者と行政による協定の締結や工場団地などで地域環境活動の展開をしてはどうか。1社だけの活動ではなく、広がりしてほしい。 事業者から法令違反者を出さないために法律を市民・事業者へ解説する必要がある。	現在市では、公害防止に関する法律や条例等をホームページに掲載しています。 「事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する立場から公害行政を尊重し、相互に協力して地域の実情に適応した公害防止対策を推進すること」を目的に公害防止協定の締結を進めています。 地域環境活動について、松阪市環境パートナーシップ会議の活動において展開していくものと理解しています。

No.	該当頁・該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する見解
15	P67、71、73 第5章 市民団体の取り組み	具体的取り組みがないので、市民団体の取り組みを削除する。	ご指摘のとおり削除いたします。
16	P80 第5章 公園・緑地の整備	中心地（駅前等）にこそベルファームのようなテーマパークが必要なのではないか。	現時点において、そのような計画はありません。
17	P90 第5章 省エネルギー・新エネルギーの推進	計画を進めている「清掃工場」からの発電はできないか。	新ごみ処理施設の建設に関し、発電能力を備えた施設として、計画を進めております。
18	P96 環境教育・環境学習の推進	定期的な講座開催や認定証の発行など市民の連続性を考えて欲しい。	第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」において、「人材の育成及び体制の整備」に向けた施策（P96）を記載していません。
19	P96 環境教育・環境学習の推進	松阪市民にごみについて学習する機会をもっと作って市民の意識レベルをもっと高める必要がある。 そのために中間処理業者等の施設見学会などを行い、市民の学習の場を提供して欲しい。市民が見学することで市民の監視につながり、事業者の法令違反を未然に防ぐことができる。	第5章施策テーマ「環境教育・環境学習の推進」において、P96の施策番号①について、「自然や歴史文化とふれあうことのできる体験体感学習などの場や機会の充実など市民に対し環境学習の場の提供に努めます。」と修正し、市民に対する環境学習の施策を記載いたします。
20	P114 第7章 市の行動指針	「エコフィスアクションプログラムまつさか」について、見直し前では、「温室効果ガスの総排出量に関する目標」、「財の購入・使用に関する目標」等の具体的内容が記入されていたが、今回は省略されている。模範的な計画を具体的に市民、市民団体、事業者に示す意味からも具体的内容の記載を願う。	前計画では市の取り組みとして「エコフィスアクションプログラムまつさか」について記述していましたが、今回の見直しにより、「市の行動指針」と変更し、環境施策の推進、一事業者としての取り組みの2本立てとしております。本計画においては数値目標等を割愛しましたが、地球温暖化対策率先実行計画には具体的内容を掲載しています。
21	全体 章構成	全体の構成として、分野ごとに現状把握から課題抽出・目標・実行内容まで章を分けずに一連の流れで読めるように変えてはどうか。 今の構成では、第2章で現状と課題を各分野ごとに記述し、その対策を第5章で記述しているため読みにくい。	今回は、中間見直しということで、章の構成をはじめ、めざすべき環境像等本計画の骨格部分は前計画を継承し、修正の必要がある箇所のみ見直しています。
22	全体 文章	紙の減量のため、文章を減らして表形式で内容を表現し、ページ数を減らしてはどうか。	わかりやすさに重点を置きましたが、ページ数は前計画と同様となりました。全体を通しページ数の削減に努めています。

9. 用語解説

【あ】

アイドリングストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するととも有効な手段であるとされている。

悪臭防止法

工場・事業場からの悪臭物質の排出の規制措置等を定めた法律。1971年（昭和46年）に施行された。

一般廃棄物

市民の日常生活において家庭から排出されるごみなどや、事業者から排出される産業廃棄物以外の紙くすなどのごみのこと。

ウォームビズ

過度に暖房機器に頼らず、寒い時は暖かい格好をして働くビジネススタイルのこと。地球温暖化の防止を目的に、クールビズ同様に環境省が2005年（平成17年）に提唱した。

エコオフィス

事務や事業に対して、環境負荷を意識し環境にやさしい取り組みを優先して行う事業所のこと。

エコドライブ

エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境にやさしい取り組み。

エコフィスニュース

市職員向けに、地球温暖化防止への身近な取り組みなどを掲載した啓発紙。環境課が毎月発行する。

温室効果ガス

地球温暖化を進行させる大気中のガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類がある。

温暖化防止のための国民運動

「チャレンジ25キャンペーン」として世界に約束した日本の目標である「温室効果ガス排出量25%の削減」を実現するための国民的プロジェクト。「1人ひとりの行いは、ちょっとしたことかもしれない。でも、それがチームとなって結集すれば、地球規模の大きな力になれる。」とのコンセプトのもと、二酸化炭素削減のための6つのアクションプランを掲げ地球温暖化防止の取り組みを進めている。

【か】

街区公園、近隣公園、地区公園→都市公園を参照。

拡大生産者責任（EPR）

生産者の責任を、製品の製造・流通時だけでなく、製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方のこと。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理及び家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置について定めた法律。平成 11 年に施行された。

学校エコチャレンジ

市内の公立小・中学校及び幼稚園を対象として、環境保全のための計画を教職員、児童、生徒が立案し目標をたて、ごみの減量・分別や節電、節水、クリーン作戦などの取り組みを学校・園単位で行うもの。

合併処理浄化槽

台所やお風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽のこと。これに対し、水洗トイレなどの汚水だけを浄化する浄化槽のことを「単独処理浄化槽」と呼ぶが、現在「単独処理浄化槽」の新規設置は法律で禁止されている。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。具体的には、大気、水、土壌、騒音をどのレベルに保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものである。

環境自治体会議

自治体や団体間のネットワークづくりを推進し、情報を共有することにより、環境施策を推進することを目的に、積極的に環境政策に取り組んでいる全国の自治体で構成する組織。平成 24 年 2 月現在 55 の自治体が入会している。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質。疑われる化学物質として、ダイオキシン、ポリ塩化ビフェニール類（PCB）、殺虫剤の DDT などがある。

環境林

従来の木材生産に特化した「生産林」と区別して、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、土壌保全などの効果が最大限発揮されるとともに、人間や生き物にもやさしい共有空間としての機能も併せ持った環境保全志向の高い森林や山林として位置づけたもの。

かん養機能

森林の土壌が、降水を貯蔵し、川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

企業の社会的責任（CSR）

企業は、社会の一員として存続するためには、社会の一員であることを自覚して、地域経済、雇用、消費者保護や環境への配慮など社会全体に対する責任を果たすべきだとする考え方。

京都議定書

1997年（平成9年）12月に京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」で採択された、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書のこと。

近隣公害

エアコンの室外機による騒音やペットの鳴き声などが原因で、生活に密着した住まいや生活環境をめぐる隣近所同士のトラブルのこと。

クールビズ

地球温暖化の防止を目的に、環境省が2005年（平成17年）から提唱、実施しているキャンペーン。二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため、夏に「ノーネクタイ・ノー上着ファッション」の軽装によるワーキングスタイルのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーン調達

製品の原材料・部品や事業活動に必要な資材などを環境への負担が少ないものから優先的に調達しようとする事。

グリーンツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。

公益的機能

森林の持つ水を蓄える、水の浄化、土砂流出防止、二酸化炭素の吸収・固定、やすらぎを与える（ふれあいの場）、野生生物の生息環境など多くの人や生き物に与えるよい働きを指している。

公害防止協定

地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたもの。平成 23 年 3 月 31 日現在、本市は、56 の事業所と公害防止協定を締結している。

公共下水道

区域内の汚水や雨水を排水管や、配水溝で集め、汚水は処理してから放流し、雨水はそのまま排除するための下水道で、終末処理場を有するか、または流域下水道に接続しているものをいう。

交通バリアフリー

高齢者、身体障がい者や妊婦、けが人なども含め、みんなが公共交通機関を使って移動しやすくするためのバリアフリー化のこと。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブであり、子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。

コミュニティ

地域社会のことで、地域性と共同意識によって成立している社会。

【さ】

里山

人里離れた奥山ではなく、集落の近くにあって、燃料としてのマキ（薪炭用木材）や山菜とり、あるいは落ち葉を利用した堆肥づくりなど、地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所のこと。

浚渫（しゅんせつ）

水底の土などをさらい取ること。

新エネルギー

化石燃料に代わるクリーンなエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、小水力（水路などの落差を利用する）やバイオマス（木材や動物のふんなどを利用する）などの自然のエネルギーと、水素を利用した燃料電池などがある。

針広混交林

針葉樹人工林に広葉樹を交えた森林のこと。森林本来の持つさまざまな公益的機能を回復させる施業として期待されている。

振動規制法

工場・事業場及び建設工事からの振動の規制措置等を定めた法律。1976年（昭和51年）に施行された。

水質汚濁防止法

工場などから公共用水域に排出される汚水・廃液による水質汚濁の防止を図り、被害が生じた場合の事業者の損害賠償責任について定めている法律。1971年（昭和46年）に施行された。

3R

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の3つの語の頭文字をとった言葉。循環型社会を実現するために、ごみになるものを減らし、繰り返し何度も使い、資源として再生利用するという考え方。

ゼロ・エミッション

廃棄物を徹底分別しリサイクルを促進することで、焼却や単純埋立てによって処分する産業廃棄物をなくすということ。

騒音規制法

工場・事業場、建設工事及び自動車からの騒音の規制措置等を定めた法律。1968年（昭和43年）に施行された。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール(Co-PCB)の総称であり、それぞれ毒性が異なる。人への影響については、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる毒性を有するといわれている。

大気汚染防止法

工場などから生じる煤煙（ばいじん）や自動車の排気ガスなどを規制し、大気汚染を防止するとともに、被害が発生した場合の事業者の損害賠償責任について定めている法律。1968年（昭和43年）に施行された。

地球温暖化

人間の経済活動などで大気中の二酸化炭素をはじめとする「温室効果ガス」が増加し、地球全体の気温が上昇する現象のこと。異常気象や自然生態系、農業などへの影響が心配されている。

低公害車

排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公害の発生を大幅に抑えた車両のこと。具体的な車両として、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられるが、開発が進む燃料電池車や低燃費型のガソリン・ディーゼル車も低公害車として含まれるとする考えもある。

テトラクロロエチレン

ドライクリーニング、金属部品洗浄等に用いられる不燃性で水に溶けない無色の液体。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められている。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体などが都市計画区域等において設置する公園または緑地のこと。

主な種類	内 容
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用を目的とする公園のこと。
運動公園	都市住民全般の主として運動することを目的とする公園のこと。
地区公園	主に徒歩圏内に居住する人の利用を目的とする公園のこと。
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的により配置する。
近隣公園	主に近隣に居住する人の利用を目的とする公園のこと。
街区公園	主に街区に居住する人の利用を目的とする公園のこと。
都市緑地	主に都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地のこと。

トリクロロエチレン

金属部品洗浄、半導体製造工程等で使われる不燃性で水に溶けない無色の液体。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められている。

【な】

二酸化硫黄

石油や石炭などの化石燃料に含まれる硫黄分が燃焼酸化されることにより発生する。呼吸器系に有害であるとともに酸性雨の原因となる有害物質である。

二酸化窒素

工場や事業所のボイラーや自動車のエンジンなどが主な発生源である。二酸化硫黄同様に呼吸器系に有害な影響を与える物質である。

ネットワーク

一定の目的をもってつながっている網の目のような組織。例えば、道路網（ネットワーク）、通信網（ネットワーク）などを使用する。

農業集落排水施設

農村の生活環境整備を目的として、公共下水道の整備対象とならない地区の汚水処理をする施設のこと。

海苔ひび

養殖する海苔を付着生育させるための海中に立てる木や竹の枝。

【は】

パートナーシップ（協働）

行政、市民、市民団体、事業者など、立場の異なる組織や人同士が、明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を生かしながら、連携し協力し合うこと。

バリアフリー

バリア（障壁）をなくすこと。建築用語では、建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障がい者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様にすることを意味する。建築分野に限らず、公共施設や交通機関、身の回りの商品でもバリアフリー化が進んでいる。障がい者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障がいの除去という意味にも使われる。

ビオトープ

生物の生息空間のことであり、地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を形づくっている空間のこと。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊やその他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

【ま】**松阪市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画**

長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めた計画。平成 19 年 3 月に策定し、平成 23 年度に中間見直しを行った。

松阪市開発行為に関する環境保全条例

市域における開発行為と環境の保全との調和等を図るため、開発行為に関し、必要な措置を定め環境の保全の推進に寄与することを目的として、平成 17 年 1 月に制定した条例。

松阪市景観計画

本市の豊かな景観を市民共通の資産として認識するとともに、この豊かな景観を次世代へ継承し、良好な景観形成を実現化することを目的に、平成 20 年 10 月に策定した計画。

松阪市交通バリアフリー基本構想・嬉野町交通バリアフリー基本構想

高齢者、身体障がい者を含むすべての市民が、住み慣れた地域や家庭において健康で生き生きと暮らせるまちづくりを実現させるために、交通バリアフリー施策の検討を行うことを目的に平成 16 年 3 月に策定した基本的な方針。

松阪市市民活動センター

松阪を中心にボランティアや NPO など、公益的な活動をする市民を分野や領域を越えて支援する市民活動の拠点施設。市民活動に関する情報収集やネットワーク形成の場として利用できる。

松阪市民バリアフリー推進チーム

だれもが安全・快適に生活できるバリアフリー社会を実現するため、市民の視点で公共施設や歩道等のバリアフリー化についての点検調査、意見提案を行うとともに、バリアフリーについての普及啓発活動等を実施している。

松阪市森林整備計画

地域の実情に即した森林整備（伐採、造林、保育等）を総合的・計画的に実施し林業振興を図るために策定した計画。10 年間の計画で、5 年毎に見直しを図る。

松阪市総合計画

本市が今後 10 年間でめざす将来像「市民みんなで幸せを実感できるまち」の実現のため、その基本方向を示した計画のこと。計画は主に、本市の将来像を示し、その実現に向かって取るべき政策を分野別に整理した「基本構想」、基本構想で示した将来像の実現に向かって必要な施策を体系に整理した「基本計画」、さらに基本計画の計画期間で取り組む具体的な事業を示す「実施計画」の 3 つから構成されている。平成 23 年度を初年度とし、市長の任期に合わせ、評価・見直しを図る。

松阪市地域新エネルギービジョン

市域における長期的な展望に立った新エネルギーの活用を促進することを目的に、平成 20 年 2 月に策定した計画。

松阪市地球温暖化対策率先実行計画（エコフィスアクションプログラムまつさか）

大規模な事業者であり消費者の立場から、地球温暖化防止のための行動を市自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図ることを目的に、市有施設等における温室効果ガス削減に取り組むことを示した計画。平成 12 年に策定し、平成 17 年度の市町合併後は、旧 4 町の施設にも拡げ、取り組みを行っている。

松阪市田園環境整備マスタープラン

農業農村整備事業実施の基本原則である「環境との調和への配慮」を実践してゆくことを目的に策定した計画。新市として平成 17 年 6 月に策定し、その後随時見直しを行っている。

松阪市農業振興地域整備計画

優良農地の維持保全を図りつつ、生産基盤、生産自然環境を含めた農村の総合的な整備を進め、活力ある農村地域の土地利用を進める目的で策定した計画。昭和 48 年に策定し、概ね 5 年毎に見直しを図っている。

松阪市バリアフリーのまちづくり基本計画

効果的かつ効率的なバリアフリー環境の実現を図るため、道路、公園等の公共施設や交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、地域の生活環境の重要な要素となっている建物のバリアフリー化をめざして平成 14 年 3 月に策定した計画。

松阪市緑の基本計画

緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する、緑とオープンスペースの総合的計画。

松阪農業公園ベルファーム

農業をはじめとする地域産業の振興を支援し、市民の健康及び福祉の向上並びに地域の環境と調和した魅力あるまちづくりに寄与するための施設。

三重県公害事前審査制度

三重県公害事前審査会条例に基づき、工場・事業場の新・増設に伴う公害の未然防止を図るため、防止に関する技術的事項を審査する制度。

三重県生活環境の保全に関する条例

三重県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護と環境水準の向上に関する事項を定めた条例。事業場及び日常生活における環境への負荷の低減、工場等における公害の防止、環境美化、産業廃棄物の適正処理などを規定している。平成13年3月に制定された。

木材のカスケード利用

木材はリサイクルが容易な材料であることから、廃棄物として燃やさずに、価値の高い順にできるだけ長く繰り返し利用し、最終的には木質バイオマスとしてエネルギー利用するといったカスケード的（多段階的）利用が望ましいとすること。

木質バイオマス

木材からなる再生可能な、生物由来の有機性資源のこと。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

【や】

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。ユニバーサルデザインの7原則として以下のものがある。
①誰にでも公平に利用できること。②使う上で自由度が高いこと。③使い方が簡単ですぐわかること。④必要な情報がすぐに理解できること。⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること。⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること。⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること。

【B】

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物を微生物等が分解する際に使う酸素の量を表す数値で、この量が多いほど水中の有機物が多いことになり汚れていると判断される。

【C】

COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を薬品で化学的に分解させ、そのときに消費された薬品中の酸素の量で有機物の量を示す。この量が多いほど水中の有機物が多いことになり汚れていると判断される。

【I】

ISO14001

1996年（平成8年）に国際標準化機構（ISO, International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際標準規格。環境マネジメントとは、組織が自ら環境に関する方針及び目的を定め、その実現のための計画（Plan）を立て、それを実施・運用（Do）し、その結果を点検及び是正（Check）し、これに基づきさらによくなるように見直し（Act）を行うというPDCAサイクルを確立することであり、これにより、組織の活動が環境に与える影響を適切に管理し、環境の保全と汚染の予防を図ることをめざすものである。

【M】

Matsusaka-EMS（松阪市環境マネジメントシステム）

平成23年10月から運用を開始した松阪市独自の環境マネジメントシステム。それまで運用していたISO14001に基づくシステムよりも事務量やコストの削減を図りながらも、取り組みの自主性を高めるなどして環境負荷低減をさらに進めていく仕組みとしている。

M-EMS（ミームス）

取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシステムの制度（仕組み）を構築・普及し、幅広い県内事業者の環境負荷低減に向けた取り組みを促進することを目的として、三重県が進める小規模事業者向けの環境マネジメントシステムのこと。

松阪市環境基本計画

－中間見直し版－



発行日／平成24年 3月

発行／三重県松阪市

編集／松阪市環境部環境課

〒515-8515 松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4425

FAX 0598-26-4322

E-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

<http://www.city.matsusaka.mie.jp/>



Matsusaka City ecological plan

MY•ECO